

第3次 蕨市環境基本計画

蕨市地球温暖化対策実行計画
(区域施策編・事務事業編)
蕨市気候変動適応計画

みんなで未来へつなぐ 快適で持続可能なまち わらび

~日本一のエコシティわらびへ~



令和5(2023)年度 ▶ 令和14(2032)年度

蕨市

はじめに



私たちの故郷・蕨の住みよい環境と将来にわたり持続可能な環境にやさしい社会の実現に向けて、蕨市では、平成15(2003)年の環境基本計画に続き、平成25(2013)年に第2次計画を策定し、太陽光発電など地球温暖化対策設備への補助制度や蕨戸田衛生センター組合におけるごみ発電と電力の有効活用、防犯灯や道路照明灯のLED化などを実施するとともに、市民の皆さんと協働して、ごみの減量化と分別の徹底、資源化などの取り組みを着実に進めてきました。

この間、平成27(2015)年には、気候変動に関する国際的枠組み「パリ協定」や持続可能な開発目標(SDGs)が採択されるなど、環境への取り組みが大きくなるとなる一方で、地球温暖化による気候変動は、世界的な異常気象による災害の多発化など、深刻な影響を及ぼしています。蕨市では、これまでの成果を踏まえつつ、今、大きく変化する環境問題に対応していくため、この度、令和 5(2023)年度から10年間を計画期間とする第3次蕨市環境基本計画を策定いたしました。

本計画では、望ましい環境像を「みんなで未来へつなぐ 快適で持続可能なまち わらび ～日本一のエコシティわらびへ～」とし、その実現に向けて、再エネ・省エネの加速化、ソーラー蓄電池ステーションの導入、カーボンオフセットの取り組み、エコグリーンの実行、ゼロカーボンシティ宣言の5つの重点プロジェクトを掲げるなど、特に地球温暖化対策や脱炭素社会の実現に向けた取り組みを意欲的に進めてまいります。2030年度の本市の温室効果ガスの削減目標を、国の目標を上回る「50%削減」とし、更に2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、市民・事業者・行政が一体となり力強く取り組みを進めていきますよう、皆さんのご協力をお願いします。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました蕨市環境審議会の皆様、貴重なご意見をいただきました市民の皆さん、関係各位に心より御礼を申し上げます。

令和5年3月

蕨市長 頼高 英雄

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
1. 計画策定の背景	2
2. 計画の目的	6
3. 計画の期間	6
4. 計画の位置づけ	7
5. 計画の対象範囲	8
6. 計画の推進主体	8
第2章 本市の概況	9
1. 地勢・沿革	10
2. 人口・世帯	10
3. 土地利用	11
4. 産業	12
5. 交通	13
6. 公園	14
第3章 環境施策の推進と環境意識	15
1. 前計画の進捗状況及び課題の概要	16
2. 市民及び事業者への環境意識調査結果の概要	18
3. 現状と課題の総括	24
第4章 望ましい環境像と基本目標	25
1. 望ましい環境像	26
2. 10年後のイメージ	27
第5章 重点プロジェクト	29
重点プロジェクト	30
第6章 施策の展開	33
施策の体系	34
基本目標1. みんなで実現する 脱炭素のまち	36
1. 基本的事項	36
2. 計画の位置づけ	36
3. 温室効果ガス排出量	37
4. 本市の気象	43
5. 気候変動に関する予測	44
6. 削減目標	47
7. 施策の基本的な考え方とSDGs	48
8. 環境配慮指針	59
9. 成果指標と個別目標	60

10. ロードマップ	60
基本目標2. みんなでつくる 資源循環のまち	61
1. 施策の基本的な考え方とSDGs	61
2. 成果指標と個別目標	68
基本目標3. みんなで守る 安心して暮らせる快適なまち	70
1. 施策の基本的な考え方とSDGs	70
2. 成果指標と個別目標	81
基本目標4. みんなで育む 人と緑が共生できるまち	82
1. 施策の基本的な考え方とSDGs	82
2. 成果指標と個別目標	88
基本目標5. みんなで進める エコ・コミュニティのまち	89
1. 施策の基本的な考え方とSDGs	89
2. 成果指標と個別目標	96
第7章 計画の推進体制と進捗管理	97
1. 計画の推進体制	98
2. 計画の進捗管理	98
資料編	99
資料1 諮問	100
資料2 答申	101
資料3 蕨市環境基本条例	102
資料4 蕨市環境審議会名簿	107
資料5 蕨市環境基本計画策定庁内連絡会名簿	108
資料6 市民環境意識調査結果	109
資料7 事業者環境意識調査結果	133
資料8 用語解説	154

コラムの目次

コラム① 地球温暖化と気候変動	3
コラム② ゼロカーボンシティ宣言	32
コラム③ 温室効果ガスの種類と排出内訳	37
コラム④ 「脱炭素」と「低炭素」	48
コラム⑤ 3R活動	61
コラム⑥ フリーマーケットなどの開催	67
コラム⑦ 「捨てればごみ、分ければ資源」、資源循環はサービス向上に貢献	69
コラム⑧ 不法投棄は「しない」、「させない」、「許さない」	70
コラム⑨ 緑の効果	82
コラム⑩ 蕨市環境フォーラム	89

第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定の背景
2. 計画の目的
3. 計画の期間
4. 計画の位置づけ
5. 計画の対象範囲
6. 計画の推進主体

1. 計画策定の背景

1.1 多様化・複雑化する環境問題と環境意識の高まり

蕨市では2001(平成13)年3月に「蕨市環境基本条例」を制定、2年後の2003(平成15)年3月には「蕨市環境基本計画」を策定し、市民、事業者、市がそれぞれの立場から環境の保全及び創造のための取組を進めてきました。

2013(平成25)年には、第2次となる新たな「蕨市環境基本計画」を策定し、地球規模の環境問題の解消を視野に入れた持続可能な循環型社会・低炭素社会を目指してきました。

この間、地球温暖化に伴う気候変動が現実味を帯び、生物多様性の危機が明らかとなり、マイクロプラスチックをはじめとした廃棄物問題などが社会経済の課題と相まって多様化・複雑化してきています。

そうした中「SDGs」や「カーボンニュートラル」などをキーワードとして人々の意識が高まり、環境問題の解消に向けて共通目標・共通認識を持つことが世界的な潮流となってきています。

本市でもこれまでの施策や取組を踏まえつつ、より一層市民、事業者及び行政が協働で、多様化・複雑化する環境問題に対応することが求められます。

1.2 国内外の動向

(1) 地球温暖化・脱炭素

2015(平成27)年12月にパリで国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)が開催され、地球温暖化対策の新たな枠組として「パリ協定」が採択されました。パリ協定は、世界共通の長期目標として「世界全体の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて2℃未満に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」としています。

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)が2021(令和3)年8月に公表した第6次評価報告書第1作業部会報告書によると、地球温暖化は人為起源であることに疑う余地はないことが確信的に示され、「産業革命前から世界平均気温の上昇は約1℃であり、今後20年のうちに1.5℃上昇に達する可能性がある」と指摘しています。

わが国では、2020(令和2)年10月の臨時国会で菅首相が「2050年カーボンニュートラル宣言」を表明し、温室効果ガス排出量を2050年までに実質ゼロにする脱炭素社会に向けた取組が加速しつつあります。2021(令和3)年4月の気候サミットにおいては、わが国の2030(令和12)年度の温室効果ガス排出量を2013(平成25)年度比で46%削減する目標を表明しました。同年6月に閣議決定された「成長戦略実行計画」に基づき、経済産業省は関係省庁と連携して「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を策定しました。その枠組として4つの開発・導入フェーズを設定し、民間企業の資金誘導を行うとともに、規制改革、規格・標準化、国際連携、政策ツールを総動員し、推進しています。同年10月には、「第6次エネルギー基本計画」及び「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、再生可能エネルギー導入量が大幅に引き上げられるとともに、2030(令和12)年度46%削減目標に向けた施策の展開が示されました。

コラム① 地球温暖化と気候変動

地球温暖化に伴う気候変動は、異常気象の頻発、台風の大型化、食料生産の危機、水資源の枯渇、海面上昇による住居地域の喪失などを引き起こす世界的に深刻な環境問題です。その主な要因は、人間の活動で使用する化石燃料に起因する二酸化炭素(CO₂)をはじめとした温室効果ガスの増加とされています。

私たち一人ひとりが可能な限り温室効果ガス排出の抑制に向けた取組を実践することが大切になってきます。



出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

(2) 資源循環

2018(平成30)年6月に閣議決定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、循環分野における基盤整備を行うとともに、持続可能な資源利用に向けた5本柱の取組が示されました。2020(令和2)年11月に公表された進捗状況点検結果によると、全国の一般廃棄物排出量は、長期的には順調に減少してきているものの、短期的には減少量が少なくなっており、更なる取組が必要であると指摘されています。

2019(令和元)年5月に策定された「プラスチック資源循環戦略」では、2030年までにワンウェイプラスチックの累積25%排出抑制、容器包装の6割のリユース・リサイクル、バイオマスプラスチックの約200万t導入などの目標を掲げ、プラスチック資源循環等の取組(3R+Renewable)が促進されています。

更に、2022(令和4)年4月から「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、事業者に対してプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の促進、消費者にも、プラスチック使用製品の使用の合理化、適した分別による排出などを努めることを求めています。

また、近年顕在化してきた食品ロスの問題は、国際的にも重要な課題となっています。本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品は、日本では500万t以上に上り、世界で飢餓に苦しむ人々に向けた世界の食糧支援量の約1.2倍に相当するとの報告もあります。食品ロスは資源の無駄、コストや環境負荷の増大等につながることから、2019(令和元)年10月から「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、国民運動として食品ロスの削減に関する取組が展開されています。

(3) SDGs

2015(平成27)年9月開催の国連持続可能な開発サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核となる「持続可能な開発目標」(SDGs:Sustainable Development Goals)の達成に向けた取組が国際的な広がりを見せています。

SDGsは、2030年までの長期的な開発の指針として、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指し、社会、経済及び環境の側面から17の目標(ゴール)を掲げています。

17のゴールには、気候変動への対応、資源の持続的な利用(資源循環)、自然環境の保全など環境に直接関係するものが多く含まれています。



図 1-1 SDGsウエディングケーキモデル

出典:「The SDGs Wedding Cake」
(Stockholm Resilience Centre)

(4) 生物多様性

2010(平成22)年10月に開催された生物多様性条約第10回締約国会議(CBD・COP 10)において採択された「生物多様性を保全するための戦略計画2011-2020」と「愛知目標」は、2020(令和2)年までの短期目標として生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施するため20の目標を掲げましたが、2021(令和3)年4月に公表された地球規模生物多様性概況第5版(GBO5)によると、一部達成と評価されたものの、完全に達成された愛知目標は一つとしてなく、人と自然の共生する社会を目指すには、土地利用、農業、淡水、漁業、食料システム、都市とインフラ、気候アクション、ワンヘルスアプローチのテーマでの改革が必要であると説いています。

愛知目標の採択を受け、わが国では、2012(平成24)年9月に「生物多様性国家戦略2012-2020」を閣議決定し、生物多様性の社会浸透、自然との関係の見直し・再構築、科学基盤の強化など5つの基本戦略を進めてきましたが、目標未達成だったことから、施策を見直し、次期戦略の策定に向けて検討されています。

愛知目標に続く新たな世界目標「ポスト2020生物多様性枠組」を採択すべく、作業部会(OEWG)が開催され、議論が交わされているとともに、「自然を保全・回復する活動に資金の流れを向け直し、自然と人々が繁栄できるようにすることで、世界経済に回復力をもたらす」ことを目指した自然関連財務情報開示タスクフォース(TNFD)が発表され、国際的な企業パートナーシップが動き出しています。

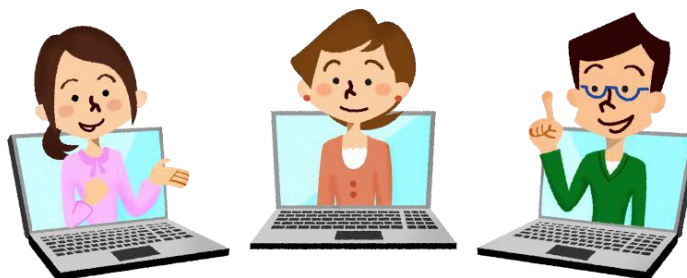
(5) 新型コロナウイルス感染症の拡大

2019(令和元)年12月に、新型コロナウイルス(COVID-19)感染症が確認されてから、またたく間に世界中に感染が拡大し、2020(令和2)年3月には世界保健機関(WHO)がパンデミックを表明し、世界各国に対策の強化を訴えてきました。

2020(令和2)年1月に初めて感染が確認された日本でも、感染者が急速に広がり、同年4月以降、緊急事態宣言等がたびたび発せられ、社会経済に大きな影響を及ぼしてきました。

こうした状況の中、三密を避ける行動、テレワーク、在宅勤務、オンライン会議、時差出勤などが普及するとともに、感染防止措置が備えられた設備を導入する企業も増えています。

環境の側面からもライフスタイルやビジネススタイルの変化に対応することが求められます。



(6) 埼玉県動向

2022(令和4)年2月の埼玉県議会定例会で議決された「埼玉県環境基本計画(第5次)」では、環境への負荷の少ない持続的に発展できる社会の構築に向け、21世紀半ばを展望した3つの長期目標を掲げるとともに、環境のみならず経済・社会などの諸課題を含めた統合的な解決に向けた施策を展開しています。

2020(令和2)年3月に策定された「埼玉県地球温暖化対策実行計画(第2期)(区域施策編)」では、『脱炭素化が進み、気候変動に適応した持続可能な埼玉』を将来像に掲げ、各主体の協働、脱炭素社会の実現に向けた取組の推進、適応策の推進が展開されています。

2. 計画の目的

「蕨市環境基本条例」では、その前文に示しているとおり「みんなで力をあわせ、住みよい、美しいまちをつくること」を目指しており、本条例第3条の基本理念に基づき、「第3次蕨市環境基本計画」(以下「本計画」とします。)を策定し、多様化・複雑化する環境問題に対応し、持続可能な社会を実現するため、地域の実情に適した施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とします。

なお、本計画の地球温暖化と、その影響による気候変動に関する分野に関して展開する施策は、「緩和策」と「適応策」として実効的な対策が求められ、本計画と密接に関連してくることから緩和策として「蕨市地球温暖化対策実行計画(区域施策編・事務事業編)」を、適応策として「蕨市気候変動適応計画」を本計画に内包します。また、国及び埼玉県の関連計画と整合を図ることとします。

【蕨市環境基本条例における基本理念】

第3条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が潤いと安らぎのある恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、人類の存続基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に推進されなければならない。

2 環境の保全及び創造は、すべての者が環境への負荷を低減することその他の行動を自主的かつ積極的に行うことによって、自然の物質循環を損なうことなく持続的に発展することができる社会が構築されるように推進されなければならない。

3 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることにかんがみ、すべての事業活動及び日常生活において推進されなければならない。

3. 計画の期間

計画の期間は、2023(令和5)年度から2032(令和14)年度の10年間とします。

なお、計画期間中において、環境問題や社会情勢の変化等により、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

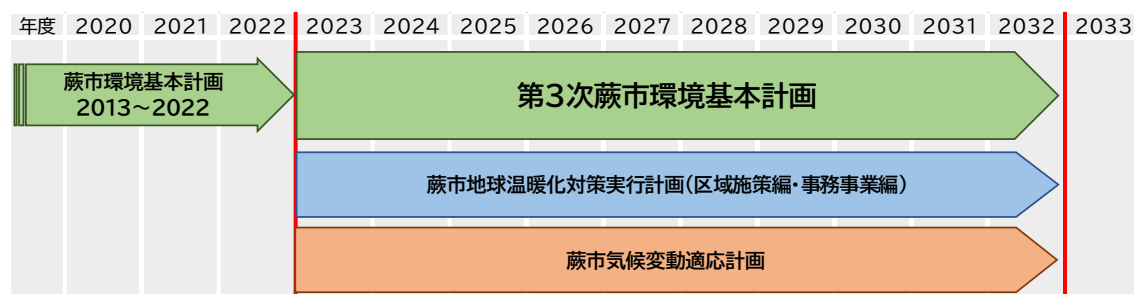


図 1-2 計画の期間

4. 計画の位置づけ

本計画は、「蕨市環境基本条例」第9条に基づき策定されるものであり、『「コンパクトシティ蕨」将来ビジョン』の環境関連の部門別計画として位置づけ、各種施策を推進します。

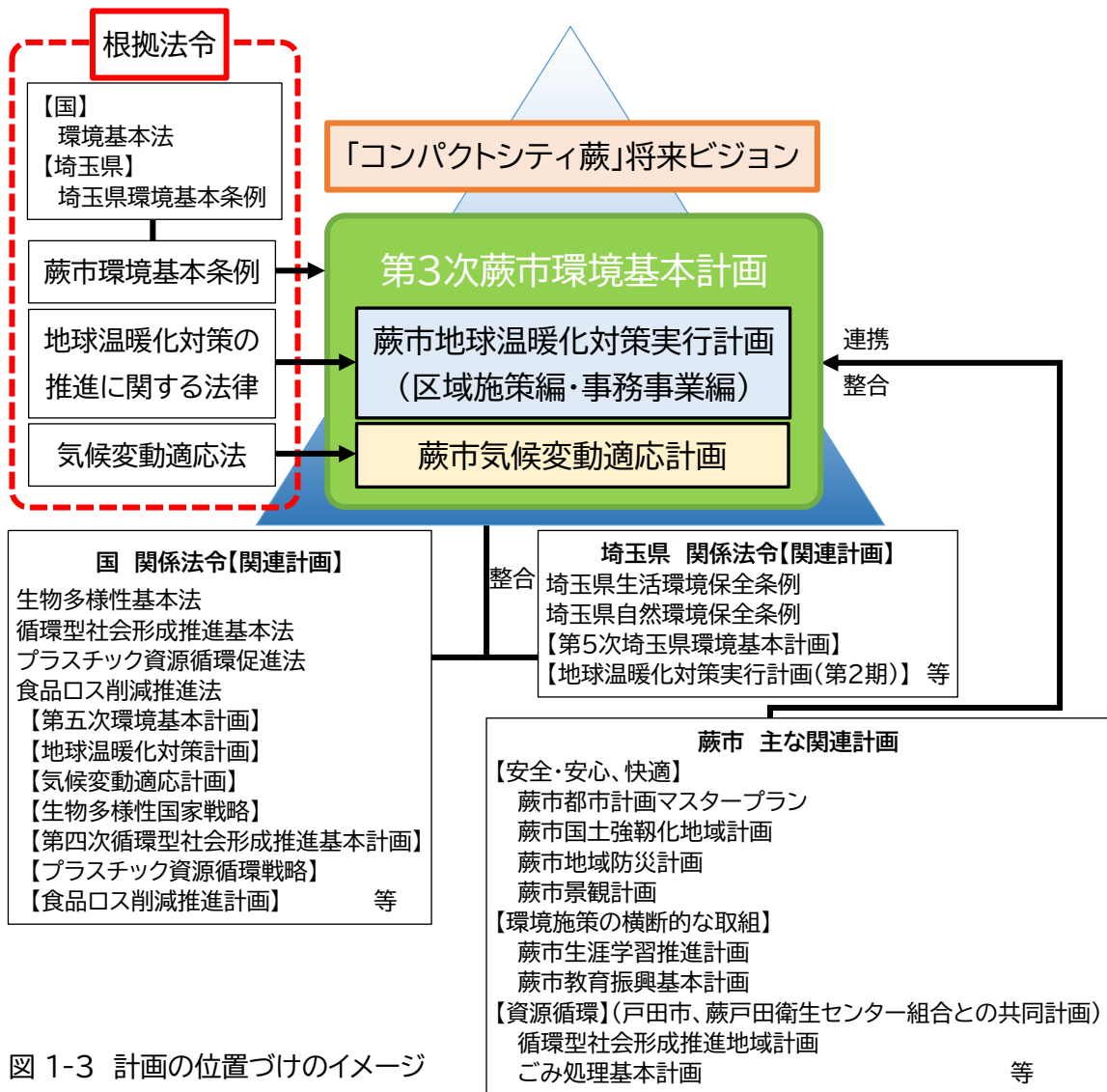


図 1-3 計画の位置づけのイメージ

蕨市環境基本計画の改定状況(参考)

<p>第1次蕨市環境基本計画(平成15年3月)</p> <p>環境像『みんなで人と自然との共生を大切にする エコ・コミュニティづくりのまち 「生活快適都市わらび」』</p> <p>基本目標 ①みんなでつくるきれいなまち ②安らぎと潤いのある快適で個性のあるまち</p> <p>③環境への負荷が小さく持続可能な循環型のまち ④公害のない健康で安心して暮らせるまち</p> <p>⑤エコ・コミュニティづくりのまち</p>	
<p>第2次蕨市環境基本計画(平成25年3月)</p> <p>環境像『みんなでつくる 人と自然が共生し、地球環境にやさしい コンパクト・エコ・コミュニティ「わらび」』</p> <p>基本目標 ①みんなで保つ美しいまち ②みんなで取り組むエコライフのまち</p> <p>③みんなで育む自然共生のまち ④みんなで守る安心な暮らしのまち</p> <p>⑤みんなで参加するエコ・コミュニティのまち</p>	

5. 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は本市全域とします。本計画で対象とする環境区分は次のとおりとします。

表 1-1 本計画で対象とする環境区分

区分	キーワード
地球環境	地球温暖化、温室効果ガス、省エネルギー、再生可能エネルギー、排出抑制(緩和策)、気候変動及びその対策(適応策) など
資源循環	ごみの減量(リデュース)、リユース、リサイクル、廃棄物の適正処理 など
生活環境	典型7公害対策、景観保全、市街地緑化、ポイ捨て・不法投棄対策 など
自然環境	公園・緑地の整備、生態系・生物多様性の保全 など
参画・協働	環境保全活動、環境配慮指針、パートナーシップ、環境教育・環境学習 など

6. 計画の推進主体

本計画を推進する主体は、市民(市民団体)、事業者及び行政のほか、本市に関係するすべての関係者とします。

表 1-2 本計画の主体と役割

主体	役割
市	<p>施策・取組を展開するための調整を行います。</p> <p>環境の保全・創造に関する取組を率先して展開し、市民・事業者のイニシアチブを發揮します。</p> <p>市民・事業者の環境保全活動や環境イベント等を支援します。</p> <p>国や県、近隣自治体と連携し、市民・事業者に情報提供を行います。</p>
事業者	<p>事業活動の中で環境保全の視点を取り入れた環境経営を展開します。</p> <p>従業員に対し環境保全活動を奨励します。</p> <p>地域や行政が開催する環境イベント等に積極的に参加するとともに支援します。</p>
市民	<p>一人ひとりが環境の保全・創造に関する取組を実践します。</p> <p>家族や地域で環境について話し合い、環境保全活動に貢献します。</p> <p>行政や事業者が開催する環境イベント等に参加し、交流を図ります。</p>

第2章 本市の概況

1. 地勢・沿革
2. 人口・世帯
3. 土地利用
4. 産業
5. 交通
6. 公園

1. 地勢・沿革

蕨市は、古くから中山道の宿場町として栄え、にぎわいを見せていました。その後、機(はた)織物のまちとして栄え、経済の基盤を築き、戦後は首都圏の拡大とともに住宅都市として発展し、現在に至ります。今でも蕨の歴史がしのばれる機まつりや宿場まつりなどの催しが行われています。

市域面積が5.11平方キロメートルと全国一小さい市であり、人口密度が全国でもっとも高い市として知られており、住民どうしの交流も深く、各地区におけるコミュニティ活動や生涯学習活動などが活発に行われています。

市内全域が荒川低地の一部となっており、自然堤防となっている微高地が散在する地形分布となっています。

2. 人口・世帯

2010(平成22)年から2021(令和3)年の人口及び世帯数の推移を見ると、ともに増加傾向を示しています。一方、1世帯あたりの人員は減少傾向にあり、2021(令和3)年では2010(平成22)年と比較して0.19ポイント減少しています。

「蕨市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」では、総合戦略の施策効果などにより人口の将来展望として2040(令和22)年71,821人を目指し、転出及び合計特殊出生率の改善を推進しています。

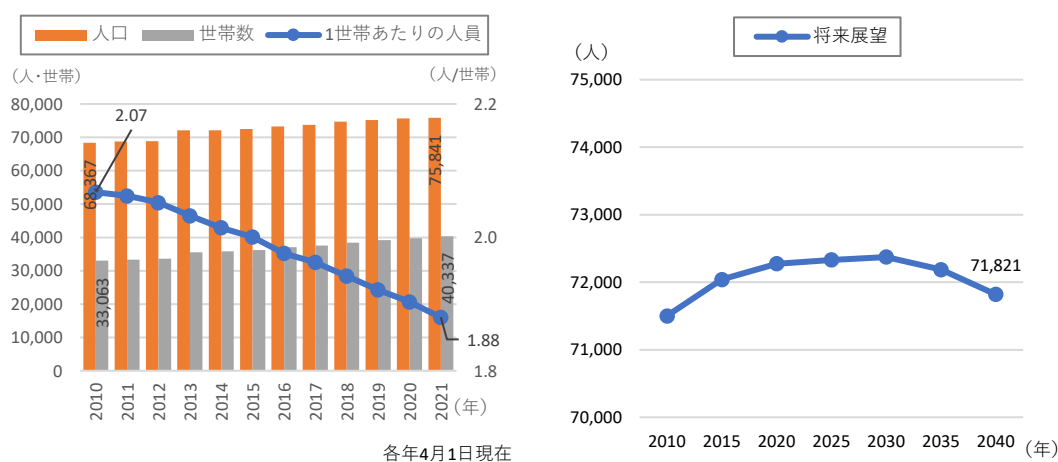


図 2-1 人口・世帯数の推移及び将来推計人口

出典:統計わらび(市民課)、「蕨市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン(2015~2040)」を基に作成

人口異動の状況を見ると、近年増加人口が減少人口を上回っていましたが、2021(令和3)年に逆転しました。2021(令和3)年では、減少人口が増加人口を364人上回っています。また、外国人登録者数も年々増加しており、2021(令和3)年3月現在で中国国籍の外国人が、外国人登録者数全体の66%を占めています。

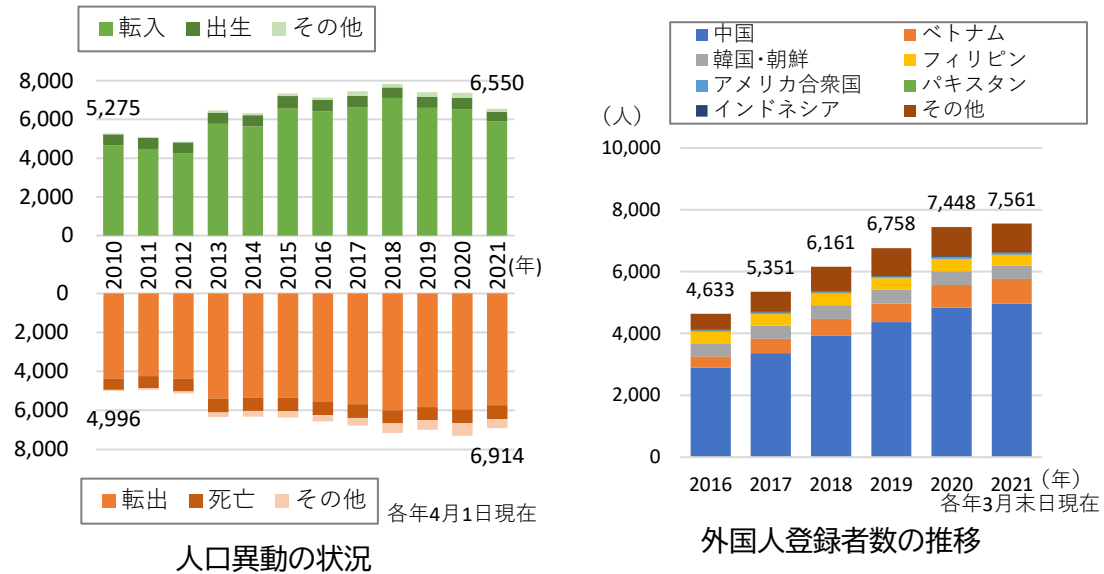


図 2-2 人口異動及び外国人登録者数

出典:統計わらび(市民課)

3. 土地利用

土地利用の推移を見ると、宅地が微増傾向を示す一方、畑、雑種地が微減傾向となっています。2021(令和3)年の土地利用では、61%以上が宅地となっており、畑、(山林)、雑種地は合わせても7%程度の状況です。

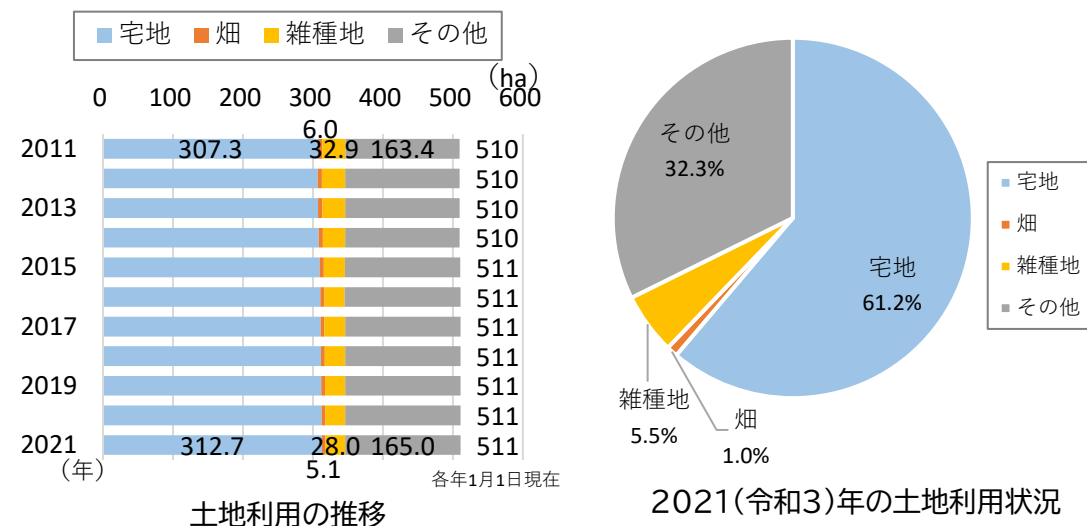


図 2-3 土地利用の状況

出典:統計わらび(税務課)

4. 産業

商業は、商店数、従業者数ともに減少傾向を示しています。工業は、変動を繰り返しながら微減傾向を示しています。

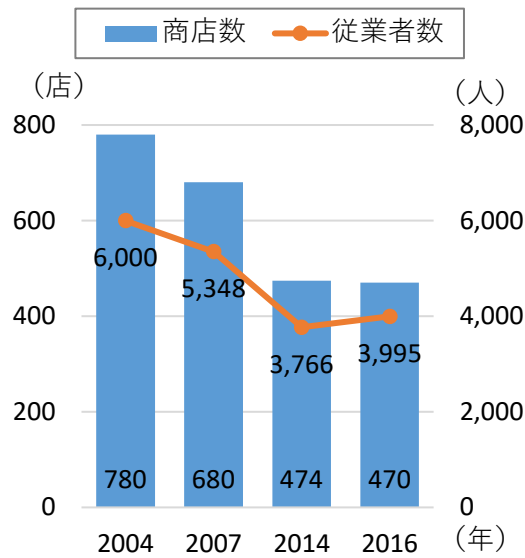


図 2-4 商店数及び従業者数の推移

出典：商業統計調査、経済センサス

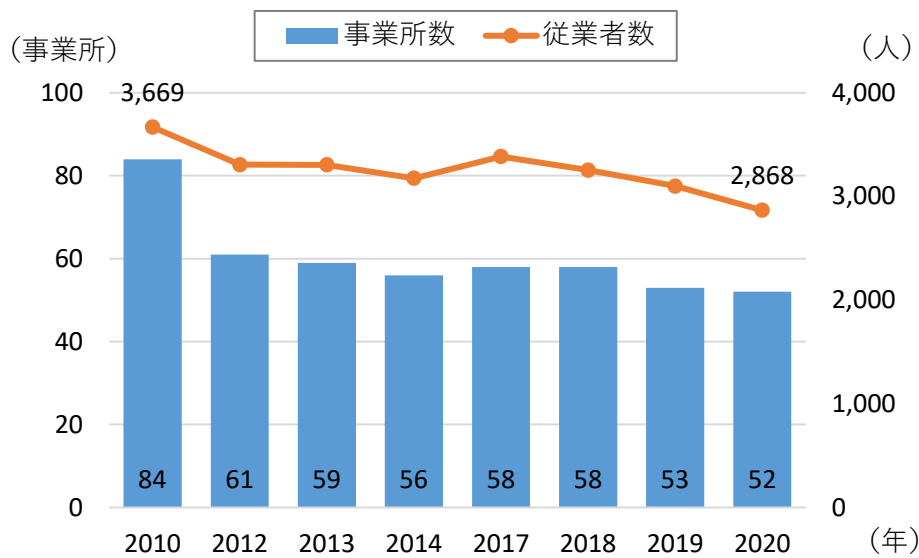


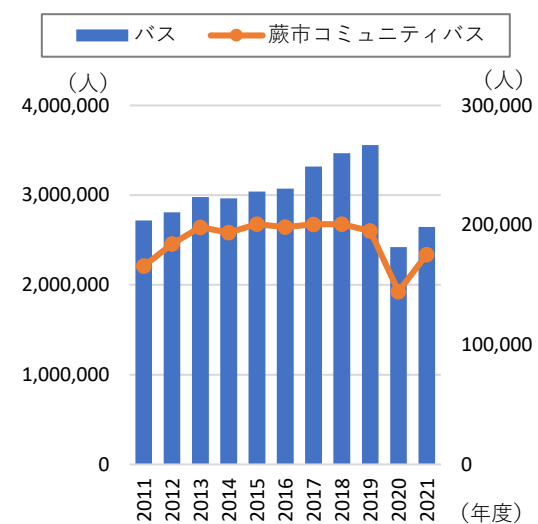
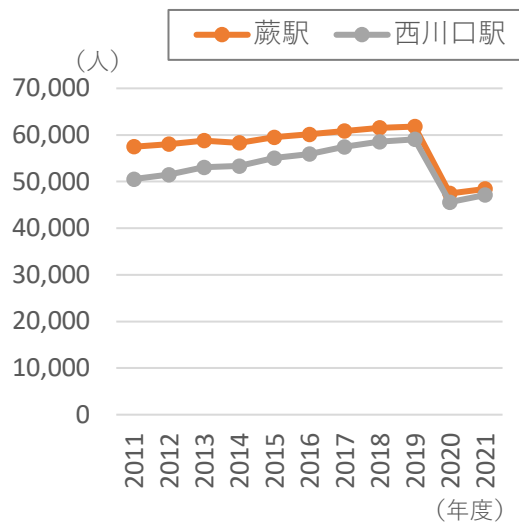
図 2-5 事業所数及び従業者数の推移

出典：工業統計調査

5. 交通

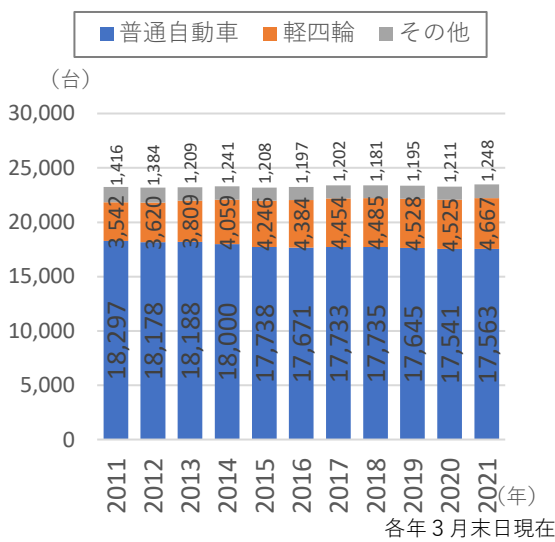
本市は、JR京浜東北線の蕨駅が都心と結ばれているほか、市外複数の駅を利用できる環境にあります。また、蕨駅発着の路線バスのほか、コミュニティバスぷらっとわらびが市内をきめ細かく運行しています。各駅及びバスの利用者数の推移を見ると、2019(令和元)年度まで増加傾向を示していましたが、2020(令和2)年度は大きく減少しています。これは、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けたものと推察されます。

道路は、国道17号が縦断し、旧中山道をはじめとした県道、市道の整備が進んでいます。自動車の車両登録数は約23,000台で前後しており、普通自動車は微減傾向ですが、軽自動車は微増傾向を示しています。



各駅の1日平均乗客数

バス及び蕨市コミュニティバスの利用乗客数



車両登録数

出典:統計わらび

(鉄道:東日本旅客鉄(株)大宮支社総務部企画室、
バス:国際興業(株)運輸事業部運輸企画課、
自動車:関東運輸局埼玉運輸支局)、
コミュニティバス:安全安心推進課

図 2-6 交通の状況

6. 公園

市内には街区公園が43か所、近隣公園、地区公園、歴史公園が各1か所、ちびっこ広場が16か所あります。

表 2-1 公園の状況

種別	公園名	面積 (m ²)	種別	公園名	面積 (m ²)	
街区公園	春日公園	2,522	街区公園	すずかけ公園	842	
	富士見第2公園	5,007		けやき公園	727	
	郷南公園	2,270		しいのき公園	886	
	わらびりんご公園	2,769		南丁張公園	1,277	
	北町ふれあい公園	1,130		三和稻荷公園	929	
	北五公園	1,889		いちょう公園	955	
	わらび公園	1,913		くすのき公園	330	
	北町公園	1,956		つつじ公園	929	
	柳橋公園	661		若葉公園	1,693	
	野鳥公園	675		みずほ公園	2,044	
	金山公園	2,632		さつき公園	1,630	
	中央公園	3,780		せせらぎ公園	1,515	
	中の宮公園	1,800		末広公園	2,078	
	ふるさと土橋公園	4,590		仁中歩公園	527	
	下蔵公園	3,006		塚越公園	9,512	
	どんぐり公園	1,000		丁張稻荷公園	1,645	
	ねむのき公園	1,050		丁張公園	2,155	
	西仲公園	2,078		緑川公園	2,612	
	あけぼの公園	2,984		あづま公園	1,732	
	大荒田交通公園	4,842		近隣公園	富士見公園	13,940
	三和公園	2,664		地区公園	蕨市民公園	32,955
	さくら公園	845		歴史公園	城址公園	3,651
	まつのき公園	1,113		ちびっこ広場	16か所	9,870
はんのき公園	624					

出典:統計わらび(道路公園課)

第3章 環境施策の推進と環境意識

1. 前計画の進捗状況及び課題の概要
2. 市民及び事業者への環境意識調査結果の概要
3. 現状と課題の総括

本計画の策定にあたり、前計画(2013(平成25)年度～2022(令和4)年度)の進捗状況を振り返るとともに、市民及び事業者への環境意識調査を実施し、本市の環境現状と環境課題の抽出を行いました。

1. 前計画の進捗状況及び課題の概要

前計画の進捗状況及び課題の概要は次のとおりです。

表 3-1 前計画の進捗状況及び課題の概要

【基本目標1】(まちの美化)みんなで保つ 美しいまち	
進捗状況	課題
取組方針1 清潔で美しいまちを保とう ・広報紙やホームページを活用し、「蕨市さわやか環境条例」の周知徹底を図った。 ・市民参加によるさわやか環境の日・クリーンわらび市民運動や市民団体による公園清掃を実施し、街なかの美化と意識向上を図った。 ・路上喫煙防止に向けて、路上喫煙禁止路面シートや看板を設置し、啓発を進めた。 ・蕨市公衆衛生推進協議会と連携し、市民のごみ出しマナーの向上を図った。 ・中仙道まちづくり協議会が指定した景観建築物の修復や、「中仙道蕨宿まちなみ協定」に基づく建築等に対して助成を行っている。	・さわやか環境の日・クリーンわらび市民運動参加者数がコロナ禍を経て減少傾向にある。 ・公園等での自主清掃活動が特定団体のみになっている。 ・一部の駐輪場の施設の老朽化が進んでいる。
取組方針2 放置自転車や違法駐車をなくそう ・放置自転車対策を進め、駅前での放置自転車が減少した。	
【基本目標2】(地球温暖化・資源循環)みんなで取り組む エコライフのまち	
進捗状況	課題
取組方針1 低炭素型のライフスタイルを实践しよう ・防犯灯・道路照明灯・公園灯をLED照明に変えたほか、新庁舎では太陽光パネル、空調換気エネルギーを削減するためのエコポイド、雨水利用の設備等について導入を予定している。 ・家庭での二酸化炭素排出量削減に向けて、太陽光パネル等の機器設置に補助金を交付し、2013(平成25)年度から2021(令和3)年度まで491件(雨水貯留施設を除く)の実績をあげた。 ・市域の二酸化炭素排出量は2013(平成25)年度と2019(令和元)年度を比較すると28.6%減少した。	・太陽光パネルは、15年程度ごとに機器の更新を行うなど、新庁舎に導入する設備には継続的な維持管理を要する。
取組方針2 自動車の利用を減らそう ・2019(令和元)年度末からコミュニティバスぷらっとわらびの運行ルートを拡充した。 ・交通事故多発地区整備工事や道路塗装工事、道路反射鏡の設置を行い、誰もが安全に移動できる道路整備に努めている。	
取組方針3 循環型のライフスタイルを实践しよう ・地域ぐるみでごみの減量化を進め、市民一人あたりの家庭ごみの排出量(事業系可燃物を除く)は、2013(平成25)年度の250kgから2021(令和3)年度は217kgに減少している。 ・ごみの分別徹底を進めているほか、リサイクルの取組を推進している。 ・エコキャップと花苗交換等の取組を通じて、環境意識の向上を図っている。	

【基本目標3】(緑・自然環境)みんなで育む 自然共生のまち	
進捗状況	課題
取組方針1 緑豊かな街並みをつくろう <ul style="list-style-type: none"> 公園の樹木や街路樹について適切な維持管理を行っている。 市民に対して、生垣設置補助を行っている。 花いっぱい運動を展開し、安らぎと交流のあるまちづくりを推進している。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民参加の公園づくりは高齢化が進んでいる。 ファミリー菜園の借用地の相続問題。
取組方針2 郷土の自然を守り、呼び戻そう <ul style="list-style-type: none"> 6か所のファミリー菜園を通じて、市民が土に親しむ機会を提供している。 	
【基本目標4】(生活環境の健全化)みんなで守る 安心な暮らしのまち	
進捗状況	課題
取組方針1 きれいな空気・水を保とう <ul style="list-style-type: none"> 二酸化窒素とベンゼンの大気測定を実施し、監視を継続している。 特定事業場等から公共下水道への排水水質検査を実施している。 ホームページや広報紙等による生活雑排水対策の啓発を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 大気汚染等への対応にあたり、広域連携が求められる。 事業者への啓発の強化が必要である。
取組方針2 静かで穏やかな環境を保とう <ul style="list-style-type: none"> 毎年国道17号の騒音調査を実施し、自動車騒音について監視している。 相談窓口「環境相談エコ100番」を設置し、対応を行っている。 	
【基本目標5】(協働・環境学習)みんなで参加する エコ・コミュニティのまち	
進捗状況	課題
取組方針1 環境について知り、学ぼう <ul style="list-style-type: none"> 環境調査結果等を状況報告書として作成し、ホームページに掲載・公表している。 環境フォーラムを通じて環境意識を啓発している。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民の関心と行政が発信したい内容に乖離が生じるときがある。 環境イベントの拡充とイベントへの不特定多数の参加者が必要である。 環境分野における意見交換の機会が少ない。
取組方針2 協働の取組を広げよう <ul style="list-style-type: none"> 蕨市公衆衛生推進協議会の町会選出理事が、町内会において市民に身近な環境、廃棄物問題のリーダーとなっている。 蕨市公衆衛生推進協議会と連携し、町会単位及び本市全体の環境・廃棄物関係事業を推進している。 町会など各種団体と連携し、街なかの清掃、公園の清掃を実施している。 	

2. 市民及び事業者への環境意識調査結果の概要

本計画の策定にあたり、市民及び事業者に対し環境意識調査を実施して、現在あるいは将来の環境に関する考えに回答を求めました。

2.1 調査時期及び集計結果

調査時期：令和4年9月～10月

対象	配布数	回収数	回収率	有効回答数
市民	2,000	817	40.9%	815
事業者	100	29	29.0%	24

2.2 調査結果の概要

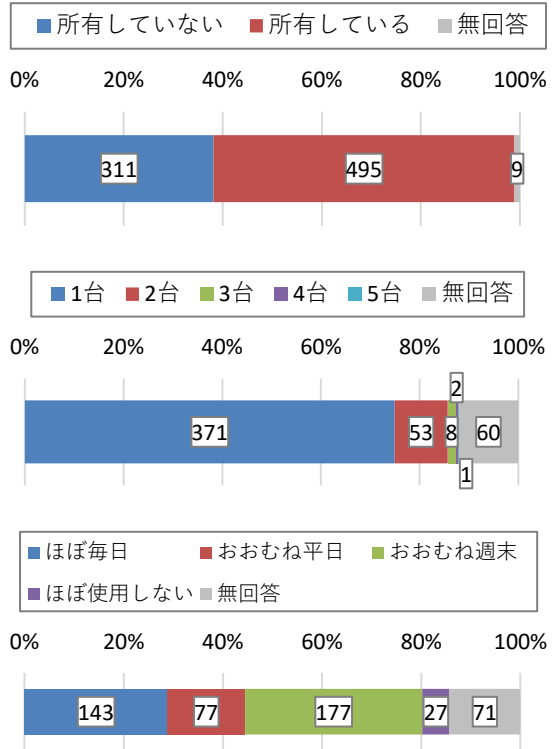
市民の環境意識調査結果の概要は次のとおりです。

(1) 属性回答(n=815)

<p>〈性別〉 56%が女性、42%が男性の回答となっています。</p>	<p>■ 男性 ■ 女性 ■ 無回答</p> <p>0% 20% 40% 60% 80% 100%</p> <p>345 454 16</p>
<p>〈年齢〉 70歳代が20%ともっとも回答が多く、50歳代、40歳代、60歳代と続きます。若年層は回答率が低い状況です。</p>	<p>■ 18・19歳 ■ 20歳代 ■ 30歳代 ■ 40歳代 ■ 50歳代 ■ 60歳代 ■ 70歳代 ■ 80歳代以上 ■ 無回答</p> <p>0% 20% 40% 60% 80% 100%</p> <p>8 61 98 129 149 122 162 78 8</p>
<p>〈居住地区〉 中央が31%、塚越が23%を占め、残りの地区は15%程度の回答となっています。</p>	<p>■ 錦町 ■ 北町 ■ 中央 ■ 南町 ■ 塚越 ■ 無回答</p> <p>0% 20% 40% 60% 80% 100%</p> <p>112 120 251 133 187 12</p>
<p>〈居住年数〉 21年以上の居住年数が50%を占め、20%が11年～20年の住まいとなっています。</p>	<p>■ 3年未満 ■ 3～5年 ■ 6～10年 ■ 11～20年 ■ 21年以上 ■ 無回答</p> <p>0% 20% 40% 60% 80% 100%</p> <p>81 63 88 162 411 10</p>

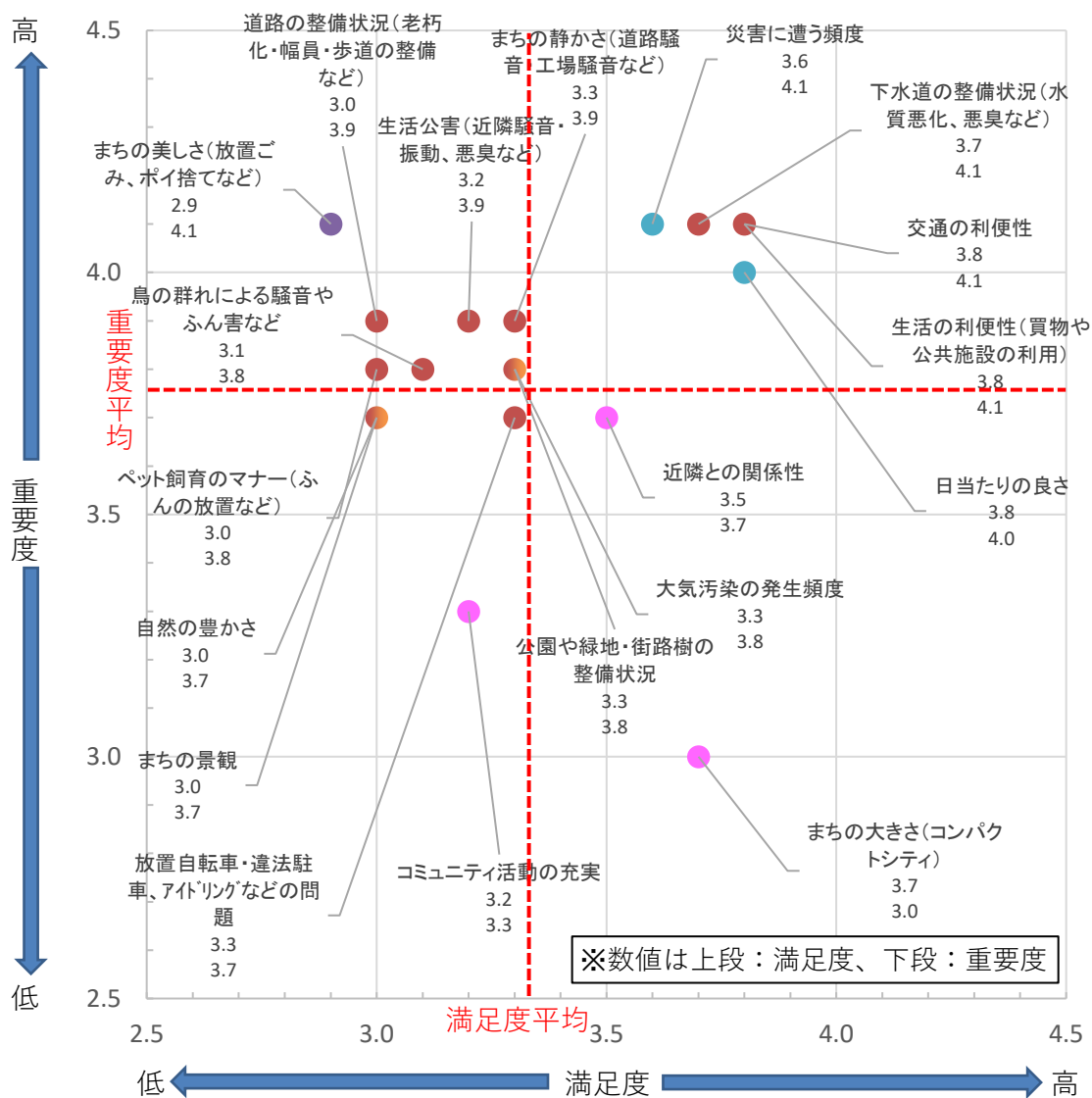
〈自動車の所有台数と使用頻度〉

- ・自動車の所有
回答者の61%が自動車を所有しています。
- ・所有台数(n=495)
そのうち1台所有している世帯は75%となっています。
- ・使用頻度(n=495)
その使用頻度は、ほぼ毎日・おおむね平日での使用者が44%を占め、週末使用者は36%となっています。



(2) 満足度・重要度(n=815)

身近な環境について、満足度と重要度を項目ごとにおたずねしてクロス集計を行った結果、美化・景観、自然、生活公害、道路整備などに関連する項目の満足度が低く、重要度が高い傾向となりました。市民意識はこれらの項目について施策の充実を求めていると考えられます。



- 【凡例】
- ：地球環境に関する取組
 - ：資源循環に関する取組
 - ：生活環境に関する取組
 - ：自然環境に関する取組
 - ：参画・協働に関する取組

図 3-1 重要度・満足度

(3) 将来の蕨市の環境にとって大切だと思うこと

回答者の意識は「美化・景観」、「交通インフラの整備」、「緑・公園」に対して高い傾向にあると考えられます。

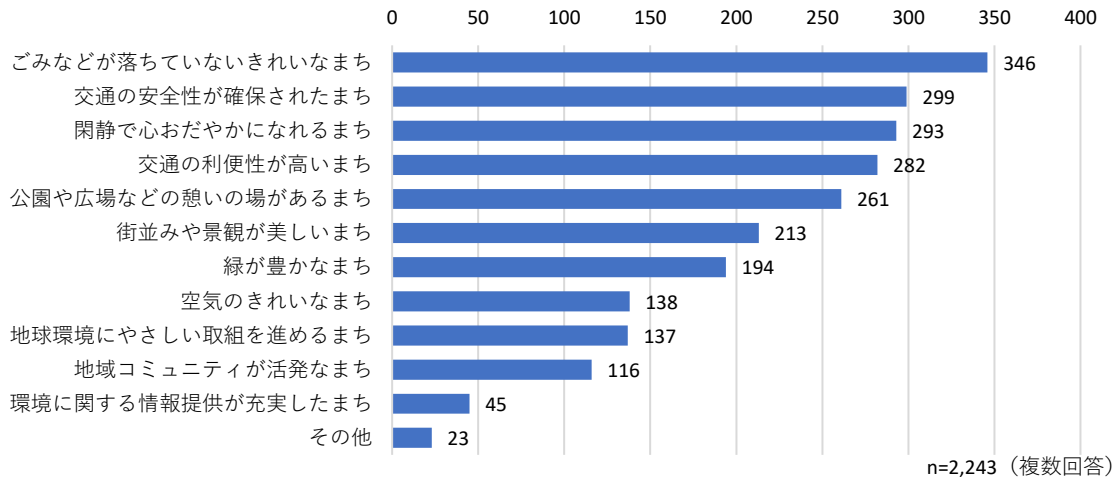


図 3-2 将来の蕨市の環境にとって大切だと思うこと

(4) 今後行政に進めてほしい取組

自然災害への対応が42%ともっとも求められており、公園等の整備が39%、不法投棄・ごみ問題対応が30%、脱炭素化で27%と続いており、市民では解決できないような対策を求める声が多い傾向です。

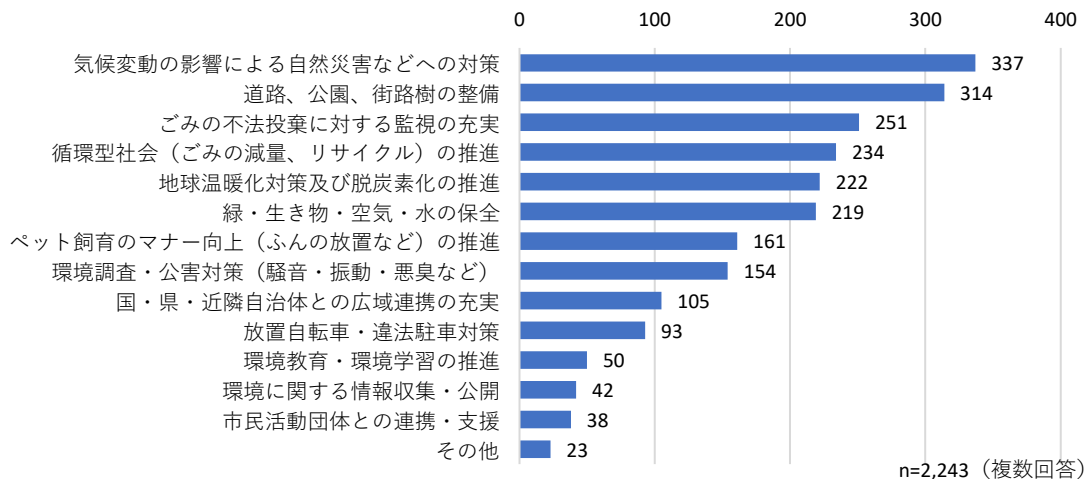


図 3-3 今後行政に進めてほしい取組

(5) 地球温暖化対策、脱炭素社会、循環型社会の推進で力を入れてほしいこと

再生可能エネルギー、資源循環、LED照明化、食品ロス削減など、マスメディア等で取り上げられている項目に関する回答が多い傾向です。また、市民で解決することができない取組も比較的回答が多い傾向となっています。

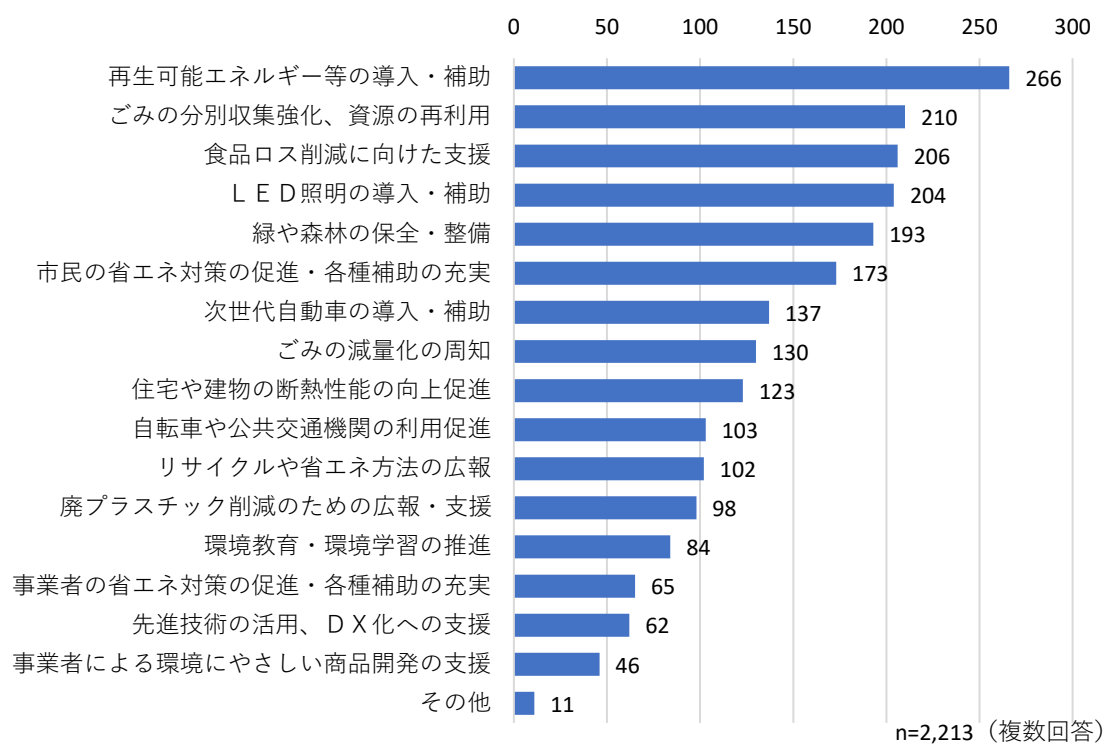


図 3-4 地球温暖化対策、脱炭素社会、循環型社会の推進で力を入れてほしいこと

(6) 気候変動による影響を減らすために進めていくべき重点分野

洪水やゲリラ豪雨対策などの水災害対策と、安定的なインフラ・ライフラインの供給などの生活への安全に対する取組が同率で36%ともっとも多く、渇水対策や水質保全などの水資源・水環境に関する取組、熱中症やマラリア等の熱帯性感染症対策などの健康への取組分野と続きます。強靱な社会基盤の整備を求める声が多い傾向となっています。

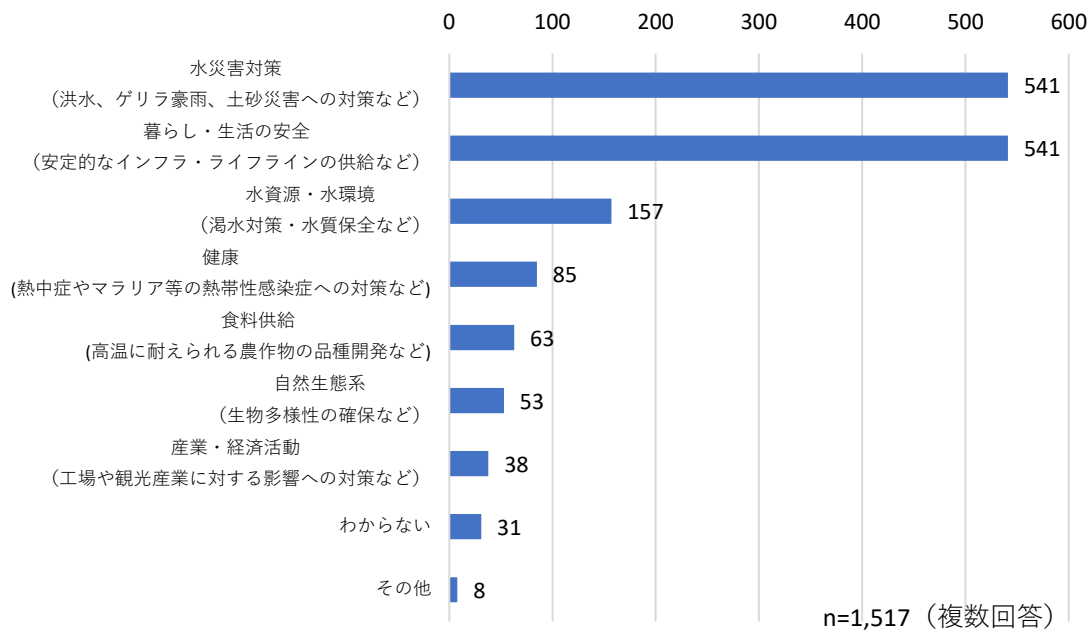


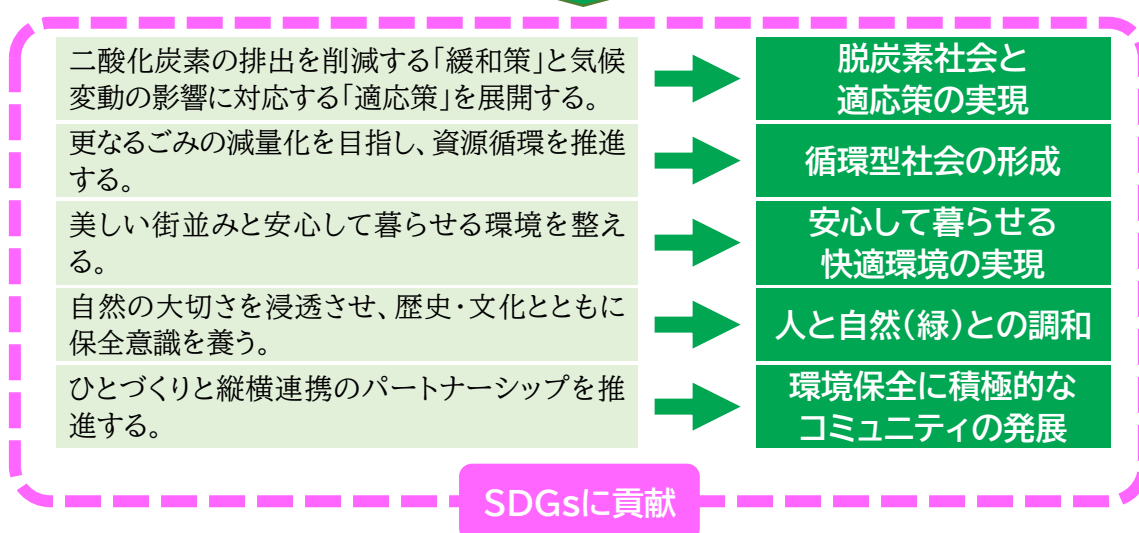
図 3-5 気候変動による影響を減らすために進めていくべき重点分野

3. 現状と課題の総括

これまでの「第2章 本市の概況」、「第3章 1. 前計画の進捗状況及び課題の概要」、「第3章 2. 市民及び事業者への環境意識調査結果の概要」をとりまとめ、現状と課題を総括すると次のとおりとなります。

表 3-2 現状と課題の総括

現状	課題
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域ぐるみでまち美化が進んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 市民が望む美しいまちづくりに向けて継続した取組が必要である。
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 低炭素型ライフスタイルの実践が進んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 2030(令和12)年、2050(令和32)年に向けた“脱炭素”が求められる。
<ul style="list-style-type: none"> ▶ ごみの減量とリサイクルが着実に進んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 循環型社会の構築に向けて一層の意識の醸成と廃棄物施策が必要である。
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 生活排水対策や社会基盤整備が進み、快適なまちづくりが展開されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 公害対策や災害に強い地域レジリエンスの構築が求められる。
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 人と人のつながりが強い地域である。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 一人ひとりの環境保全に向けた行動とともに、市民、事業者、市の協働による一層の取組が求められる。



第4章 望ましい環境像と基本目標

1. 望ましい環境像
2. 10年後のイメージ

1. 望ましい環境像

世界的に喫緊の課題となっている地球温暖化問題は、私たち一人ひとりの課題であると認識し、省エネルギーの促進や再生可能エネルギーの普及を推進することが求められます。一方、生活環境など身近な課題に対応することも大切です。

本市の豊かなコミュニティを最大限に活用し、コンパクトながらも県内においても、国内においても先進的なエコシティを目指した環境像を掲げます。

【環境像】

『みんなで未来へつなぐ

快適で持続可能なまち わらび』

～日本一のエコシティわらびへ～

この環境像は、本計画の5つの基本目標すべてを網羅した内容とし、副題には、先進的なエコシティとして日本一を目指すという思いを込めました。環境像の詳細な内容としては、以下のとおりです。

『みんなで未来へつなぐ 快適で持続可能なまち わらび』

5協働

1脱炭素

3安心・快適

1脱炭素

2資源循環

4緑・共生

2資源循環

- <第3次環境基本計画の基本目標>
- 1 みんなで実現する 脱炭素のまち
 - 2 みんなでつくる 資源循環のまち
 - 3 みんなで守る 安心して暮らせる快適なまち
 - 4 みんなで育む 人と緑が共生できるまち
 - 5 みんなで進める エコ・コミュニティのまち

2. 10年後のイメージ

望ましい環境像『みんなで未来へつなぐ 快適で持続可能なまち わらび ～日本一のエコシティわらびへ～』の実現に向けた10年後の本市のイメージは、前掲「第1章 計画の対象範囲」で示した5つの分野ごとに次のとおりとなります。

これらのイメージから集約した言葉を基本目標として位置づけ、市民、事業者及び市のパートナーシップのもと、環境施策を展開していきます。

地球環境

10年後のイメージ

省エネルギー型のライフスタイルやビジネススタイルが定着し、高効率省エネルギー設備と再生可能エネルギーが最大限に活用され、エネルギー収支が「ゼロ」の建物の新築・改築・改修が進み、温室効果ガスの排出量が着実に削減されています。また、自治体間でのカーボンオフセットが進展し、2050年カーボンニュートラルの実現に近づいています。

自然災害に強いまちづくりが推進され、暑熱対策や風水害対策、熱中症などの健康被害対策が充実しているとともに、気候変動の影響による被害を最小限とする取組が広がっています。

基本目標1 みんなで実現する 脱炭素のまち

資源循環

10年後のイメージ

家庭や事業活動においてごみの減量化、分別の徹底、資源化などが一層推進され、物を無駄にしない意識が浸透し、限られた資源が効率的に活用されています。

バイオマスプラスチックなど再生可能なプラスチックの開発とサプライチェーンが展開され、リサイクル率が向上しています。

食品では「もったいない」と「おすそわけ」精神が浸透し、食品ロスや生ごみが削減され、ごみ排出量の減少とごみ処理施設の長寿命化に貢献しています。

基本目標2 みんなで作る 資源循環のまち

生活環境

10年後のイメージ

市民・事業者がルール・マナーを守り、良好な生活環境が確保されているとともに、地域が一体となった美化・清掃活動が展開されています。

また、道路、上下水道、通信網、学校、福祉施設などの社会インフラが整備され、災害に強いレジリエントなまちづくりが実現しています。

基本目標3 みんなで守る 安心して暮らせる快適なまち

自然環境

10年後のイメージ

市街地の都市景観と緑が調和し、人々の心に安らぎを与えます。まちの美化活動とともに緑の保全と植栽が整備され、四季の彩りを感じることができます。

基本目標4 みんなで育む 人と緑が共生できるまち

参画・協働

10年後のイメージ

豊かなコミュニティが形成され、環境保全意識が浸透・定着し、本計画で掲げた基本目標「みんなで実現する 脱炭素のまち」、「みんなでつくる 資源循環のまち」、「みんなで守る 安心して暮らせる快適なまち」、「みんなで育む 人と緑が共生できるまち」を実現する基盤が整備されています。

また、近隣自治体や県内外自治体との意見交換や、外国人コミュニティとの交流が進展し、安心して快適なまちづくりが様々な主体との協働によって取り組まれています。

基本目標5 みんなで進める エコ・コミュニティのまち

第5章 重点プロジェクト

重点プロジェクト

1. 再エネ・省エネ加速化プロジェクト
2. ソーラー蓄電池ステーション導入プロジェクト
3. カーボンオフセットプロジェクト
4. エコグリーン実行プロジェクト
5. ゼロカーボンシティ宣言

重点プロジェクト

望ましい環境像「みんなで未来へつなぐ 快適で持続可能なまち わらび ～日本一のエコシティわらびへ～」の実現に向けて次の5つの重点プロジェクトを展開します。

1 再エネ・省エネ加速化プロジェクト

1-1 市民・事業者への地球温暖化対策設備等設置費補助金を抜本拡充

- 基本目標1 取組方針2（環境施策3 52ページ掲載）
- 基本目標1 取組方針3（環境施策5 53ページ掲載）
- 基本目標1 取組方針3（環境施策7 54ページ掲載）
- 基本目標1 取組方針4（環境施策9 56ページ掲載）

1-2 再エネ電力購入を拡充

- 基本目標1 取組方針3（環境施策6 54ページ掲載）

1-3 電気使用量の「見える化」を実施

- 基本目標1 取組方針2（環境施策3 52ページ掲載）

1-4 公用車、ぷらっとわらびをEV化

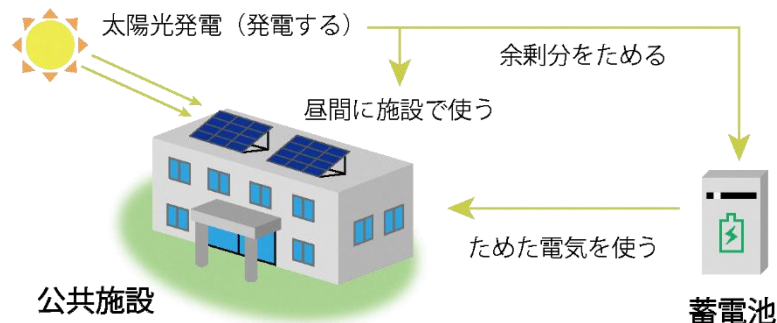
- 基本目標1 取組方針4（環境施策9 56ページ掲載）

2 ソーラー蓄電池ステーション導入プロジェクト

公共施設にソーラー蓄電池ステーションを開設します。

- 基本目標1 取組方針3（環境施策5 53ページ掲載）

イメージ図

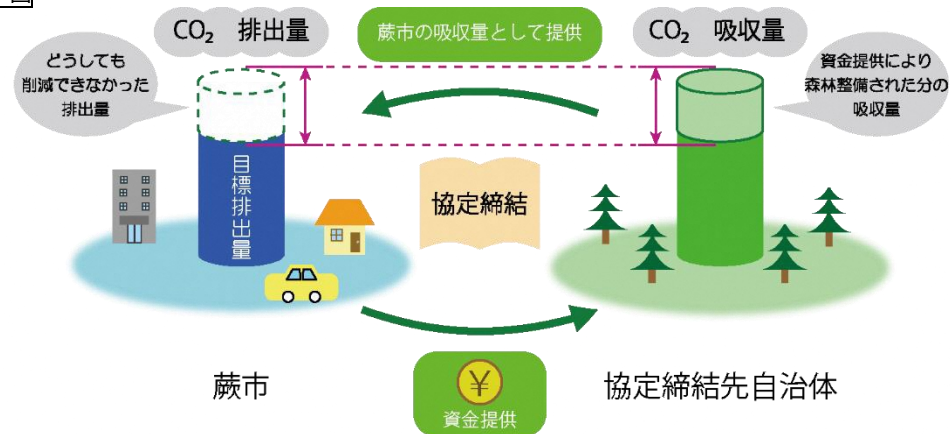


3 カーボンオフセットプロジェクト

他自治体と連携してカーボンオフセットを実施します。

➔基本目標1 取組方針4（環境施策11 56ページ掲載）

イメージ図



4 エコグリーン実行プロジェクト

4-1 シェアサイクル事業を実施

➔基本目標1 取組方針4（環境施策8 56ページ掲載）

4-2 電動車いすシェア事業を実施

➔基本目標1 取組方針4（環境施策8 56ページ掲載）

4-3 「プランター・ファーム！in わらび」を実施

➔基本目標4 取組方針10（環境施策25 86ページ掲載）

5 ゼロカーボンシティ宣言

ゼロカーボンシティ宣言を行い、全国をリードする日本一のエコシティわらびを発信

コラム② ゼロカーボンシティ宣言

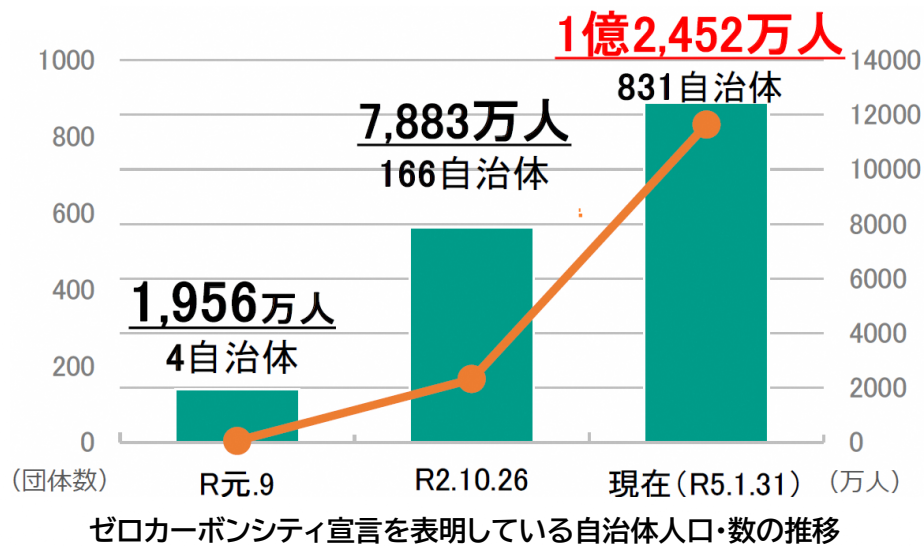
2020(令和2)年10月の「2050年カーボンニュートラル宣言」の表明から、わが国では自治体における「ゼロカーボンシティ宣言」の表明が加速しています。

2023(令和5)年1月末日現在で831自治体(45都道府県、480市、20特別区、243町、43村)が2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを表明しています。

国では、環境省をはじめ、国土交通省、経済産業省など各省からゼロカーボンシティの実現を後押しする補助制度などの支援が推進されています。

環境省では、カーボンニュートラル、循環経済(サーキュラーエコノミー)、自然再興(ネイチャーポジティブ)の同時達成に向けた取組を加速化することで、持続可能性を巡る社会課題の解決と経済成長を同時実現し、「新しい資本主義」に貢献することを2023(令和5)年度の重点施策の一つと位置づけており、2023(令和5)年度予算の一般会計とエネルギー対策特別会計で3,503億円とし、そのうち794億円を重点政策の要望額としてとりまとめています。

特に脱炭素化に向けた様々な補助事業が創設されており、省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備の導入、効率的な運用に関して県や市、民間団体等から補助金等の支援が加速しつつあります。



出典:ゼロカーボンシティ一覧図(環境省)から抜粋

第6章 施策の展開

施策の体系

基本目標1. みんなで実現する 脱炭素のまち

基本目標2. みんなでつくる 資源循環のまち

基本目標3. みんなで守る 安心して暮らせる快適なまち

基本目標4. みんなで育む 人と緑が共生できるまち

基本目標5. みんなで進める エコ・コミュニティのまち

施策の体系

本市の望ましい環境像の実現に向けて、5つの基本目標と13の取組方針、33の環境施策の体系は次のとおりです。



取組方針	環境施策
1 省・創・蓄エネルギー情報の充実 ⇒P.50	1 情報提供の充実 2 情報共有体制の強化
2 省エネルギーの推進 ⇒P.51	3 省エネ行動の促進 4 省エネ設備・高効率設備導入の促進
3 再生可能エネルギーの利活用 ⇒P.53	5 再エネ導入の促進 6 再エネの電力購入の拡充 7 蓄エネ機器の導入促進
4 脱炭素社会に向けたまちづくりの推進 ⇒P.54	8 交通インフラの整備 9 ZEVへの転換とエコドライブの推進 10 スマートコミュニティの検討 11 広域連携によるカーボンオフセットの検討
5 気候変動に対する適応策の推進 ⇒P.57	12 災害に強いまちづくり 13 健康被害対策の推進
6 ごみ減量化の推進(リデュース) ⇒P.63	14 ごみ減量化の更なる推進 15 環境負荷の少ない生活スタイルの普及
7 廃棄物の再使用と資源循環の推進(リユース・リサイクル) ⇒P.66	16 ごみ分別徹底の促進 17 商品・製品再使用の推進 18 蕨戸田衛生センター組合との連携強化
8 清潔で美しいまちづくりの推進 ⇒P.72	19 美化意識の浸透と美化活動の促進 20 不法投棄対策の推進
9 暮らしやすい安心なまちづくりの推進 ⇒P.76	21 災害に強い社会基盤の整備 22 身近な環境問題への対応 23 環境汚染対策の推進
10 身近な緑と生き物の保全 ⇒P.84	24 公共用地の緑の保全と適切な維持管理の推進 25 民有地の緑の保全と適切な管理の促進 26 社寺林・樹林の地域生態系に配慮した管理
11 歴史的資源の活用 ⇒P.87	27 歴史的資源を活かした景観づくり 28 歴史・文化資源の活用
12 環境教育・環境学習の充実 ⇒P.91	29 環境情報共有体制の構築 30 環境情報発信方法の拡充 31 環境教育・学習内容・イベントの充実
13 パートナーシップの推進 ⇒P.94	32 国・県・近隣自治体との広域連携の強化 33 各主体連携体制構築の推進

基本目標1. みんなで実現する 脱炭素のまち

～蕨市地球温暖化対策実行計画(区域施策編・事務事業編)～
～蕨市気候変動適応計画～

1. 基本的事項

地球温暖化とそれに伴う気候変動への対応は、「第1章 1.2(1)地球温暖化・脱炭素」に前掲したとおり世界的な環境課題です。この課題解消には、世界、国、地方自治体などが広域的に連携を図るとともに、私たち一人ひとりが脱炭素に取り組み、温暖化を緩和し、気候変動に適応することが求められます。

2. 計画の位置づけ

2.1 蕨市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

本計画を「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく市域施策の計画と位置づけます。

地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)

第19条 略

2 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の量の削減等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとする。

2.2 蕨市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)

本計画を「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく市の実施する事務及び事業に関する施策の計画と位置づけます。

地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画を策定するものとする。

2.3 蕨市気候変動適応計画

本計画を「気候変動適応法」に基づく市域施策の計画と位置づけます。なお、気候変動による影響は広範囲かつ他分野に及ぶため、ここでは環境分野に関連の深い施策の展開を掲載します。

気候変動適応法(平成30年法律第50号)

第12条 都道府県及び市町村は、その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進を図るため、単独で又は共同して、気候変動適応計画を勘案し、地域気候変動適応計画(その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する計画をいう。)を策定するよう努めるものとする。

3. 温室効果ガス排出量

3.1 対象とする温室効果ガス

温室効果ガスは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第2条第3項の規定により二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)、パーフルオロカーボン類(PFCs)、六フッ化硫黄(SF₆)、三フッ化窒素(NF₃)が対象となっていますが、そのうち排出割合が高く、算定に必要なデータの蓄積が十分な二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)及び一酸化二窒素(N₂O)を算定対象とします。

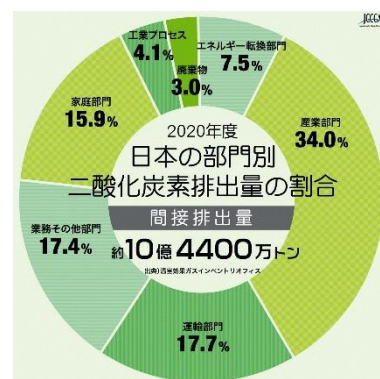
表 6-1 対象とする温室効果ガス

ガスの種類	地球温暖化係数 (GWP)	算定対象	主な用途・排出源
二酸化炭素(CO ₂)	1	●	化石燃料の燃焼、セメント製造時の石灰使用など
メタン(CH ₄)	25	●	水田、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋立など
一酸化二窒素(N ₂ O)	298	●	化石燃料の燃焼、農業活動など
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	12~14,800	—	冷蔵庫・エアコンなどの冷媒
パーフルオロカーボン類 (PFCs)	7,390~17,340	—	半導体の製造プロセスなど
六フッ化硫黄(SF ₆)	22,800	—	電気の絶縁体など
三フッ化窒素(NF ₃)	17,200	—	半導体の製造プロセスなど

コラム③ 温室効果ガスの種類と排出内訳

日本における温室効果ガスは7種類で、その排出量は、二酸化炭素(CO₂)が90%以上を占めています。

2020(令和2)年度では、産業部門が約34%、運輸部門が約18%、業務その他部門が約17%、家庭部門が約16%と続きます。2050年カーボンニュートラルを達成するには、企業努力だけでなく、家庭から排出される温室効果ガスの排出も抑制することが求められます。



出典: 全国地球温暖化防止活動推進センター

3.2 温室効果ガス排出量の現状

(1) 市域から排出される温室効果ガス

「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル」(令和4年3月、環境省)に基づき市域から排出される温室効果ガス排出量を算定すると、2019(令和元)年度の温室効果ガス排出量は278,351t-CO₂となっています。その内訳は、家庭部門がもっと

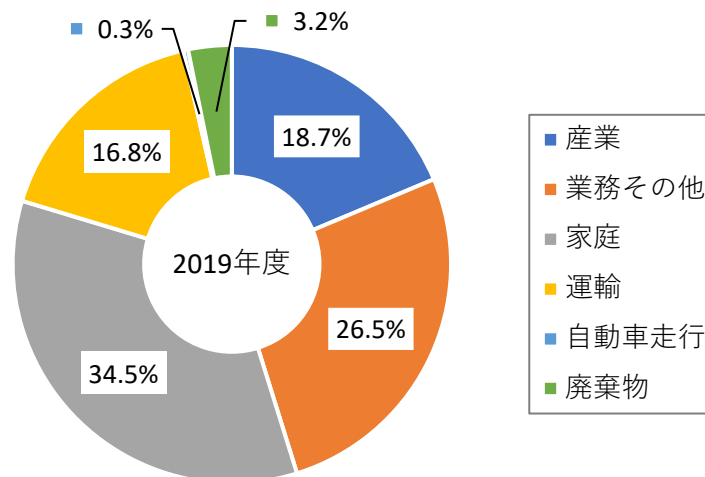


図 6-1 2019(令和元)年度の温室効果ガス排出量内訳

も高く34.5%、続いて業務その他部門が26.5%、産業部門(製造業等)が18.7%となっています。

経年変化を見ると、非エネルギー起源二酸化炭素である自動車の走行と廃棄物分野は変動しながら微増傾向を示していますが、エネルギー起源二酸化炭素は減少傾向を示しています。

2013(平成25)年度と直近の2019(令和元)年度の温室効果ガス排出量を比較すると、約29%削減されています。

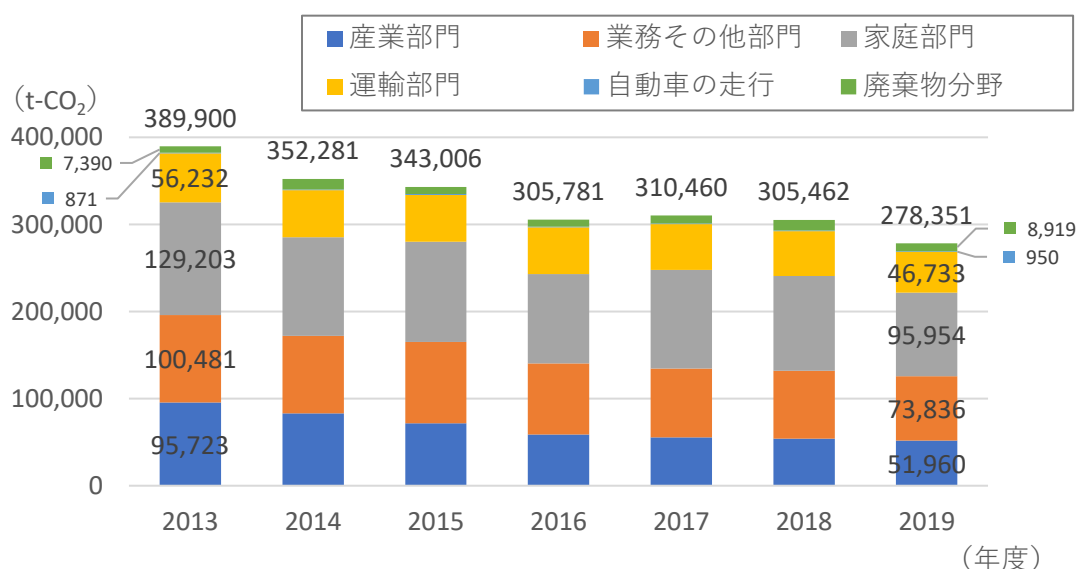


図 6-2 温室効果ガス排出量の推移

(2) エネルギー消費量の推移

市域のエネルギー消費量は、2019（令和元）年度に4,598TJ（テラジュール）となっており、2013（平成25）年度と比較すると、5,915TJから約22%削減されています。

2019（令和元）年度の部門別を見ると、家庭部門がもっとも多く1,717TJ、続いて業務部門で1,320TJ、産業部門で938TJとなっており、前掲「(1)市域から排出される温室効果ガス」で示した温室効果ガス排出量の内訳と同様の推移を示しています。

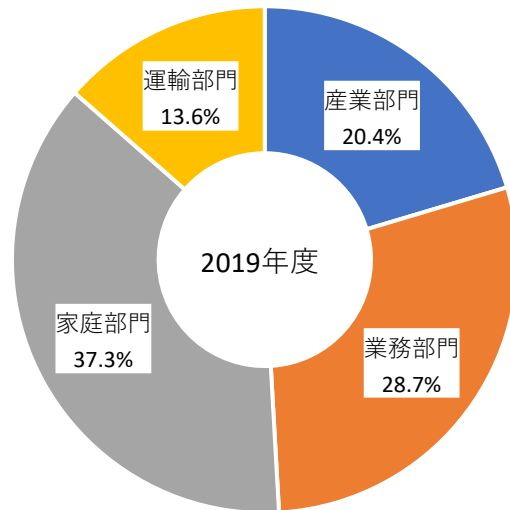


図 6-3 2019(令和元)年度のエネルギー消費量内訳

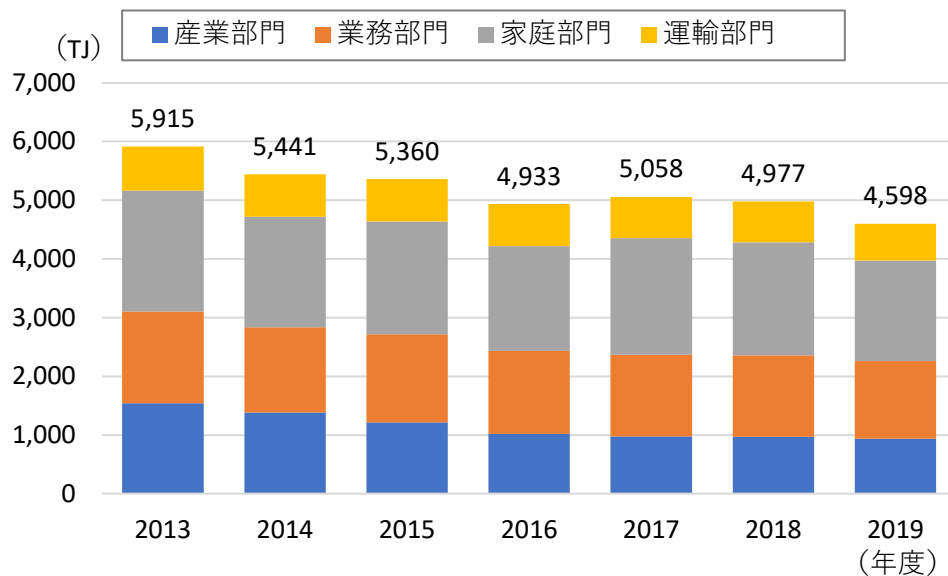


図 6-4 エネルギー消費量の推移

(3) 市の事務及び事業から排出される温室効果ガス

2021（令和3）年度における市の事務及び事業から排出される温室効果ガス（二酸化炭素）排出量は3,391t-CO₂と算定されます。電気の使用による排出が78%、都市ガスの使用による排出が21%となっており、電気と都市ガス由来が99%を占めています。

表 6-2 2021(令和3)年度温室効果ガス排出量

項目		2021(令和3)年度 温室効果ガス排出量	
		kg-CO ₂	構成比(%)
エネルギー起源	ガソリン	15,764	0.46
	灯油	3,754	0.11
	A重油	3,902	0.12
	都市ガス	704,886	20.78
	液化石油ガス(LPG)	982	0.03
	電気	2,661,686	78.48
	小計	3,390,974	—
非エネルギー起源	自動車の走行	337	0.01
	笑気ガス	359	0.01
	小計	696	—
合計		3,391,670	100

3.3 温室効果ガス排出量の将来推計

(1) 市域の将来推計

本市から排出される温室効果ガスは、今後追加的な対策を見込まないまま推移した場合、2030(令和12)年度においては、2013(平成25)年度と比較して22.4%減少、直近年度の2019(令和元)年度と比較すると8.7%増加すると試算されます。

2019(令和元)年度からの増加は、世帯数の増加が主な要因で、続いて製造業の堅調な経営状況の回復が見込まれることが考えられます。

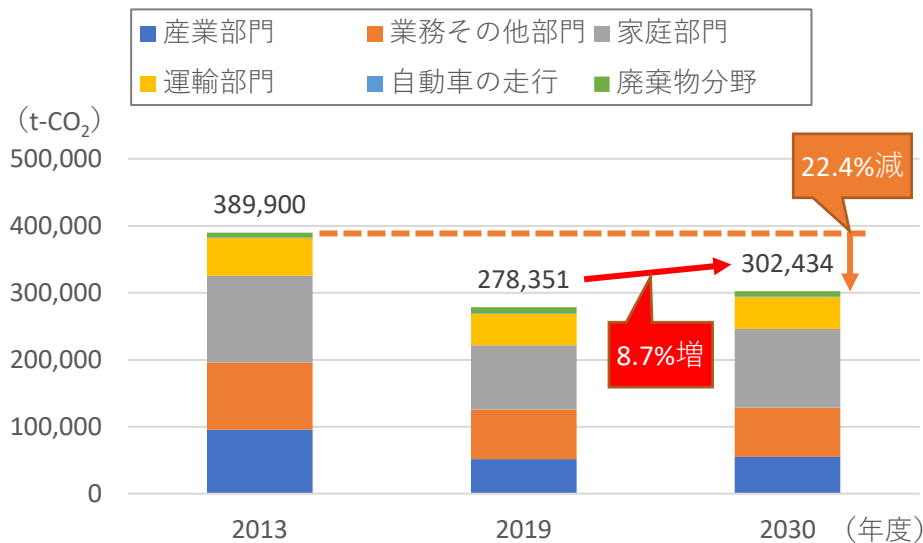


図 6-5 追加的対策を見込まないまま推移した場合の将来推計(BAU)

3.4 温室効果ガス排出削減ポテンシャル

(1) 市域の削減ポテンシャル

2019(令和元)年度を原則基準として、様々な取組により、どの程度温室効果ガス排出量が削減できるか「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(算定手法編)」(令和4年3月、環境省)に基づき試算した結果は、表 6-3に示すとおりです。

前掲で示した温室効果ガス排出量と比較すると、2013(平成25)年度比で71.4%削減、2019(令和元)年度比で59.9%削減することができると推測されます。

表 6-3 削減ポテンシャルの試算例

部門・分野	削減量 (t-CO ₂)	主な削減内容	想定導入率
産業	6,472	<ul style="list-style-type: none"> ・高効率空調の導入 ・産業用ヒートポンプの導入 ・産業用照明の導入 ・産業用モーター・インバーターの導入 ・高性能ボイラの導入 ・コージェネレーションの導入 など 	100% 100% 30% 50% 30% 10%
その他業務	88,360	<ul style="list-style-type: none"> ・業務用給湯器の導入 ・高効率照明の導入 ・冷媒管理技術の導入 ・トップランナー制度等による機器の省エネルギー性能向上 ・BEMSの活用、省エネ診断等を通じた管理の実施 	100% 100% 100% 100% 10%
家庭	8,585	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の省エネルギー化 ・高効率給湯器の導入 ・高効率照明の導入 ・トップランナー制度等による機器の省エネルギー性能向上 ・HEMS等のエネルギー管理の実施 など 	30% 50% 70% 50% 10%
運輸	7,225	<ul style="list-style-type: none"> ・次世代自動車の普及・燃費改善等 ・エコドライブの普及・啓発 ・トラック輸送の効率化 ・共同輸配送の推進 ・宅配便再配達削減の促進 など 	50% 100% 100% 100% 50%
廃棄物	884	<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック製容器包装の分別収集・リサイクルの推進 ・廃棄物処理業における燃料製造・省エネルギー対策の推進 ・EVごみ収集車の導入 など 	100% 100% 50%
合計	111,526		

(2) 市の事務及び事業の削減ポテンシャル

『温室効果ガス排出量』削減目標設定における削減ポテンシャルの推計手法について」(平成29年3月、環境省)に基づき市の事務及び事業の削減ポテンシャルは表 6-4に示すとおりです。

冷暖房設定温度の調整などソフト面(運用)による削減率は25%、高効率空調の更新などハード面(改修)による削減率は16%と想定し、太陽光発電設備の導入は、鉄筋鉄骨コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造の施設に、その屋根・屋上の面積の25%に太陽光パネルを設置した場合を想定しました。

なお、参考にソフト面(運用)における削減措置を表 6-5に示すとおり掲載します。

表 6-4 市の事務及び事業における削減ポテンシャル

項目		削減ポテンシャル
省エネルギー	ソフト面(運用)による削減	18,529GJ
	ハード面(改修)による削減	11,858GJ
再生可能エネルギー	太陽光発電設備導入による削減	6,984GJ
合計		37,371GJ

表 6-5 ソフト面(運用)によるエネルギー削減率(参考)

設備	措置	エネルギー削減率(%)				
		事務所等	学校等	集会所等	病院等	その他
空調	冷房設定温度緩和	0.8	1.3	1.1	1.3	—
	暖房設定温度緩和	0.3	0.1	0.4	0.1	—
	冷暖房負荷削減を目的とした外気導入量の制御	0.4	0.2	0.6	0.2	—
	ウォーミングアップ時の外気取り入れ停止	0.1	0.2	0.2	0.2	—
	熱源機器の立上り運転時間の短縮	2.2	2.6	2.9	2.6	—
	空調運転時間の短縮	0.7	1.8	0.9	1.8	—
	冷凍機冷水出口温度の調整	1	—	1.3	—	—
	冷却水設定温度の調整	3.1	—	4	—	—
	フィルタの定期的な清掃	0.2	0.2	0.3	0.2	—
換気	間欠運転・換気回数の適正化による換気運転時間の短縮	1.2	5.5	1.3	5.5	—
給湯	給湯温度の調整	0.1	0.7	0.6	0.7	—
	洗面所給湯期間の短縮(夏の給湯停止)	0.3	3.8	3.2	3.8	—
照明	照明照度の調整	1.6	1.9	1.1	1.9	5.7
全般	エネルギーモニタリング制御の導入	0.2	0.2	0.2	0.2	—
建築(外皮)	カーテン、ブラインドにより日射を調整する	0.9	1.6	1.2	1.6	—

3.5 再生可能エネルギーポテンシャル

環境省の自治体排出量カルテによると、本市の再生可能エネルギーの導入ポテンシャルは、住宅用等太陽光発電設備として51,941MWh(メガワットアワー)、低温バイナリー地熱発電として1,840MWh、合計53,781MWhを有しているとしています。

また、そのうち太陽光設備の導入によって4,921MWhを発電しているとされていますが、エネルギー消費量(347,781MWh)に対して導入ポテンシャルが大きく不足しているため、省エネルギーの取組や高効率省エネルギー機器の導入などが必要となります。

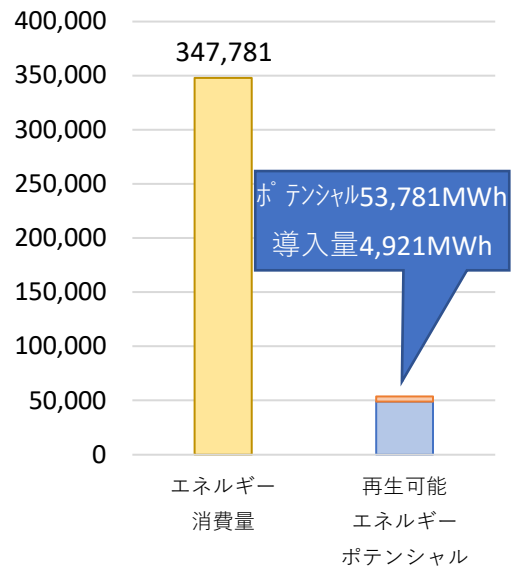


図 6-6 エネルギー消費量と再生可能エネルギーポテンシャル

4. 本市の気象

4.1 気温と降水量

本市の年間平均気温は約16℃、年間降水量は約1,400mmとなっています。年間平均気温は年々上昇傾向にあり、近似直線は毎年約0.04℃ずつ上昇しています。

日降水量の最大値の推移を見ると、変動を繰り返しながら、微増傾向を示しています。また、2019(令和元)年には、台風19号に伴う大雨により関東地方は甚大な被害が生じたほか、県内でも氾濫した河川が発生した年となり、本市の日降水量の最大値も280mmを超えました。

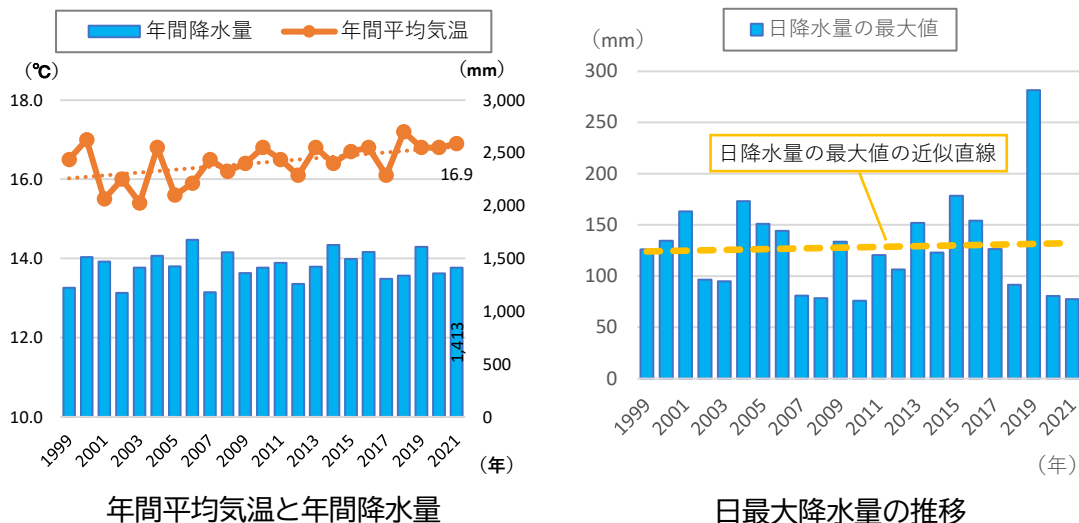


図 6-7 気温と降水量の状況

出典:統計わらび(消防本部)

5. 気候変動に関する予測

5.1 気候変動予測

気象庁の予測によると、埼玉県では20世紀末に比べ21世紀末には次のような変化が起ると予想されています。

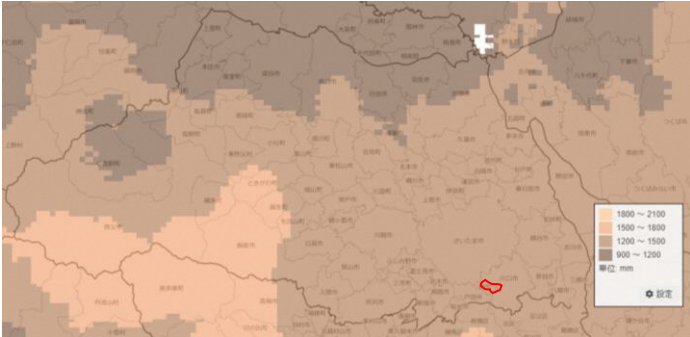
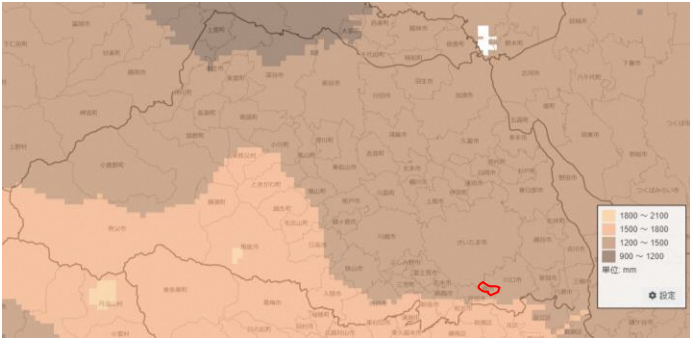
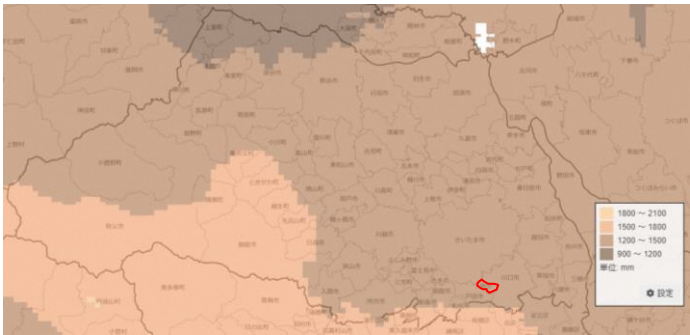
- ◆ 年平均気温が1.3～4.3℃上昇する
- ◆ 真夏日(最高気温が30℃以上)日数が年間で18～60日増加する
- ◆ 1時間降水量50mm以上の雨が最大約2.4倍に増加する

出典:埼玉県の気候変動(令和4年3月、熊谷地方気象台・東京管区気象台)

国立環境研究所の気候変動適応情報プラットフォームサイトにに基づき気温上昇を2℃未満に抑えるシナリオの埼玉県の年平均気温、降水量の将来予測は次のとおりです。

年平均気温の分布状況	予測期間
	<p><2010年～2030年> 県東部から北部にかけて20～25℃域が分布し、山間部の西部にいくほど平均気温が下がる。</p>
	<p><2030年～2050年> 2010年～2030年に比べて20～25℃の分布域が広がっている。</p>
	<p><2080年～2100年> 今世紀末には20～25℃の分布域が更に広がり、低温の分布域が小さくなる。</p>

参考:気候変動適応情報プラットフォーム(国立環境研究所)「気候変動の観測・予測データ」を基に作成

降水量の分布状況	予測期間
	<p><2010年～2030年> 本市は1,200～1,500mmの降水量の分布域となっている。県北部の降水量が少なく、南西部が多い状況となっている。</p>
	<p><2030年～2050年> 県南部を中心に降水量1,500～1,800mmの分布が広がり、北部の少降水量帯が後退する。</p>
	<p><2080年～2100年> 今世紀末は半世紀前と分布域がそれほど変わらない。局所的な豪雨が増える可能性が高い。</p>

参考：気候変動適応情報プラットフォーム(国立環境研究所)「気候変動の観測・予測データ」を基に作成

5.2 気候変動影響予測

国の気候変動適応計画では、気候変動の影響について農林水産業、水環境・水資源、自然生態系、自然災害・沿岸域、健康、産業・経済活動、国民生活・都市生活の7つの分野に大別し、2020(令和2)年12月に作成された気候変動影響評価報告書(総説)では、分野ごとに「重大性」(影響の程度、可能性等)、「緊急性」(影響の発現時期や適応の着手・重要な意思決定が必要な時期)、「確信度」(情報の確からしさ)の3つの観点から評価を行っています。

本市においても、気候変動の影響がすでに発現している、又は、近い将来に発現すると予想される項目について評価を行い、各主体の取組事項に反映させます。

表 6-6 気候変動影響評価

分野	大項目	小項目	主な気候変動の影響	国の適応計画の評価			本市の評価
				重大性	緊急性	確信度	
水資源	水資源	水供給(地表水)	流量の変化、渇水	●	●	●	A
		水需要	水利用の増加・利用時期の変化	◆	▲	▲	B
自然生態系	その他	生物季節	開花の変化、繁殖の変化	◆	●	●	B
自然災害	河川	内水	内水氾濫の変化	●	●	●	A
健康	その他	温暖化と大気汚染の複合影響	汚染物質濃度の変化	◆	▲	▲	B
産業・経済活動	エネルギー	エネルギー需給	需給影響	◆	■	▲	B
国民生活・都市生活	都市インフラ・ライフライン等	水道、交通等	インフラ・ライフラインへの被害	●	●	●	A
	文化・歴史などを感じる暮らし	生物季節・伝統行事・地場産業等	季節感の変化、地場産業への影響	◆	●	●	B
	その他	暑熱による生活への影響	睡眠被害、不快感、屋外活動への影響	●	●	●	A

※国の影響評価【重大性】●:特に重要な影響が認められる ◆:影響が認められる

【緊急性・確信度】●:高い ▲:中程度 ■:低い

本市の影響評価 A:重要と考えられるため、対策を講じるもの B:緊急性は低いが、影響を注視するもの

6. 削減目標

国では、「2030(令和12)年度の温室効果ガスを2013(平成25)年度比で46%削減し、更に50%の高みに向け挑戦を続けていく」とする削減目標とともに、温室効果ガス排出実質ゼロとした「2050年カーボンニュートラル」を掲げています。

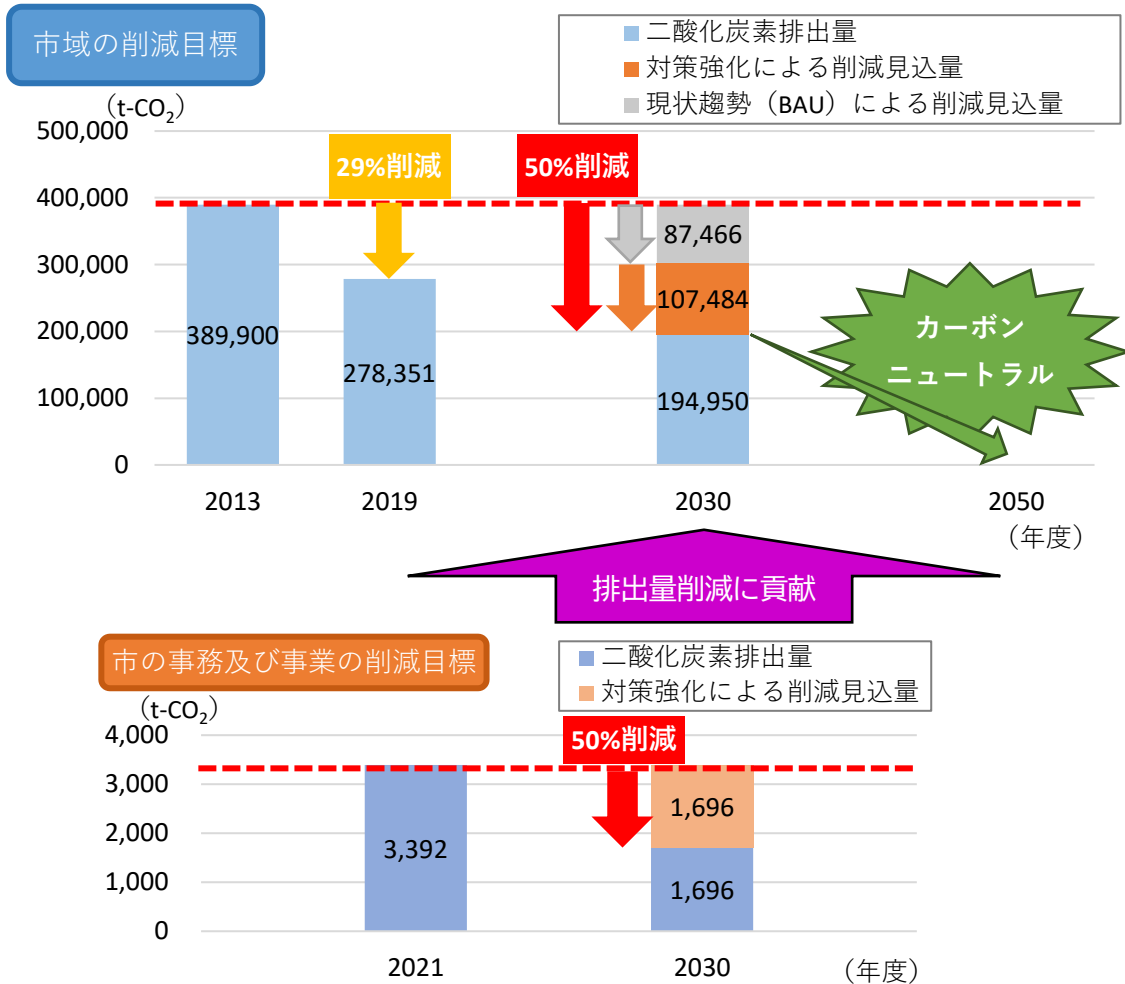
国の目標と整合を図るとともに、本市の温室効果ガスの排出傾向を踏まえ、温室効果ガス排出量の削減目標を次のとおりとします。そして、2050年カーボンニュートラルを目指します。

【市域の削減目標】

2030(令和12)年度における温室効果ガス排出量
2013(平成25)年度比 **50%削減**

【市の事務及び事業の削減目標】

2030(令和12)年度における温室効果ガス排出量
2021(令和3)年度比 **50%削減**



7. 施策の基本的な考え方とSDGs

7.1 施策の基本的な考え方

1997(平成9)年12月に京都で開催された国連気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)で「京都議定書」が採択されたことを契機に、わが国では、「低炭素化」をテーマに温室効果ガスの排出をできるだけ低く抑える取組が進んできました。

「第1章 1.2(1)地球温暖化・脱炭素」に掲載したパリ協定で「産業革命以降の気温の上昇を2℃未満に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求する」とした具体的な長期目標を契機に、「低炭素化」から「脱炭素化」にテーマが変わり、温室効果ガスに含まれる「炭素」の排出をゼロにする、石油や石炭などの化石燃料からのエネルギー調達から脱却する取組が求められています。

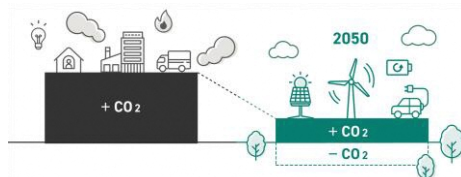
「脱炭素化」を実現するには、再生可能エネルギー設備や高効率省エネルギー機器の導入などハード面の取組と、節電やごみ分別の徹底などソフト面での取組の、両者の展開が必要です。

本市の脱炭素を実現するため、各主体が個々で、あるいは協働して取組を展開します。

コラム④ 「脱炭素」と「低炭素」

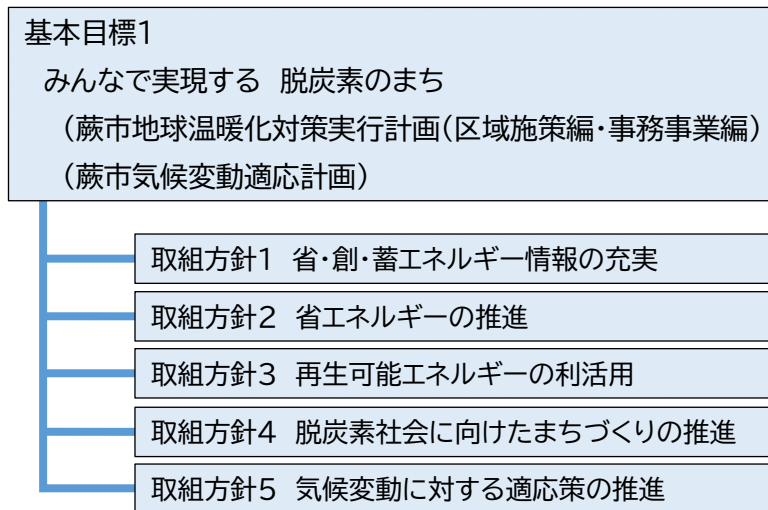
1997(平成9)年に開催された国連気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)で採択された京都議定書は、2008(平成20)年から2012(平成24)年までの5年間に、温室効果ガス排出量を先進国全体で少なくとも1990(平成2)年比5%削減を目指すこととし、わが国も6%削減する目標を掲げました。そうしたことを背景に「低炭素」という言葉が使われ、二酸化炭素の排出をできるだけ抑える取組を課題としていました。

京都議定書の後継として、2015(平成27)年に開催されたCOP21でパリ協定が採択されました。これを受け、わが国でも2030(令和12)年度の温室効果ガス排出量の削減目標を2013(平成25)年度比26%を掲げ、その後2020(令和2)年に2050年カーボンニュートラルを表明しました。この頃から「脱炭素」の言葉が使われはじめ、二酸化炭素の排出量を実質ゼロに抑えることが求められるようになりました。



出典:脱炭素ポータル(環境省ホームページ)

7.2 基本目標と取組方針の関係



7.3 SDGsへの貢献

アイコン	目標(ゴール)	本市の貢献内容
 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	エネルギーをみんなに そしてクリーンに	省エネルギーを推進するとともに、再生可能エネルギー設備の普及啓発を図ります。
 9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	産業と技術革新の基盤をつくら う	再生可能エネルギー設備や高効率設備の導入を促進し、適切なエネルギー利用のまちづくりを目指します。
 11 住み続けられる まちづくりを	住み続けられるまちづくりを	交通インフラ等を整備し、温室効果ガスの排出抑制、快適な公共空間のまちづくりに貢献します。
 13 気候変動に 具体的な対策を	気候変動に具体的な対策を	適応策を推進し、レジリエントなまちづくりを目指します。

取組方針1 省・創・蓄エネルギー情報の充実

脱炭素社会の実現に向けて国や業界団体、民間団体などから様々な情報が発信されています。地球温暖化防止活動推進センターや気候変動適応センターもそうした組織の一つで各都道府県に置かれています。国や県、これらの組織と連携し、省・創・蓄エネルギーに関する情報を収集し、市民、事業者及び市で情報共有を図ります。

(1) 市民環境意識調査

今後行政に進めてほしい取組として、市民環境意識調査では、「環境に関する情報収集・公開」が42件と少ない回答となっていますが、市民・事業者へ発信する情報を充実させ、脱炭素社会の実現に向けて様々な知識を習得することが求められます。

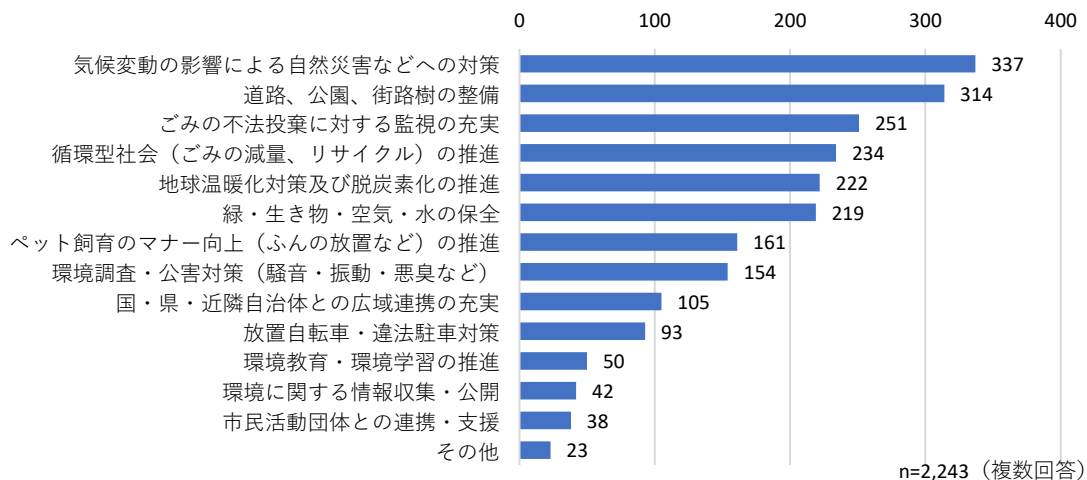


図 6-8 今後行政に進めてほしい取組(再掲)

環境施策1 情報提供の充実

- ◇ ホームページや広報紙のほか、SNS等広く情報提供する方法を検討し、省・創・蓄エネルギー情報を提供します。
- ◇ 市の事務及び事業におけるエネルギー使用量について、地球温暖化対策の推進に関する法律及びエネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく把握と公表を行います。
- ◇ 県や埼玉県地球温暖化防止活動推進センター、埼玉県気候変動適応センターと連携して省・創・蓄エネルギー設備情報の提供を図ります。

環境施策2 情報共有体制の強化

- ◇ 民間事業者と協力して省・創・蓄エネルギー設備の情報共有を図ります。
- ◇ 省・創・蓄エネルギーに関する補助制度の情報を収集し、民間事業者や市民団体等と補助金交付を目指した体制を構築します。

取組方針2 省エネルギーの推進

私たちが日常生活でどの程度エネルギーを使っているか把握し、省エネルギー意識を持ってできる限りエネルギーの使用を抑える行動を推進します。

(1) 市民環境意識調査

市民環境意識調査では、関心を持っている地球環境問題として「地球温暖化・脱炭素社会・気候変動」の回答が505件と最も多く、関心が高いことがうかがえます。省エネルギーに関する取組は、地球温暖化対策に向けた一人ひとりができるもっとも身近な行動で、その積み重ねが大切です。

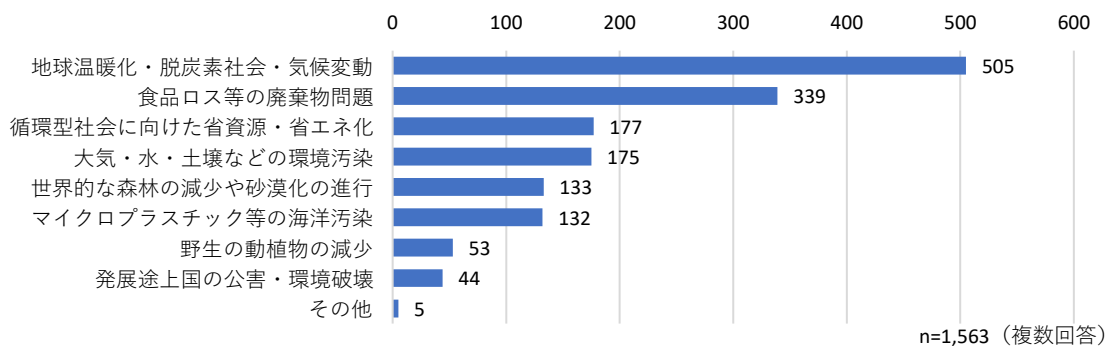


図 6-9 関心を持っている地球環境問題

「地球温暖化対策・脱炭素化に向けて実践していること」では、「実践している」と「やや実践している」を合わせた回答としては、「LED照明への交換」がもっとも多く、「冷暖房・電気などの節電」、「自転車や公共交通機関の利用」、「冷蔵庫に食品を詰め込みすぎない」と続きます。いずれも60%以上が実践できているとした高い回答率となっております。こうした身近な取組を継続しつつ、実践行動を拡充することが必要となってきます。

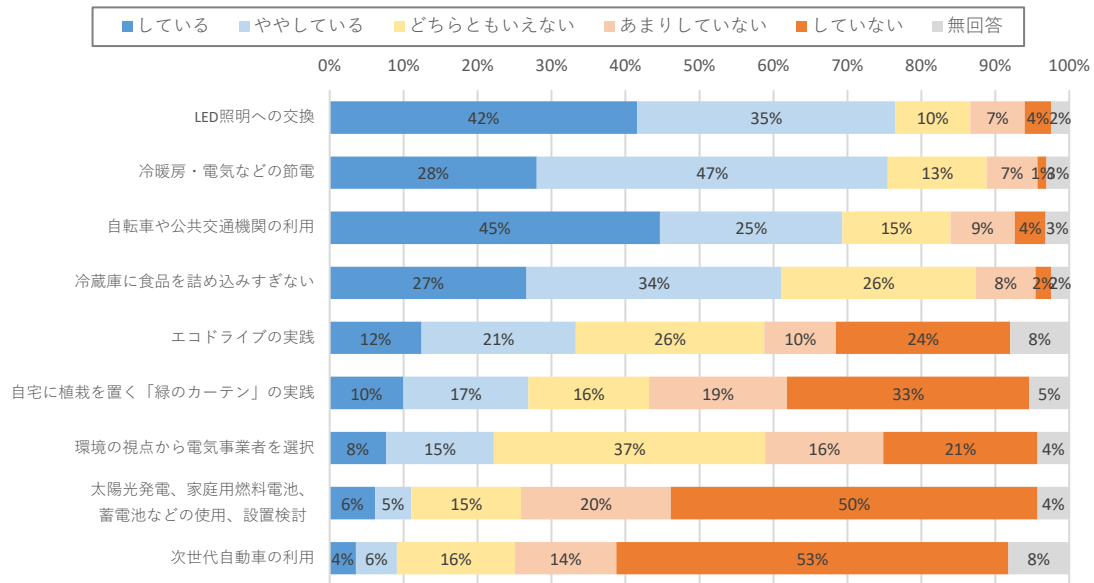


図 6-10 地球温暖化対策・脱炭素化に向けて実践していること

環境施策3 省エネ行動の促進

- ◇ 「蕨市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」に基づく省エネルギー行動を実践します。
- ◇ 講座やイベント等を通じて市民の省エネルギー意識の高揚を図ります。
- ◇ 壁面緑化や緑化フェンスの設置を啓発し、周辺環境の暑さ緩和や空調設備の省エネルギーを促進します。
- ◇ 市民の省エネルギー行動促進のための取組を検討します。
- ◇ 公共施設や家庭・事業所で使用しているエネルギーを把握できるよう「見える化」の取組を推進します。

環境施策4 省エネ設備・高効率設備導入の促進

- ◇ 公共施設の新築、改築、設備の更新時には省エネルギー診断などを踏まえ、ZEB化に向けた省・創・蓄エネルギー設備の導入を推進します。
- ◇ 公共施設への雨水利用設備導入を検討するとともに、市民、事業者への普及を啓発します。
- ◇ 家庭・事業所への省エネルギー設備導入を支援・啓発します。

取組方針3 再生可能エネルギーの利活用

再生可能エネルギー設備の普及拡大を加速させ、化石燃料に依存しないエネルギーの利活用を推進します。

(1) 市民環境意識調査

市民環境意識調査の「地球温暖化対策や脱炭素社会、資源循環社会の推進にあたり市が力を入れたらよいこと」では、「再生可能エネルギー等の導入・補助」の回答が266件ともっとも多く、「LED照明の導入・補助」は4番目、「市民の省エネ対策の促進・各種補助の充実」は6番目となっており、エネルギー対策への関心の高さがうかがえます。そうしたことから、再生可能エネルギーについては、脱炭素社会に向けた取組の一つとして導入を支援・促進していくことが求められます。

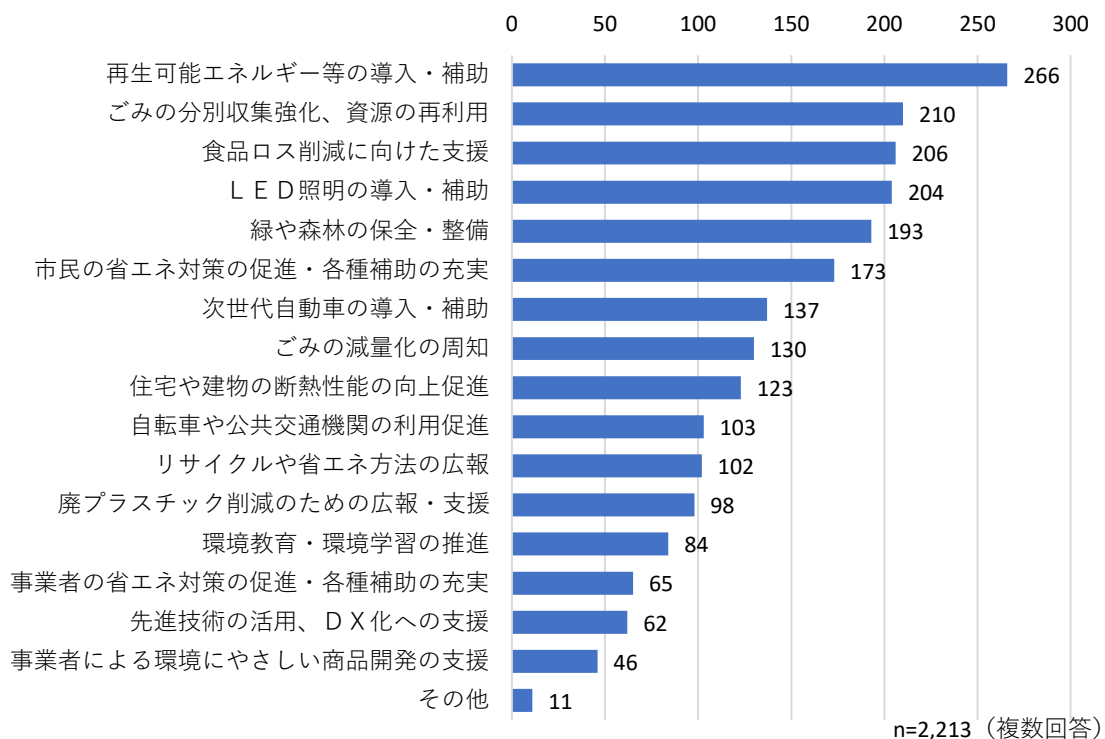


図 6-11 地球温暖化対策や脱炭素社会、循環型社会を推進するうえで市が尽力すること

環境施策5 再エネ導入の促進

- ◇ 太陽光発電設備をはじめとした、ソーラー蓄電池ステーションの導入を進めます。
- ◇ 家庭・事業所への再生可能エネルギー設備の導入を支援します。

環境施策6 再エネの電力購入の拡充

- ◇ 蕨戸田衛生センター組合と連携し、電力の地産地消を推進します。
- ◇ 公共施設において再生可能エネルギー由来電力やCO₂排出係数の低い電力を供給する事業者との契約を検討します。
- ◇ 家庭・事業所に再生可能エネルギー由来やCO₂排出係数の低い電力を供給する事業者との契約検討を促します。

環境施策7 蓄エネ機器の導入促進

- ◇ 公共施設への蓄電池・V2H(ヴィークルトゥホーム)導入を推進します。
- ◇ 家庭・事業所への蓄電池設備導入を支援します。
- ◇ VPP(ヴァーチャルパワープラント)事業の導入を検討し、地域のエネルギー管理・制御の効率化を図ります。

取組方針4 脱炭素社会に向けたまちづくりの推進

脱炭素社会に向けた社会資本の整備も重要な課題の一つです。特に交通インフラについて、温室効果ガスを排出しない移動、自動車から公共交通機関の利用転換による温室効果ガス排出量の削減、ZEV等の普及促進を図り、移動手段の見直しを誘導します。

(1) 市民環境意識調査

市民環境意識調査では、今後行政に進めてほしい取組として「気候変動の影響による自然災害などへの対策」に次いで「道路、公園、街路樹の整備」の回答が314件となっています。

また、地球温暖化対策や脱炭素社会、資源循環社会の推進にあたり、市が力を入れてほしいことでは、「次世代自動車の導入・補助」が137件で7番目、「自転車や公共交通機関の利用促進」が103件で10番目となりました。

脱炭素社会に向けたインフラ整備や公共交通機関の利用促進は、まちづくりの中で大切な取組の一つとなります。

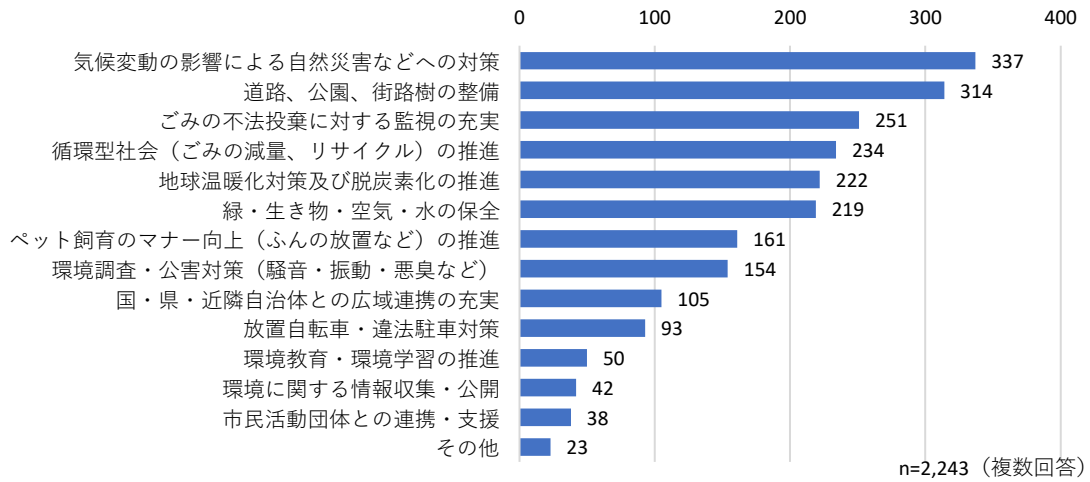


図 6-12 今後行政に進めてほしい取組(再掲)

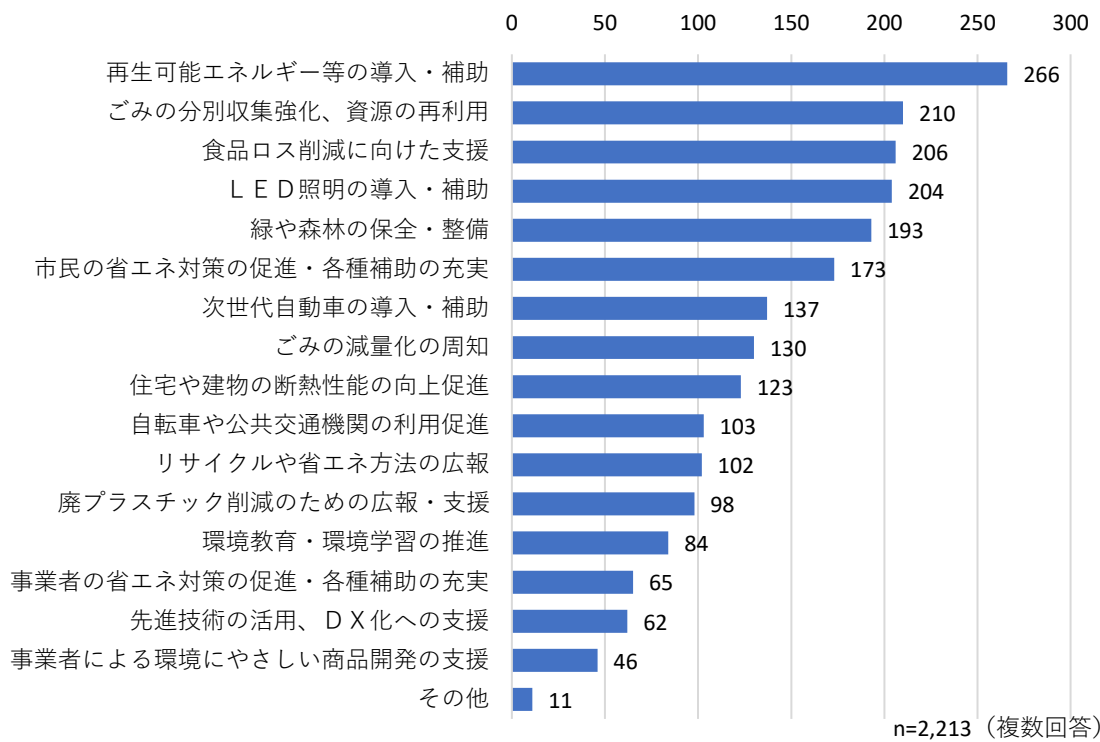


図 6-13 地球温暖化対策や脱炭素社会、循環型社会の推進を進めるうえで市が尽力すること(再掲)

環境施策8 交通インフラの整備

- ◇ 防犯灯・道路照明灯・公園灯のLED照明を継続します。
- ◇ ぷらっとわらびの利用者数の増加に向けて、啓発を図ります。
- ◇ 利用者の利便性向上に向け、バス事業者・鉄道事業者への要望を行います。
- ◇ 通勤や通学のために駅(鉄道)を利用する方で、駅まで、又は駅からの交通手段として、自転車又は原動機付自転車(50cc以下)を利用する方に対して優先的な自転車駐車場(駐輪場)の利用を図り、効果的な運用を推進します。
- ◇ 民営の自転車駐車場(駐輪場)の整備を進めるため、駐車場の管理に要する費用の助成を行います。
- ◇ シェアサイクル事業を推進します。
- ◇ 電動車いすシェア事業を推進します。

環境施策9 ZEV(ゼロエミッション車)への転換とエコドライブの推進

- ◇ 公用車・ぷらっとわらびのEV(電気自動車)導入を推進します。
- ◇ 市民・事業者に対してキャンペーン等を実施し、エコドライブの啓発を図ります。
- ◇ 市民に対してEVへの切り替えを支援します。
- ◇ EVの普及を図るため、公共空間での充電設備の充実について国や県に働きかけていきます。

環境施策10 スマートコミュニティの検討

- ◇ エネルギーの平準化のため、VPP等の導入を検討します。
- ◇ 市民・事業者に対しEVやFCV(燃料電池自動車)の普及を図り、V2HやV2G(ヴィークルトウグリッド)と連携した電力需給システムの構築を検討します。

環境施策11 広域連携によるカーボンオフセットの検討

- ◇ 他の自治体と連携して吸収源対策を推進するため、森林整備によるカーボンオフセットを検討します。
- ◇ J-クレジットを活用した二酸化炭素削減を検討します。

取組方針5 気候変動に対する適応策の推進

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の第6次評価報告書(AR6)第1作業部会報告書によると、「世界の平均気温は、少なくとも今世紀半ばまでは上昇を続け、向こう数十年の間に温室効果ガスの排出が大幅に減少しない限り、21世紀中に産業革命以前と比べ1.5℃及び2℃を超える」と報告されています。最大限の温室効果ガスの排出削減努力を行っても過去に排出された温室効果ガスの大気中への蓄積により、ある程度の気候変動は避けられません。

観測記録を更新するような異常気象が頻発するようになり、私たちの生活に大きな影響を及ぼしています。こうした気候変動による悪影響を最小限に抑える取組を推進します。

(1) 市民環境意識調査

市民環境意識調査では、今後行政に進めてほしい取組として「気候変動の影響による自然災害などへの対策」が337件と最も多い回答を得ています。

気候変動に対するハード面の取組は、市民や事業者単独では難しいため、市が主体となって取組を推進することが求められます。

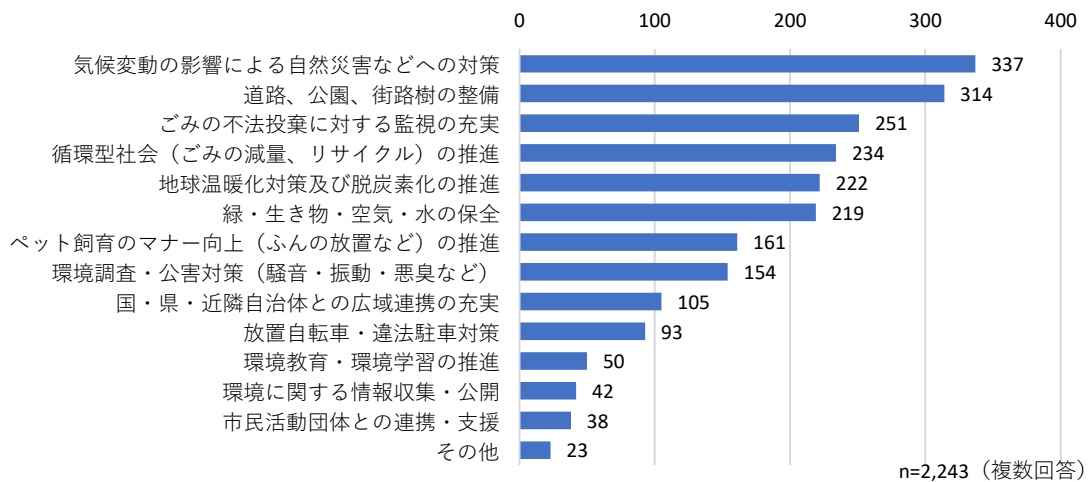


図 6-14 今後行政に進めてほしい取組(再掲)

気候変動の影響を減らすために重点的に取り組む分野としては、「水災害対策」と「暮らし・生活の安全」が同数でもっとも多く、「水資源・水環境」、「健康」と続きます。

生命を保護し、生活環境を保全するため、気候変動の影響に適応した柔軟な対策が求められます。

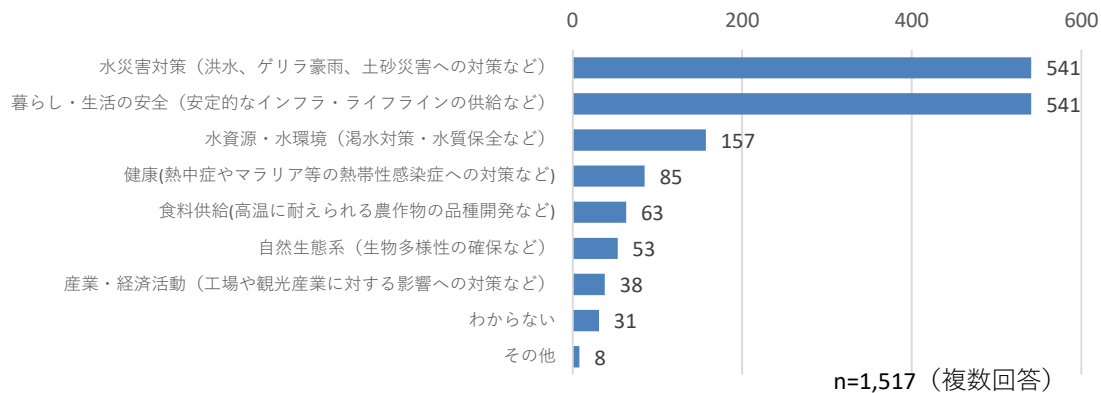


図 6-15 気候変動の影響を減らすための重点分野(再掲)

環境施策12 災害に強いまちづくり

- ◇ 雨水貯留・浸透施設の設置を推進し、雨水の流出抑制を図ります。
- ◇ 歩道等は透水性舗装や街路樹を整備し、雨水の表面流出を軽減します。
- ◇ 雨水下水道未整備地区での整備を進めます。
- ◇ 「蔽市地域防災計画」を適切に運用し、災害時の円滑な避難や災害廃棄物の適正な処理について啓発を図ります。
- ◇ ハザードマップや出前講座等を通じて、市民・事業者の防災・減災への意識高揚を図ります。
- ◇ 事業者に対し事業継続計画(BCP)の作成を促します。
- ◇ ライフラインの施設・設備の計画的な更新を行います。
- ◇ 防風林の役割を担う街路樹を整備するとともに、家庭の庭木や事業所の樹木の植栽の啓発を図ります。

環境施策13 健康被害対策の推進

- ◇ ホームページ等を活用して暑さの注意喚起や熱中症予防に関する情報発信を行います。
- ◇ 熱中症対策及び日中の電力削減の一環として、夏季に公共施設の一部を一時休憩所等として開放するクールオアシス蔵を実施します。
- ◇ 街路樹を整備し、緑陰形成など快適な歩行空間の創出を図ります。
- ◇ 公共空間への日よけや緑化、ドライ型ミストなどの配置を検討し、暑熱対策を推進します。
- ◇ 打ち水や日傘を奨励し、暑さ緩和の取組の啓発を図ります。

8. 環境配慮指針

8.1 市民

- ◇ 電気や燃料の使用量を把握し、節電や省エネルギーに取り組みます。
- ◇ ホームページや広報紙、SNSなどを活用して省エネルギー・創エネルギー・蓄エネルギーについて学びます。
- ◇ 賢い選択を促す運動COOL CHOICEに取り組みます。
- ◇ 省エネルギー家電・LEDに買い替え、節電とともに光熱費の削減につなげます。
- ◇ 太陽光発電設備や太陽熱利用設備、蓄電池の導入を検討します。
- ◇ 近くの買物や都心への移動には徒歩や自転車、公共交通機関を利用します。
- ◇ 自動車を運転する際は、アイドリングストップを心がけ、エコドライブを励行します。
- ◇ 温室効果ガスを排出しないZEVの導入を検討します。
- ◇ 再生可能エネルギーの比率の高い電力(低炭素電力)の選択を検討します。
- ◇ 水循環の大切さを学び、節水に努めるとともに、雨水浸透施設の導入を検討します。
- ◇ ハザードマップ等で自宅や周辺の危険性を認識し、災害に備えます。
- ◇ 生垣補助制度等を活用し、緑の創出に努めます。
- ◇ 地域と連携して打ち水を行ったり、日傘で移動したり、快適な生活空間をつくります。
- ◇ 市や市民団体が行う温暖化対策や適応策に積極的に参加します。

8.2 事業者

- ◇ エネルギーの使用量を把握し、省エネルギーに取り組みます。
- ◇ 省エネルギー・再生可能エネルギーに関する情報を収集するとともに、自らの省エネルギー活動や温暖化対策の取組について環境報告書などを通じて公表します。
- ◇ 省エネルギー設備や高効率機器を導入し、適切に運用し、温室効果ガス排出量の削減に貢献します。
- ◇ 太陽光発電設備や太陽熱利用設備、蓄電池の導入を検討します。
- ◇ 移動にはできるだけ徒歩や自転車、公共交通機関を利用します。
- ◇ 自動車での移動時には、アイドリングストップを心がけ、エコドライブを励行します。
- ◇ 温室効果ガスを排出しないZEVの導入を検討します。
- ◇ 再生可能エネルギーの比率の高い電力(低炭素電力)の導入を検討します。
- ◇ 水循環の大切さを学び、節水に努めるとともに、雨水浸透施設の導入を検討します。
- ◇ ハザードマップや「蕨市地域防災計画」などを参考に、事業継続計画(BCP)を策定し、

防災・減災に努めます。

◇ 緑のカーテンや屋上緑化、緑化フェンスなど、緑の創出に努め、酷暑の緩和に貢献します。

◇ 地域と連携して打ち水を行ったり、日傘で移動したり、快適な就労環境を創出します。

9. 成果指標と個別目標

成果指標	現状(2021年度)	目標(2032年度)
市域の温室効果ガス排出量	278,351t-CO ₂ (2019年度)	(2030年度)194,950t-CO ₂ (2013年度比▲50%)
市域のエネルギー消費量	4,598TJ (2019年度)	3,105TJ (2030年度)
地球温暖化対策設備等 設置費補助金の補助件数	42件	84件
コミュニティバス ぶらっとわらびの利用者数	175,440人	220,000人

10. ロードマップ

2030(令和12)年度の温室効果ガス削減目標、並びに10年後の環境像実現のためのロードマップは次に示すとおりです。

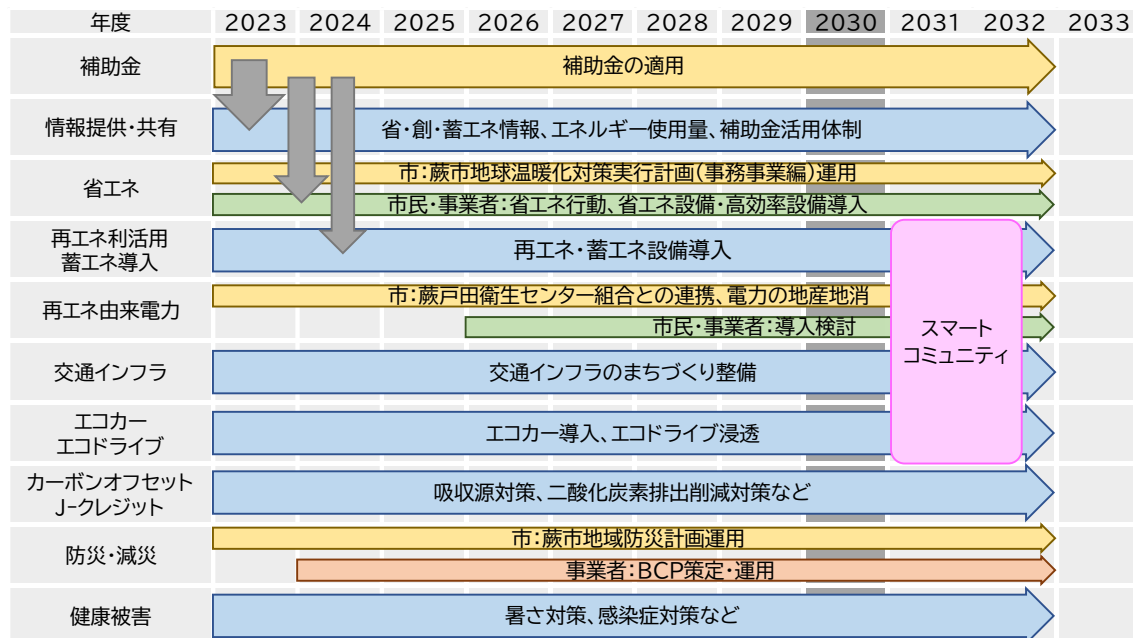


図 6-16 脱炭素社会に向けたロードマップ

基本目標2. みんなでつくる 資源循環のまち

1. 施策の基本的な考え方とSDGs

1.1 施策の基本的な考え方

本市は3R(リデュース・リユース・リサイクル)を推進していますが、その取組を更に浸透させ、一層のごみの減量化と資源循環を推進し、処理経費の削減や施設の長寿命化に貢献します。こうした取組は、経費削減効果による公共サービスの質の向上や廃棄物処理施設から排出される温室効果ガスの削減につながります。

コラム⑤ 3R活動

3Rとは、Reduce(リデュース)、Reuse(リユース)、Recycle(リサイクル)の3つのRの総称です。

Reduce(発生抑制)活動例

- エコバッグを持参してレジ袋を減らす
- 詰め替え用品を使う
- 使用頻度の少ないものはシェアする
- 食べきれる分だけ買う、作る

Reuse(再使用)活動例

- リユースショップを利用する
- インターネットオークションを利用する
- フリーマーケット・バザーを利用する
- 壊れたものは修理して使う

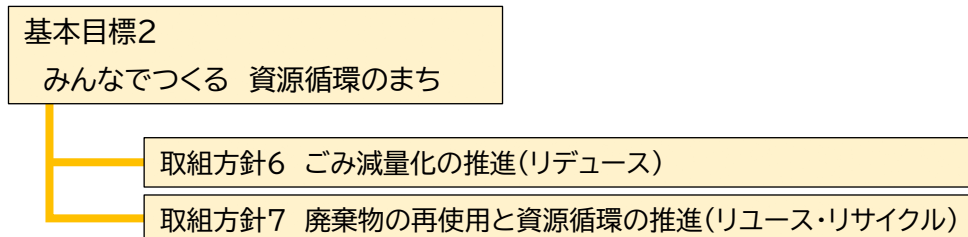
Recycle(再生利用)活動例

- ごみを分別する
- 古紙や古新聞を資源回収に出す
- リサイクル製品を購入する
- スーパーなどのリサイクル回収に協力する







2022(令和4)年度3R推進ポスター
出典:リデュース・リユース・リサイクル推進協議会

1.2 基本目標と取組方針の関係



1.3 SDGsへの貢献

アイコン	目標(ゴール)	本市の貢献内容
9 産業と技術革新の 基盤をつくらう 	産業と技術革新の基盤をつくらう	施設の長寿命化によって安定的な廃棄物処理サービスを推進します。
11 住み続けられる まちづくりを 	住み続けられるまちづくりを	適正な資源循環によって快適なまちづくりに貢献します。
12 つくる責任 つかう責任 	つくる責任つかう責任	3Rの取組を推進し、生産、消費、廃棄まで各主体が責任を持った行動の周知・啓発を図ります。
14 海の豊かさを 守ろう 	海の豊かさを守ろう	マイクロプラスチックをはじめとしたごみの流出を防ぎ、海の生き物や生態系の保全に貢献します。

取組方針6 ごみ減量化の推進(リデュース)

「無駄なもの、余計なものは購入しない」、「ものを大切に長く無駄なく使う」取組を定着させ、食品ロスや廃プラスチックの削減など、ごみの減量に取り組み、ごみ処理施設の長寿命化や温室効果ガス排出量の削減に貢献します。

(1) 現状と課題

① 廃棄物の排出量

2021(令和3)年度の事業系ごみを含む一般廃棄物排出量は21,241tとなっています。経年変化は、2017(平成29)年度まで減少傾向を示し、2018(平成30)年度以降増加しましたが、2021(令和3)年度に再び減少しています。排出内訳は、家庭系もやすごみがもっとも多く、次いで事業系もやすごみと資源物が同程度の排出量となっています。

2021(令和3)年度の市民一人あたりの家庭ごみの排出量は217kgとなっています。経年的には、2020(令和2)年度まで減少傾向を示し、2021(令和3)年度では再び増加しています。2021(令和3)年度のごみ排出量の増加は、コロナ禍によるライフスタイルやビジネススタイルの変化によることが要因と考えられます。

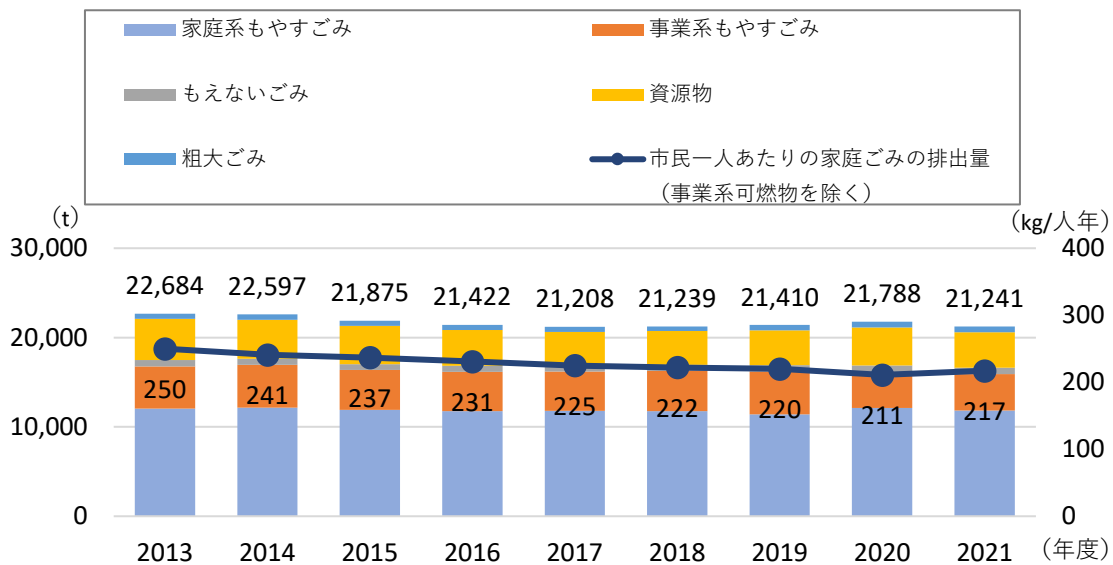


図 6-17 一般廃棄物排出量の推移

資料:「一般廃棄物処理実態調査」(環境省)に基づき作成

表 6-7に示すとおり廃棄物の処理には膨大な費用がかかります。本市と戸田市の一般廃棄物処理を行っている蕨戸田衛生センター組合では、2019(令和元)年度より4か年計画でごみ・粗大・し尿処理施設の延命化のための設備改良工事を実施しました。2013(平成25)年度から2020(令和2)年度までの、一人1年あたりに負担する経費は約12,000

円になります。

ごみの減量と資源循環に関する取組を継続し、経費の削減、一般廃棄物処理施設の長寿命化が求められます。

表 6-7 一般廃棄物に関する経費

年度	歳出(千円)			一人1年あたりの 経費(円)
	ごみ処理	し尿処理	合計	
2013(平成25)	782,622	36,421	819,043	11,354
2014(平成26)	798,736	35,597	834,333	11,512
2015(平成27)	810,816	38,755	849,571	11,590
2016(平成28)	817,990	41,958	859,948	11,652
2017(平成29)	833,684	40,890	874,574	11,709
2018(平成30)	867,192	41,232	908,424	12,071
2019(令和元)	1,281,429	40,573	1,322,002	17,474
2020(令和2)	893,995	38,573	932,568	12,296
2021(令和3)	870,181	37,585	907,766	12,053

※一人1年あたりの経費は次年度の4月1日現在の人口で推計
歳出(千円)は、蕨市で負担している経費のみを掲載しています。

資料:「一般廃棄物処理実態調査」(環境省)に基づき作成

② 市民環境意識調査

資源循環・ごみの廃棄について実践していることに関する設問では、「実践している」、「ややしている」とした回答は、「ごみの分別・資源の再利用」が約90%、続いて「食品ロス(食べ残し、食材廃棄)の抑制」、「エコバッグ、マイボトル、マイ箸などの使用」が80%を超えています。

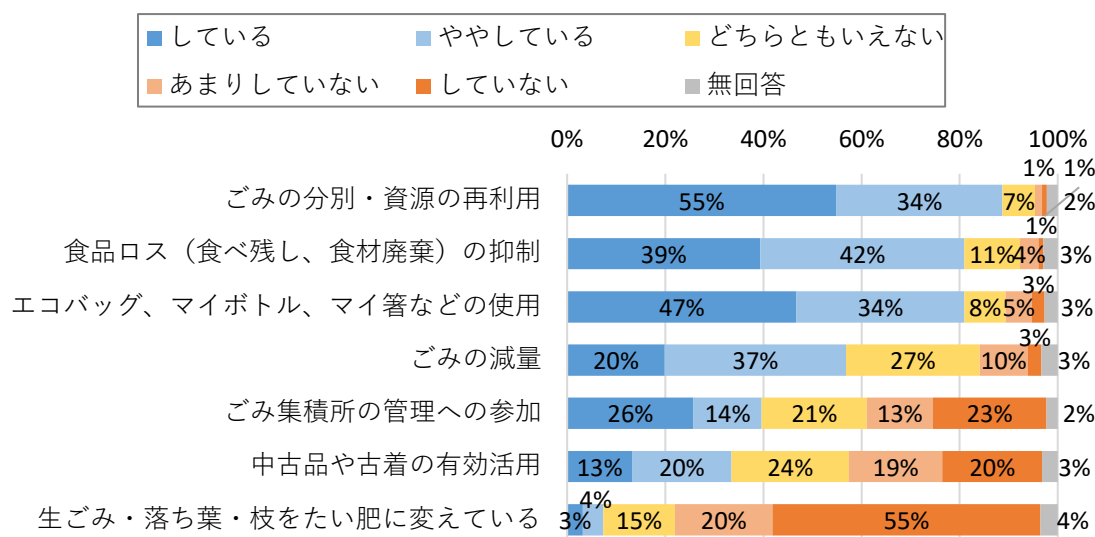


図 6-18 資源循環・ごみの廃棄について実践していること

(2) 環境施策

環境施策14 ごみ減量化の更なる推進

- ◇ ホームページや広報紙、SNS等を通じてエコバッグ、マイボトル、マイ箸の利用促進を図ります。
- ◇ 事業者と連携してワンウェイ(使い捨て)プラスチック製品を使わない呼びかけを行うとともに、食品ロス削減に向けた取組を呼びかけます。
- ◇ スマートデバイスやコンピューター端末を最大限活用し、記録の電子化・ペーパーレスを推進し、紙の使用を削減します。

環境施策15 環境負荷の少ない生活スタイルの普及

- ◇ 環境に配慮した消費行動の心がけを奨励します。
- ◇ 食品ロス削減に関する情報を提供し、食品のもったいない精神の定着を図ります。
- ◇ ホームページや広報紙、SNS・講座等を通じて生ごみの水切りの大切さを啓発します。

(3) 環境配慮指針

① 市民

- ◇ 生ごみは水切りを徹底し、生ごみの削減や堆肥化に努めます。
- ◇ エコバッグ、マイボトル、マイ箸等を使用し、ごみの発生を抑えます。
- ◇ 環境に配慮した商品の購入を心がけます。
- ◇ ワンウェイプラスチックの利用を減らします。
- ◇ もったいない精神を心がけます。
- ◇ 食品は必要な分だけ購入する、調理するなどの工夫をしながら、食品ロスの削減に努めます。

② 事業者

- ◇ エコバッグ、マイボトル、マイ箸などを推奨し、ごみの発生を抑えます。
- ◇ グリーン購入を心がけます。
- ◇ ワンウェイプラスチックの利用を減らします。
- ◇ 電子化・ペーパーレス化を推奨し、紙の使用を減らします。
- ◇ 食品ロス削減に関する各種取組を進めます。

取組方針7 廃棄物の再使用と資源循環の推進(リユース・リサイクル)

不用となったものはゆずったり、リターナブル容器を利用したりするなど、リユースの取組を推進するとともに、資源の再利用を促すため、ごみの分別を徹底し、リサイクル率の向上を図ります。

(1) 現状と課題

① 資源循環

2021(令和3)年度のリサイクル量は4,536tでリサイクル率は21.4%となっています。2018(平成30)年度まで減少傾向でしたが、2019(令和元)年度以降増加に転じました。2021(令和3)年度では再び減少し、2019(令和元)年度と同程度となっています。地域ぐるみでごみの分別と資源化に向けた取組を推進することが求められます。

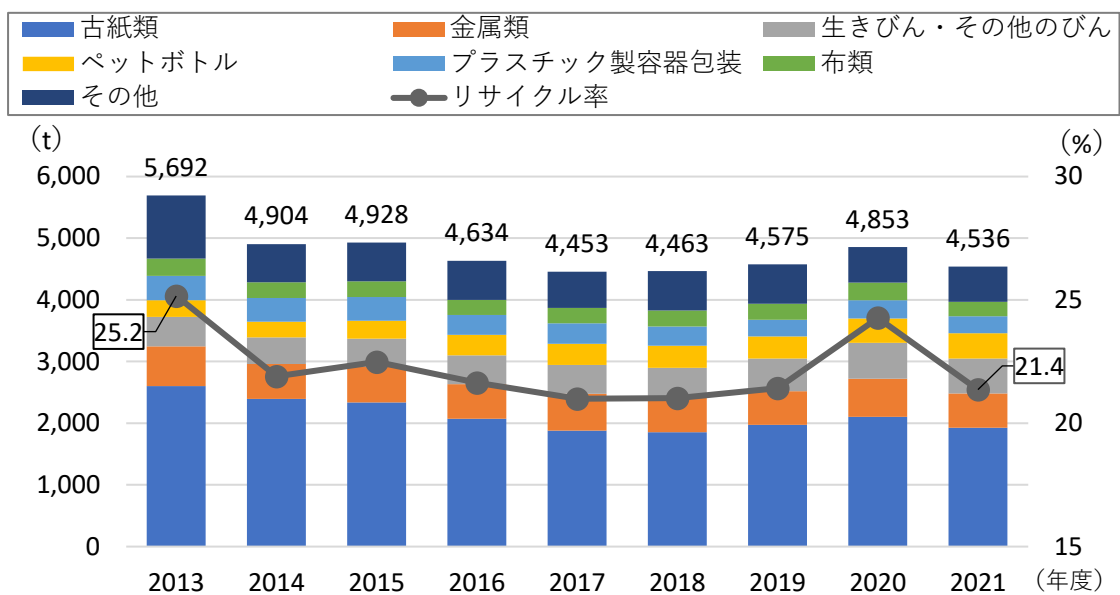


図 6-19 一般廃棄物の資源化の推移

資料:「一般廃棄物処理実態調査」(環境省)に基づき作成

② 市民環境意識調査

前掲「取組方針6(1)②市民環境意識調査」で示したとおりです。

(2) 環境施策

環境施策16 ごみ分別徹底の促進

- ◇ ごみと資源の出し方マニュアルの配布や、ホームページや広報紙等を通じて、ごみの分別徹底を周知します。
- ◇ 市の事務及び事業に必要な物品の購入にあたっては、グリーン購入を推進します。

- ◇ 事業者に対しグリーン購入に関する情報を提供し、環境に配慮した物品調達を促進します。
- ◇ 分別の徹底を図るため、ごみ分別アプリの導入を検討します。
- ◇ エコキャップ運動を継続し、リサイクル、CO₂削減、発展途上国の医療支援、障がい者・高齢者の雇用創出に貢献します。

環境施策17 商品・製品再使用の推進

- ◇ 市民団体と連携し、余っている食材・食品は子ども食堂におすそ分けする取組を支援します。
- ◇ フリーマーケットやバザー等の情報を発信します。
- ◇ 講座やイベント等を通じてものを大切に扱い、長く使う意識の定着を図ります。
- ◇ 民間事業者と連携してリターナブル容器の普及を推進します。
- ◇ 民間事業者と連携してあげます・売ります情報サイトを利用したリユースの取組を普及します。
- ◇ 市役所や公民館等の公共施設にリサイクル品回収BOXを設置するほか、地域団体と連携し、衣類や子ども用品、読み終わった本、中学校の制服などのリユースを進めます。

コラム⑥ フリーマーケットなどの開催

市では、毎年4月に苗木市が、11月には中仙道武州蕨宿場まつりが開催され、各イベントの一角でフリーマーケットが行われています。

また、蕨戸田衛生センター組合では、搬入されてきた粗大ごみを再生し、リサイクル家具として年に3回売払いが行われています。

こうした取組は、3Rのうちのリユース(再使用)になります。

「ものを大切に長く使う」、「不要なものは使いたい人に使ってもらう」取組を積極的に進めましょう。



環境施策18 蕨戸田衛生センター組合との連携強化

- ◇ 蕨戸田衛生センター組合と連携し、ごみの適正な処理と資源化を促進します。
- ◇ 蕨戸田衛生センター組合と連携し、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集と再商品化を進めます。
- ◇ リサイクルプラザでの粗大ごみのリユースを推進します。
- ◇ リターナブル容器に関するリサイクルを継続します。

(3) 環境配慮指針

① 市民

- ◇ ごみの分別・ルールを守ります。
- ◇ 使わなくなった物は、リユースやシェアリングをします。

② 事業者

- ◇ 法令等に基づく適正な廃棄物処理を実施します。
- ◇ ごみの分別による再資源化を徹底します。

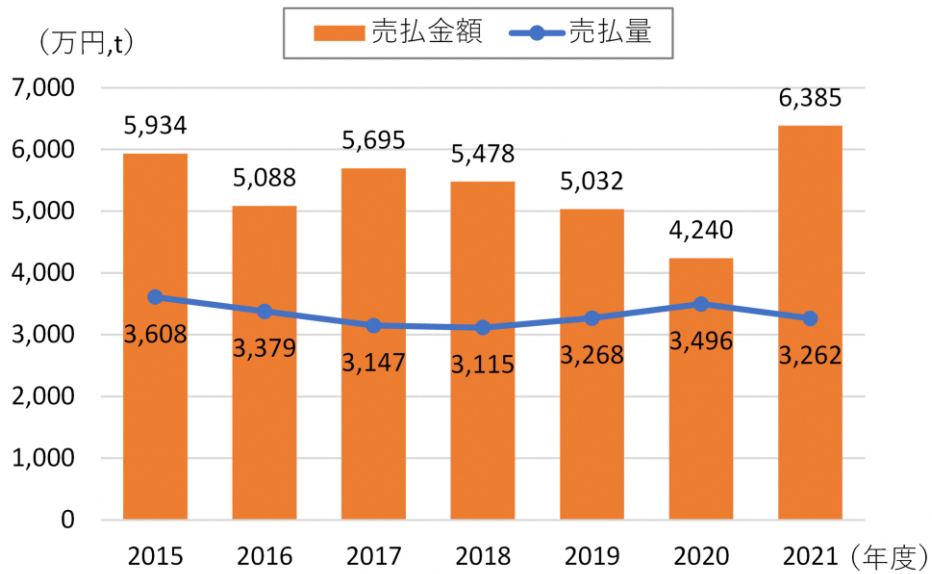
2. 成果指標と個別目標

成果指標	現状(2021年度)	目標(2032年度)
市民一人あたりの家庭ごみの排出量(事業系可燃物を除く)	217kg	195kg
エコキャップ回収数	976,960個	1,070,000個

コラム⑦ 「捨てればごみ、分ければ資源」、資源循環はサービス向上に貢献

毎日排出されるごみのうち、びん、缶、ペットボトル、古紙などリサイクルできるものは資源として蕨戸田衛生センター組合や市で売払い、市の財源として活用されます。みなさんのごみの分別の取組によって、毎年3,000t以上の資源物が売り払われ、おおむね5,000万円台が歳入として計上されています。

廃棄されるごみを減らし、リサイクル率を上昇させることで、市の財源となり、行政サービスの充実につながります。



基本目標3. みんなで守る 安心して暮らせる快適なまち

1. 施策の基本的な考え方とSDGs

1.1 施策の基本的な考え方

私たちは美しい景観や穏やかな暮らしが維持できると心にゆとりが生まれます。地域一体となり、きれいな街並みを形成することが、美化意識の向上、不法投棄されにくい環境の創出やマナーが行き届いた生活環境の確保につながります。また、社会基盤を整備しながら災害に強いまちづくりを進めます。

コラム⑧ 不法投棄は「しない」、「させない」、「許さない」

一般的に不法投棄は、雑草が繁茂された土地や耕作放棄地、人目につきにくい場所、車が止めやすい場所などで起こりやすいといわれています。

不法投棄された場合、土地の所有者(管理者)が処分しなければなりません。また、不法投棄によって、周囲の景観を損ね、周辺にも迷惑をかける可能性があるほか、その処分には相当な費用がかかる場合があります。

不法投棄されにくい環境づくりにご協力をお願いします。

【不法投棄されないために】

- 草を刈る、ごみを片付けるなどの周辺環境を整備する
- プランターなどを置いて花を植える
- 柵やロープを張るなどして、土地に侵入できないようにする
- 不法投棄禁止看板を設置し、注意喚起する

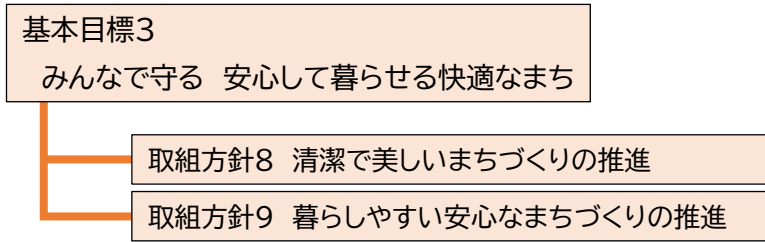
不法投棄は犯罪です！！罰則規定があります！！

5年以下の懲役、もしくは1,000万円以下の罰金、又はその両方が科せられます。

法人の場合には、3億円以下の罰金が科せられます。

不法投棄を「**しない**」、「**させない**」、「**許さない**」をキーワードに取り組みましょう。

1.2 基本目標と取組方針の関係



1.3 SDGsへの貢献

アイコン	目標(ゴール)	本市の貢献内容
<p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	すべての人に健康と福祉を	人々の生命と財産を守るため、災害に強いまちづくりを推進し、社会基盤の整備を推進します。
<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	安全な水とトイレを世界中に	公共下水道の整備を進めるとともに、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進し、衛生面で貢献します。
<p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	住み続けられるまちづくりを	不法投棄対策、公害防止対策に取り組み、快適で美しいまちづくりを目指します。

取組方針8 清潔で美しいまちづくりの推進

美化活動は、美しいまちづくりに貢献するだけでなく、地域コミュニティの活性化にもつながります。美化活動の輪を広げるため、イベントや地域交流等を通じて、美化意識の浸透を図ります。

さわやか環境の日・クリーンわらび市民運動や花いっぱい運動、エコキャップ運動(花苗との交換)などにおいて、より参加しやすい取組を検討し、美化活動の普及を促進するとともに、不法投棄されにくい環境の整備に努めます。

また、コロナ禍で在宅時間が増えたことによりペットブームとなっています。飼育放棄やふんの放置などが増え、近隣環境への悪影響が顕在化しつつあるため、適切な飼育方法とマナーの向上を啓発します。

美しい街並みは不法投棄されにくい環境といえますが、パトロールを強化することで不法投棄されやすい場所を把握し、重点的な美化活動を展開します。

(1) 現状と課題

① さわやか環境の日・クリーンわらび市民運動

1990(平成2)年10月から環境美化意識向上の取組の一つとして市内で一斉清掃活動を行うさわやか環境の日・クリーンわらび市民運動を年2回実施しています。

2020(令和2)年と、2021(令和3)年の1回目の計3回については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から中止しましたが、例年7,000人以上が参加し、約15tのごみが収集されています。

表 6-8 さわやか環境の日・クリーンわらび市民運動の参加推移

回数・項目		年度					
		2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)
1回目	参加人数(人)	4,353	4,213	3,740	中止	中止	3,312
	可燃ごみ(kg)	6,570	5,810	6,640			5,310
	不燃ごみ(kg)	910	710	630			630
2回目	参加人数(人)	4,005	3,950	3,695	中止	3,340	3,290
	可燃ごみ(kg)	8,540	6,730	7,580		7,590	8,730
	不燃ごみ(kg)	850	800	920		840	830
合計	参加人数(人)	8,358	8,163	7,435	0	3,340	6,602
	可燃ごみ(kg)	15,110	12,540	14,220	0	7,590	14,040
	不燃ごみ(kg)	1,760	1,510	1,550	0	840	1,460
	ごみ計(kg)	16,870	14,050	15,770	0	8,430	15,500

② 不法投棄の状況

地区別の不法投棄回収件数は表 6-9に示すとおりです。

近年、不法投棄回収件数が増加傾向にあり、中央や塚越で不法投棄の件数が多くなっています。

表 6-9 地区別不法投棄回収件数

単位:件

地区 年度	錦町	北町	中央	南町	塚越	合計
2017 (平成29)	17	19	93	58	77	264
2018 (平成30)	30	35	117	96	92	370
2019 (令和元)	23	20	102	47	66	258
2020 (令和2)	44	34	120	58	112	368
2021 (令和3)	26	29	82	54	111	302

③ し尿処理の状況

し尿処理の状況は、公共下水道の整備が進んでおり、浄化槽及び汲み取りし尿の処理人口は減少傾向にあります。

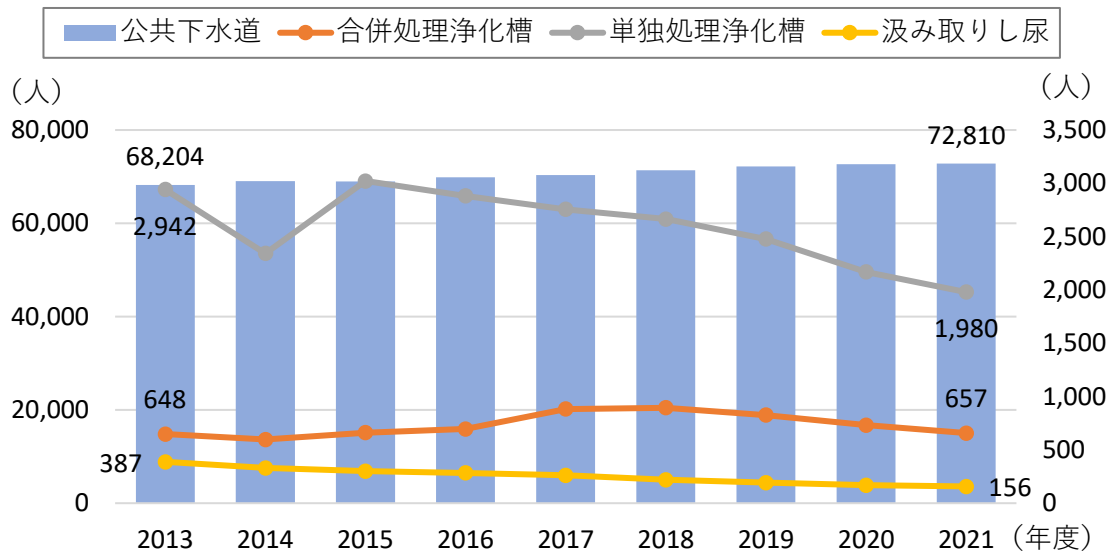


図 6-20 し尿処理人口の推移

資料:「一般廃棄物処理実態調査」(環境省)に基づき作成

④ 市民環境意識調査

市民環境意識調査では、生活環境に関する実践について設問したところ、「実践している」、「ややしている」とした回答は、「ごみのポイ捨てをしない」が90%以上、「油などを排水口に直接流さない」が80%以上、「生活騒音・振動に配慮している」が70%以上となっています。一方、「地域のごみ拾い等、環境美化活動に参加」の実践が浸透していない状況です。地域と協力して公共空間の美化を推進することが求められます。

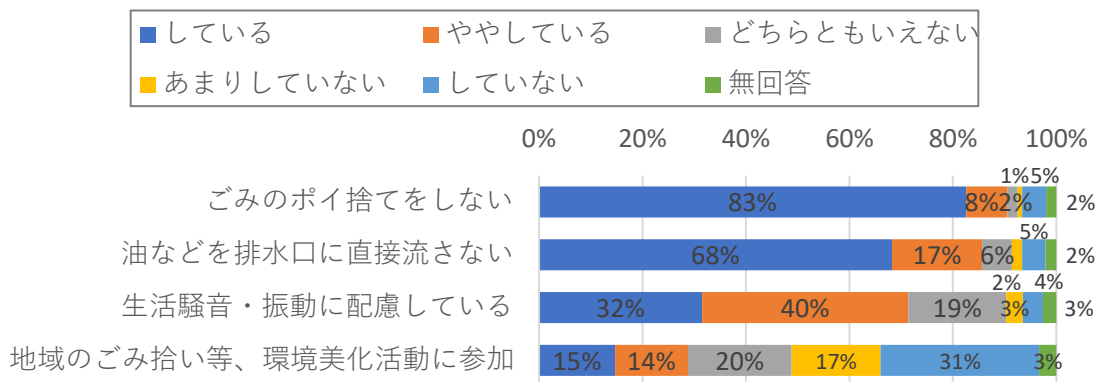


図 6-21 生活環境に関して実践していること

将来の蕨市の環境にとって大切だと思うことを設問したところ、美化、交通の安全性、静けさが上位の回答となっています。

安全で美しい街並みで穏やかに暮らせるまちづくりが求められます。

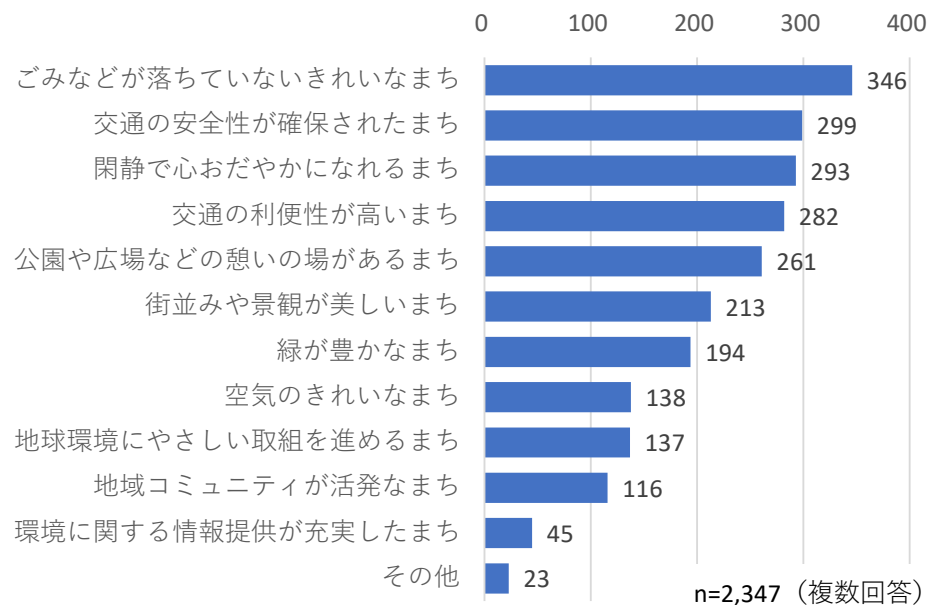


図 6-22 将来の蕨市の環境にとって大切だと思うこと(再掲)

行政に望む声として「気候変動の影響による自然災害などへの対策」がもっとも多く、「道路、公園、街路樹の整備」、「ごみの不法投棄に対する監視の充実」と続きます。

市民一人ひとりでは解決できないような課題を行政がイニシアチブをとり、解消に向けた取組を進めることが重要です。

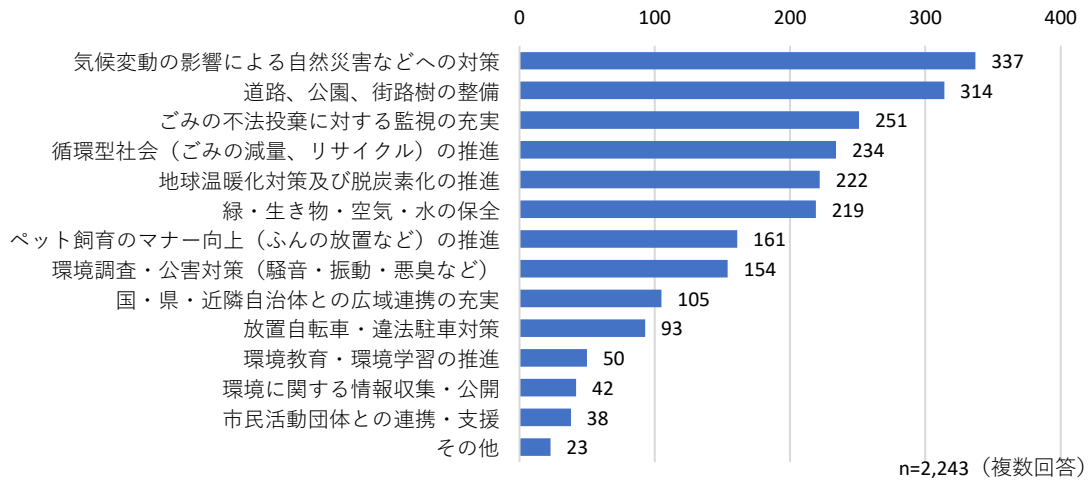


図 6-23 今後行政に進めてほしい取組(再掲)

(2) 環境施策

環境施策19 美化意識の浸透と美化活動の促進

- ◇ ホームページや広報紙、SNS等を通じて美化活動への参加を促します。
- ◇ さわやか環境の日・クリーンわらび市民運動を継続し、まちの美化を推進します。
- ◇ ごみ出しマナーの更なる向上に向けて市民と連携して取組を進めます。
- ◇ 折りたたみ式もやすごみ回収BOXの導入を検討します。
- ◇ 高齢者等宅のごみ戸別収集を実施します。
- ◇ 喫煙マナーの更なる徹底を図ります。
- ◇ 公園や道路、まちの美化に向けて自主的に活動している市民団体に対し、花苗の提供とともに、表彰制度や支援内容の充実を検討します。
- ◇ 違法駐車が多い場所には看板や道路標識等で注意喚起を行うとともに、警察と連携して違法駐車巡回強化を行います。

環境施策20 不法投棄対策の推進

- ◇ ポイ捨てや不法投棄に対し警告看板を設置するとともに、不法投棄対策に有効な取組を検討します。
- ◇ 不法投棄されやすい場所を把握し、重点的な美化活動を展開し、不法投棄されにくい環境を創出します。

- ◇ 町会や企業団体と連携し、不法投棄に対する情報共有を図ります。
- ◇ ホームページや広報紙、SNS等を通じてペットの適切な飼育方法とマナーを啓発し、飼育放棄やふんの放置の削減を図ります。

(3) 環境配慮指針

① 市民

- ◇ 美しい街並みを維持するため、日頃から関心を持ち、積極的に美化活動に参加します。
- ◇ ポイ捨て、不法投棄、歩きタバコは行いません。
- ◇ ペットは適正な飼育を行います。
- ◇ 不法投棄されにくい環境づくりに努め、不法投棄を見つけたら市に情報を提供します。
- ◇ マナーを守るとともにモラルのある行動を心がけ、近隣に配慮した生活を送ります。

② 事業者

- ◇ 美しい街並みを維持する美化意識を持ち、積極的に美化活動に参加します。
- ◇ ポイ捨て、不法投棄、歩きタバコは行いません。
- ◇ 法令に基づく適正な廃棄物処理を行います。
- ◇ 不法投棄されにくい環境づくりに努め、不法投棄を見つけたら市に情報を提供します。
- ◇ マナーを守るとともにモラルのある行動を心がけ、近隣に配慮した事業活動を行います。

取組方針9 暮らしやすい安心なまちづくりの推進

本市では2015(平成27)年3月に「蕨市地域防災計画」を策定し、災害に強いまちづくりと防災・減災に取り組んでいます。環境面においては、近年頻発しているゲリラ豪雨や被害が深刻化しつつある台風による風水害に備えるため、ライフライン施設・設備の計画的な更新を行うとともに、ハザードマップの全戸配布、マイ・タイムラインの周知などを行っています。

生活型公害に対して適切かつ迅速に対応し、早期解決を心がけ、市民が安心して暮らせるまちづくりに貢献します。科学の発展によって産業型公害は縮小していますが、環境保全の観点から継続して対策に取り組む必要があります。また、昨今、環境経営が企業の評価指標の一つとなっており、環境負荷を低減する取組を啓発し、適正指導を継続します。

アスベストやPCB(ポリ塩化ビフェニル)、ダイオキシン類等は、県や関係機関と連携して事業者等に適正指導を図るとともに、大気汚染などの広域的な対応が必要な項目については、国とも連携し、情報収集と監視に努めます。

そのほか、公共下水道の整備を推進するとともに、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進し、公共用水域の良好な水質の維持に努めます。

(1) 現状と課題

① 大気汚染調査

市では大気汚染調査を実施しており、毎月1回二酸化窒素(NO₂)の測定を、年に1回ベンゼンの測定を行っています。

いずれも環境基準を満たしています。

表 6-10 大気汚染調査の測定結果

年度 項目	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	環境 基準
二酸化窒素 (ppm)	0.018	0.019	0.018	0.016	0.016	0.06
ベンゼン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.5	0.9	0.8	0.7	0.6	3

※1. 二酸化窒素の測定結果は年平均値。

※2. 二酸化窒素の測定地点は生活環境係の事務所、ベンゼンの測定地点は生活環境係事務所近傍の国道17号沿いで実施。

② 河川水質調査

市では、毎年2回緑川及び見沼代用水で調査を実施し、河川・水路の汚濁状況を監視しています。

流入先となる荒川の環境基準C類型を参考とすると、いずれの項目も環境基準を満たしています。

表 6-11 河川水質調査の測定結果

年度 地点・項目	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	環境基準	
緑川	pH (pH)	8.4	8.1	7.4	8.1	7.9	6.5~8.5
	BOD (mg/L)	0.6	1.5	1.5	0.9	1.7	5以下
	SS (mg/L)	2.5	9.0	6.5	4.5	7.0	50以下
	DO (mg/L)	12.4	13.7	9.7	11.0	13.5	5以上
見沼代用水	pH (pH)	7.7	7.7	7.6	7.6	7.7	6.5~8.5
	BOD (mg/L)	1.0	1.9	2.3	1.7	2.7	5以下
	SS (mg/L)	7.0	10.0	10.5	5.5	10.0	50以下
	DO (mg/L)	11.0	8.9	8.1	8.6	7.4	5以上

※測定結果は各年度の年平均値。

③ ダイオキシン類調査

市では、毎年2回市内3か所で大気中のダイオキシン類濃度を測定しています。
いずれの測定地点も環境基準を大きく下回っており、良好な状態と考えられます。

表 6-12 ダイオキシン類濃度の測定結果

単位:pg-TEQ/m³

年度 地点	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	環境 基準
西小学校	0.035	0.026	0.022	0.012	0.012	0.6
市民会館	0.033	0.033	0.022	0.014	0.013	
東小学校	0.043	0.025	0.022	0.014	0.019	

※測定値は各年度の年平均値。

④ 騒音

市では、生活環境係事務所近傍の国道17号において、年1回騒音測定を実施し、道路交通騒音の状況を監視しています。

昼間、夜間ともに環境基準を満足していますが、交通量の多い道路では継続監視が必要です。

表 6-13 騒音調査の測定結果

単位:dB

年度 時間	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	上段:環境基準 下段:要請限度
昼間	66	66	66	66	66	70以下 75以下
夜間	65	64	64	64	64	65以下 70以下

※昼間:午前6時から午後10時まで、夜間:午後10時から翌日午前6時まで

⑤ 光化学スモッグ

目やのどに健康被害を及ぼす可能性のある光化学スモッグは、夏などの気温が高く、風が弱い日に光化学オキシダントの濃度が高くなると発生し、県から注意報や警報が発令されます。近年は、警報の発令はないものの、注意報は発令されています。

光化学スモッグは、広範囲に及ぶ大気汚染問題であるため、国や県、近隣自治体との連携による取組が求められます。

表 6-14 光化学スモッグの発令状況

年度	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)
県南中部					
注意報	6	7	6	6	2
警報	—	—	—	—	—

⑥ 公害苦情

公害苦情は、増減を繰り返しながらおおむね年10件前後で推移しており、騒音苦情、大気汚染、悪臭の順となっています。

自動車騒音や建設作業騒音だけでなく、人口密度の高い本市ならではの生活型公害の抑制が快適な日常生活を送ることにつながります。

表 6-15 公害苦情の状況

区分 年度	大気 汚染	水質 汚濁	騒音	振動	悪臭	土壌 汚染	その他	合計
2017 (平成29)	0	0	7	1	1	0	0	9
2018 (平成30)	4	1	7	0	4	0	0	16
2019 (令和元)	3	0	3	0	1	0	0	7
2020 (令和2)	0	0	2	1	2	1	0	6
2021 (令和3)	0	0	4	0	0	0	0	4

⑦ 市民環境意識調査

前掲「取組方針8(1)④市民環境意識調査」で示したとおりです。

(2) 環境施策

環境施策21 災害に強い社会基盤の整備

- ◇ 雨水貯留・浸透施設の設置を推進し、雨水の流出抑制を図ります。(再掲)
- ◇ 歩道等は透水性舗装や街路樹を整備し、雨水の表面流出を軽減します。(再掲)
- ◇ 雨水下水道未整備地区での整備を進めます。(再掲)
- ◇ 「歳市地域防災計画」を適切に運用し、災害時の円滑な避難や災害廃棄物の適正な処理について啓発を図ります。(再掲)
- ◇ ハザードマップや出前講座等を通じて、市民・事業者の防災・減災への意識高揚を図ります。(再掲)
- ◇ 事業者に対しBCPの作成を促します。(再掲)
- ◇ ライフラインの施設・設備の計画的な更新を行います。(再掲)
- ◇ 防風林の役割を担う街路樹を整備するとともに、家庭の庭木や事業所の樹木の植栽の啓発を図ります。(再掲)

環境施策22 身近な環境問題への対応

- ◇ 都市・生活型公害を未然に防止するための啓発や情報発信を行います。
- ◇ 都市・生活型公害に関する苦情や相談に関して、適切かつ迅速に対応し、早期解決を心がけます。
- ◇ 公共下水道の整備を推進するとともに、水質改善の大切さを啓発し、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。

環境施策23 環境汚染対策の推進

- ◇ 県と連携して産業型公害に対する適正指導を行います。
- ◇ 環境経営が企業の評価指標の一つとなっていることを啓発し、環境負荷を低減する取組を促進します。
- ◇ 定期的に大気測定、河川水質調査、ダイオキシン類調査、自動車騒音測定を実施し、生活環境の監視を行います。
- ◇ アスベストやPCB、ダイオキシン類等の有害物質は、県や関係機関と連携して工場・事業場に対し適正指導・助言を行います。

(3) 環境配慮指針

① 市民

- ◇ 水の大切さを認識し、環境負荷の少ない排水を心がけます。
- ◇ 生活音に配慮し、日常生活を送ります。
- ◇ 単独処理浄化槽管理者は、合併処理浄化槽への転換に努めます。

② 事業者

- ◇ 法令に基づき公害防止に努め、規制基準を遵守します。
- ◇ 解体・改修時のアスベスト対策や電気工作物に含まれるPCB対策は、法令に基づき適正に処分します。

2. 成果指標と個別目標

成果指標	現状(2021年度)	目標(2032年度)
不法投棄回収件数	302件	250件
さわやか環境の日・クリーン わらび市民運動参加者数	6,602人※(2022年度)	7,000人
各種環境調査結果 (大気、河川水質、 ダイオキシン類、自動車騒音)	すべて環境基準内	すべて環境基準内

※「さわやか環境の日・クリーンわらび市民運動」は、毎年6月と12月の年2回開催しており、計画策定時において2022(令和4)年度における年2回の開催が既に実施済であるため、現状値として2022(令和4)年度の参加者数を記載しています。

基本目標4. みんなで育む 人と緑が共生できるまち

1. 施策の基本的な考え方とSDGs

1.1 施策の基本的な考え方

市域面積が日本一小さく、そうした中でも人口が増加傾向を示している本市では、公園・緑地等の開発が難しいため、現存する緑を適切に維持管理します。一方、壁面や庭先、ベランダ等に身近な緑を増やします。

自然とともに育まれた本市の歴史と文化を保護するとともに、それを貴重な資源として学ぶ機会を提供し、みんなに親しまれるまちづくりを推進します。

こうした取組は生涯学習の一つとして、心にゆとりを与えます。

コラム⑨ 緑の効果

緑化は、地球温暖化に対する二酸化炭素吸収源として再認識されるなど、その役割や効果に対する期待が高まっています。

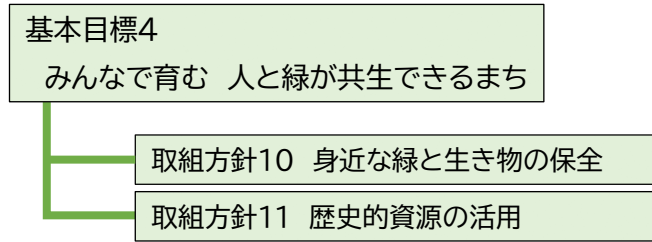
公園や街路樹、社寺林などの植栽は、気象緩和、水質保全、自然災害防止、大気浄化、騒音防止など、多面的機能を有していますが、庭木やプランターなど比較的小さな緑にも精神安定、目隠し、情操教育などの効能が考えられます。

また、市で実施している花いっぱい運動では、その展開を通じて地域交流が期待され、人と緑のつながりは、レクリエーションや景観形成など、まちの基盤づくりに貢献します。





個別の敷地面積が大きい住宅や事業場は多くありませんが、市内に占めるそれらの空間総量は一定のものとなります。住宅では庭やベランダ、壁面、住棟間のペデストリアンデッキなど、事業場では、外構、壁面、屋根・屋上などへの植栽を進めることで、花や緑が充実し、心豊かで快適な生活空間の創出が図られます。



1.2 基本目標と取組方針の関係



1.3 SDGsへの貢献

アイコン	目標(ゴール)	本市の貢献内容
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	質の高い教育をみんなに	自然と歴史・文化を学ぶ機会を提供し、その大切さを啓発します。
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	住み続けられるまちづくりを	公園等の緑を保全するとともに、身近な緑を創出し、快適なまちづくりに貢献します。
 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	気候変動に具体的な対策を	街路樹の整備、壁面や屋上、フェンス等の緑化を推進し、風水害対策や暑さ対策を推進します。
 <p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	陸の豊かさも守ろう	公園等の緑を保全するとともに、身近な緑を創出し、緑の大切さを啓発します。

取組方針10 身近な緑と生き物の保全

緑には、精神の安定、日差しの緩和、粉じん(土埃)の飛散抑制などの役割があり、公園や屋敷林、街路樹のようにまとまった緑は、小さな生態系の創出、防風、視線誘導など多機能な面を有しています。

公園等の公共用地の緑を保全するとともに、公共施設への壁面・屋上緑化など緑の創出を検討します。

また、緑の機能・役割を理解し、市民・事業者の緑に対する意識と保全行動を促進するため、その大切さについて啓発し、庭先やベランダ等の敷地内の緑の適切な維持管理を促進するほか、生垣の設置補助制度を継続し、住宅地の緑の創出を促進します。

しかしながら、本市だけでは緑の創出に限界があることから、県や近隣自治体と連携してまとまった緑を共有し、環境教育やレクリエーションの機会の提供について検討します。

(1) 現状と課題

① 緑

都心のベッドタウンとして発展し、人口密度が高い本市においては、生物相は極めて乏しいと考えられますが、まちづくりを進める中で公園や緑地が点在し、人々に安らぎと潤いを与えています。

こうした緑を大切に守り育むとともに、壁面、屋上、フェンス、庭先、ベランダ等の緑化を促進し、身近な緑を確保することが求められます。

② 生き物

本市は、都心のベッドタウンとして発展し、都市化の進展により人口密度が高い状態が続いているため、緑が少なく生物相が豊かではありません。

2013(平成25)年3月に策定した第2次計画となる蕨市環境基本計画でも、基礎資料調査として実施した市民環境意識調査では、「以前より生き物が減った」と回答されており、トンボ、セミ、チョウなどの昆虫類、スズメ、ツバメなどの鳥類、カエル、ザリガニ、メダカなど、主に田畑などの人里に棲む動植物の減少が挙げられていました。

市街化が進んだ結果、かつて見られていた生き物たちが棲みにくい環境となっており、生き物とその生息・生育環境、生態系に配慮したまちづくりに取り組んでいく必要があります。

③ 市民環境意識調査

市民環境意識調査では、「自然の豊かさ」に「満足」、「やや満足」とした回答は30%強、「公園や緑地、街路樹の整備状況」については50%弱の満足度となっています。

一方、行政に望む取組として気候変動対策・地球温暖化対策・脱炭素化の推進、道路・公園・街路樹の整備、ごみ・廃棄物対策などが挙げられています。

個人では取り組むことが難しい自然的環境を創出するため、行政や市民団体、事業者などが連携・協働して取り組むことが求められます。

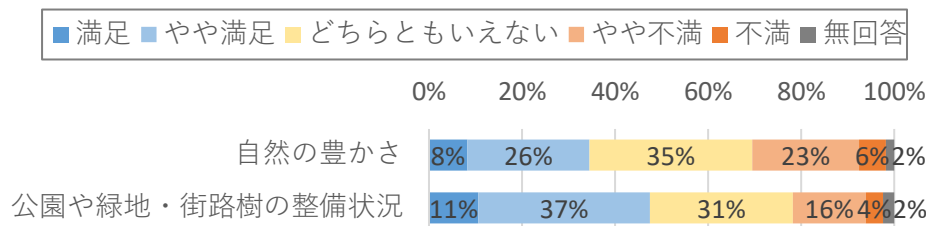


図 6-24 身近な環境についての満足度

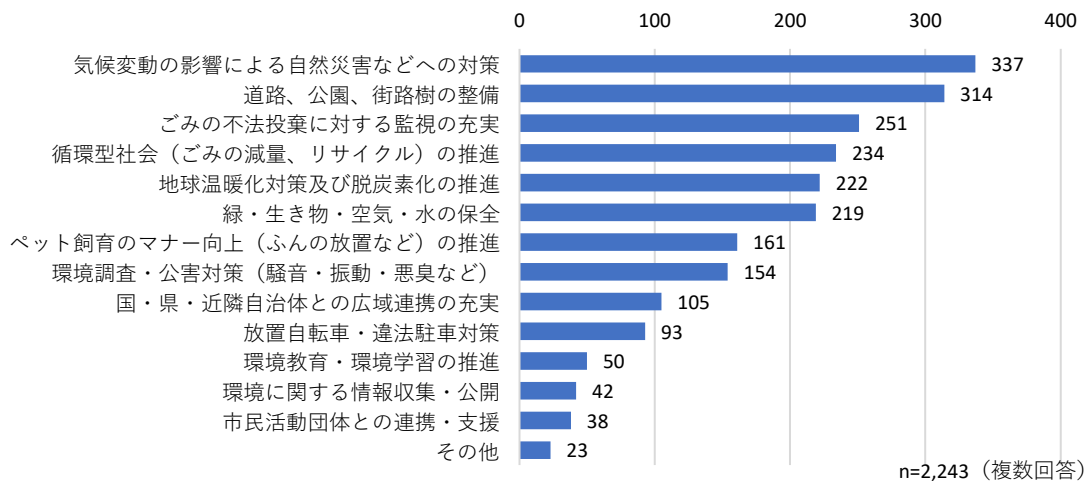


図 6-25 今後行政に進めてほしい取組(再掲)

(2) 環境施策

環境施策24 公共用地の緑の保全と適切な維持管理の推進

◇ 公園や道路、まちの美化に向けて自主的に活動している市民団体に対し、花苗の提供とともに、表彰制度や支援内容の充実を検討します。(再掲)

◇ 公共施設の壁面・屋上緑化を進め、緑の創出を図るとともに、公園や街路樹を適切に管理します。

環境施策25 民有地の緑の保全と適切な管理の促進

- ◇ 緑の大切さと多面的機能を啓発し、緑の創出意欲の向上を図ります。
- ◇ 生垣設置奨励補助金により家庭の緑化を支援します。
- ◇ 6か所のファミリー菜園を通じて、土に親しむ機会を提供します。
- ◇ 「プランター・ファーム！in わらび」を実施し、緑・土にふれあう機会を創出します。
- ◇ 蕨市まちづくり指導要綱に基づき、一定規模以上の宅地開発に際し、広場・緑地等の整備を指導します。
- ◇ 壁面緑化や緑化フェンスの設置を啓発し、周辺環境の暑さ緩和や空調設備の省エネルギーを促進します。(再掲)

環境施策26 社寺林・樹林の地域生態系に配慮した管理

- ◇ 保存樹木等を維持し、身近な緑の保全に努めます。
- ◇ ホームページや広報紙等を通じて、地域生態系の大切さを啓発し、地域に適した樹木の植栽を促進します。

(3) 環境配慮指針

① 市民

- ◇ 庭先やベランダ、緑のカーテンなど身近な緑を増やします。
- ◇ 生垣の補助制度を活用し、住宅地の緑の拡大に貢献します。
- ◇ 社寺林や樹木の保全に協力します。

② 事業者

- ◇ 生態系や生物多様性について理解を深め、事業活動や開発の際には、自然環境に配慮します。
- ◇ 敷地内の緑を適切に維持管理するとともに、壁面、屋上、フェンスなど更なる緑化の創出に貢献します。
- ◇ 樹木の保全に協力します。

取組方針11 歴史的資源の活用

本市は、かつては中山道の宿場町として発展し、特に中山道蕨宿には歴史的資源も多いことから、これらを活かした良好な景観形成を推進します。加えて、本市の自然と歴史・文化をたどる散策ルートのPRを継続するとともに、出前講座や各種イベント時の啓発活動、あわせて自然との深い関わりについて学ぶ機会を提供します。

(1) 現状と課題

① 歴史的資源

本市には、旧中山道を中心に貴重な歴史的資源が存在します。歴史は人々の生活と深い関わりを持ちながら育まれてきました。これらを活用するとともに、学ぶ機会を提供し、本市の付加価値とすることが求められます。

② 市民環境意識調査

前掲「取組方針10(1)③市民環境意識調査」で示したとおりです。

(2) 環境施策

環境施策27 歴史的資源を活かした景観づくり

- ◇ 歴史的景観資源に調和する街並みの形成を誘導します。
- ◇ 良好な景観を確保するため、ホームページ等で「蕨市景観計画」を周知します。

環境施策28 歴史・文化資源の活用

- ◇ 講座やイベント等を通じて歴史・文化に関する理解・知識を深め、まちへの愛着を育んでいきます。
- ◇ 各種団体と連携して、まち歩きツアーやウォーキングイベントを行い、本市の魅力をPRします。

(3) 環境配慮指針

① 市民

- ◇ 自然と歴史・文化に関わるイベント等に参加し、本市の歴史と文化についての知識を深めます。

② 事業者

- ◇ 自然と歴史・文化に関わるイベント等の開催を支援し、本市の歴史と文化の保全に貢献します。

2. 成果指標と個別目標

成果指標	現状(2021年度)	目標(2032年度)
蕨市生垣設置奨励補助金の 交付件数	6件(累計)	16件(累計)
花いっぱい運動を行う 公園等の団体数	41団体	42団体
「プランター・ファーム！ in わらび」の取組	新規	市内全域で展開

基本目標5. みんなで進める エコ・コミュニティのまち

1. 施策の基本的な考え方とSDGs

1.1 施策の基本的な考え方

本市は、人と人のつながりが強く、豊かなコミュニティが形成されています。イベント等の開催を通じて地域交流を更に促進し、環境保全活動の基盤を構築します。

また、環境教育・環境学習の機会の提供を増やし、将来を担う子どもたちの教育レベルに合った学習方法や、生涯学習としての啓発活動を推進します。

コラム⑩ 蕨市環境フォーラム

環境教育の一環として市では定期的に「環境フォーラム」を開催し、市民向けに環境保全に関する啓発を行っています。

2022(令和4)年10月に開催した蕨市環境フォーラムでは、認定NPO法人環境ネットワーク埼玉の代表理事 星野弘志氏を講師に迎え、「カーボンニュートラル実現のために私たちにできること」と題して講演いただきました。

地球温暖化による気温上昇のしくみを丁寧に解説いただき、市域から排出される温室効果ガスの約45%が家庭から排出されていることが示されました。

温室効果ガス排出量を減らす家庭でできる取組とは、節電や窓の断熱化など「使うエネルギーを減らすこと」、太陽光発電や環境保全貢献の電力会社への切替など「エネルギーを創る・選ぶこと」、熱中症対策や打ち水をするなど「気候変動の影響に備えること」を勧めました。

これらの取組は、決して生活の質を犠牲にするものではなく、経費削減や健康増進につながる生活の質を向上させる面も大きいことを示しています。

本日のまとめ

1. 化石燃料によるエネルギー使用量の増加等により、大気中の二酸化炭素(CO₂)が増加し、地球が温暖化している。
2. そのため、気候が変動し、様々な異常気象が発生。気候危機が現実化している。
3. 影響を極力抑えるには、気温上昇を1.5℃以内にする必要がある。
4. そのためには、CO₂排出量を削減し、2050年までにカーボンニュートラルにする必要がある。

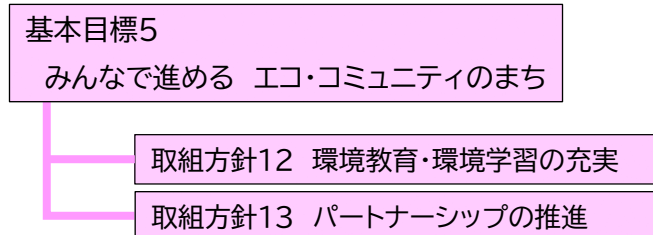
35

5. CO₂は社会の様々な活動から発生し、家庭からの発生量も多い。
6. さらに、私たちは消費生活などを通して、CO₂排出量の約6割に関わっている。
7. 私たちの日常生活からCO₂削減を進めるには、社会全体を見渡す広い視野を持つ必要がある。
8. CO₂削減対策は、けっして生活の質を犠牲にするものではなく、生活の質や健康を向上させる面も大きい。
9. 日本一のコンパクトシティ・蕨市は、脱炭素社会のポテンシャルと可能性が高い街である。





36

講演資料の一部

1.2 基本目標と取組方針の関係



1.3 SDGsへの貢献

アイコン	目標(ゴール)	本市の貢献内容
4 質の高い教育を みんなに 	質の高い教育をみんなに	環境教育・環境学習を通じて環境の大切さについて啓発します。
10 人や国の不平等を なくそう 	人や国の不平等をなくそう	環境保全行動を浸透させ、あらゆる主体による協働を目指します。
11 住み続けられる まちづくりを 	住み続けられるまちづくりを	近隣や地域コミュニティを豊かなものとし、誰もが安心して快適に暮らせるまちづくりを目指します。
17 パートナーシップで 目標を達成しよう 	パートナーシップで目標を達成しよう	近隣自治体や県内外、国際交流を通じて様々な環境課題の解決に貢献します。

取組方針12 環境教育・環境学習の充実

環境保全活動について連携・協働するには、環境情報を共有することが大切です。蕨市公衆衛生推進協議会などと連携した情報共有体制を構築するほか、県や近隣市とも連携し、環境に関する情報について広く収集できる体制を整備します。

市から蕨市環境状況報告書として環境調査結果や、環境フォーラム、さわやか環境の日・クリーンわらび市民運動などのイベント開催結果などが公表されています。また、企業を中心に環境報告書やPRTR(化学物質排出量・移動量届出)が公表されたり、SDS(安全データシート)など化学物質の取り扱いに関する情報が公開されたりしています。これらの情報を集約し、広報紙やホームページ、SNSなどを活用して広く市民・事業者に対して発信に努めます。

私たちは、環境問題を正しく理解し、解決策に向けた適切な取組を進めていくことが大切です。そうした取組の一環として、県と連携した環境カウンセラーや産学官連携による大学の講師、産業分野のスペシャリストなどを招いた啓発活動を推進し、集団で環境保全活動に取り組む先導者を育成します。

また、環境に関心のない人に興味を持ってもらうことが環境保全活動の継続につながります。祭りやその他イベント等の開催時には、環境ブースを設け、地域交流を深めながら啓発を図ります。

(1) 現状と課題

① 環境教育・環境学習

学校では、学年に応じた環境に関する学習を進めているほか、蕨戸田衛生センター組合と連携し、身近なごみや資源の問題を学習し、施設見学を行っています。

また、定期的に行っている環境フォーラムや、要請のあった関係機関などへの出前講座の開催、各種イベントを通じて環境の大切さや、地球温暖化対策について啓発活動を行っています。

市が取り組んだ事業を中心に、その進捗状況について蕨市環境状況報告書として作成し、ホームページ等で掲載しています。

② 市民環境意識調査

「将来の蕨市の環境にとって大切だと思うこと」や「今後行政に進めてほしい取組」では、環境情報の共有、地域コミュニティの活性化などへの重要度が低い傾向となっています。

環境保全活動や各主体の協働には、こうした取組が基盤になることから、環境教育・環境学習等を通じて啓発していく必要があります。

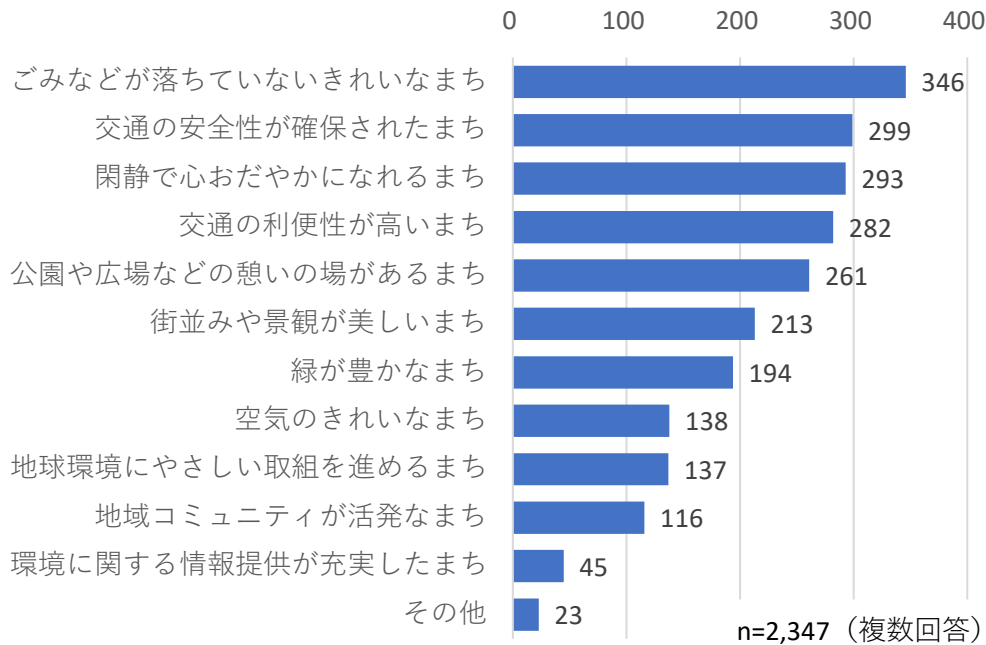


図 6-26 将来の蕨市の環境にとって大切だと思うこと(再掲)

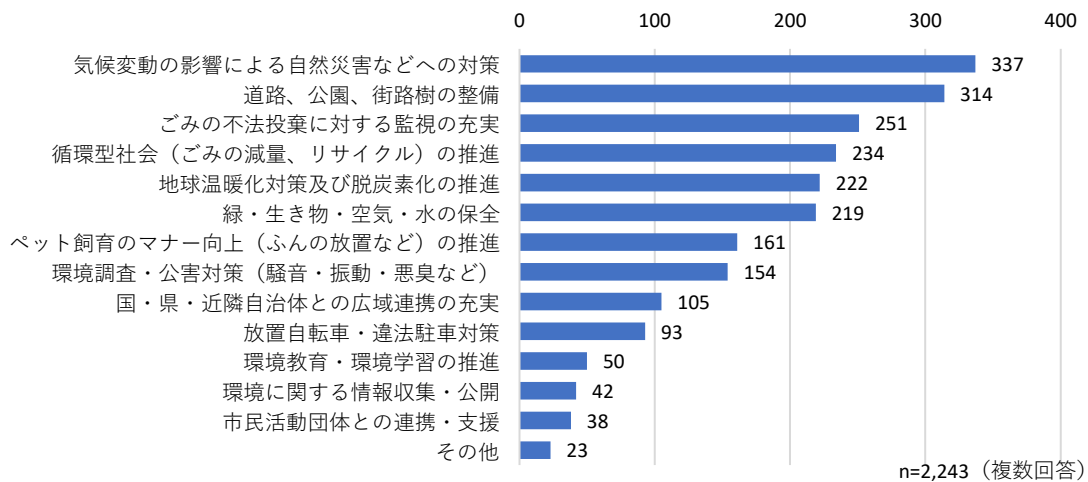


図 6-27 今後行政に進めてほしい取組(再掲)

(2) 環境施策

環境施策29 環境情報共有体制の構築

- ◇ 蕨市公衆衛生推進協議会などと連携した情報共有体制を構築します。
- ◇ 県や近隣市と連携し、環境に関する情報の収集・提供体制を構築します。

環境施策30 環境情報発信方法の拡充

- ◇ 蕨市環境状況報告書を作成・公表し、環境に関する情報を発信します。
- ◇ スマートデバイスを活用した環境情報の発信を検討します。
- ◇ 市民や市民団体、企業等が発信した環境情報を集約し、広く周知する方法を検討します。

環境施策31 環境教育・学習内容・イベントの充実

- ◇ 教科全般における環境教育や委員会活動を通じて、児童・生徒が環境保全に取り組むとともに、より良い環境の創造に積極的に参加する意欲・態度を育成します。
- ◇ 児童・生徒に対しては教育委員会と連携し、県の環境カウンセラーや、産学官連携による大学の講師、民間企業などと協力して出前講座を開催します。
- ◇ 各種イベント等を通じて環境リーダーの発掘を検討します。

(3) 環境配慮指針**① 市民**

- ◇ 市のホームページや広報紙、国や国際機関のホームページ等から環境問題やその解決方法等について情報収集し、知識を深めます。
- ◇ 環境に関する講座やセミナー、イベント等に積極的に参加し、知見を共有するとともに人材交流を図ります。

② 事業者

- ◇ 自らの事業活動について、環境保全の貢献性を公表するとともに、国や国際機関、企業団体等から環境に関する情報を収集し、環境保全の貢献につなげます。
- ◇ 従業員に対し、環境教育・環境学習の機会を提供し、正しい知識の習得を奨励します。

取組方針13 パートナーシップの推進

環境問題に関する国際的な動向や広域的な課題については、国や県から情報を収集するほか、生活環境等の身近な環境問題とその解決方法についても、近隣市や関係団体と情報共有し、広域連携の強化を推進します。

また、地球温暖化やそれに伴う気候変動に関する情報は、埼玉県地球温暖化防止活動推進センター及び埼玉県気候変動適応センターと連携し、緩和策及び適応策を推進します。

そうした中、人口が増加傾向である本市では、環境保全意識を醸成することで、活動の輪を広げ、快適なまちづくりを推進することが重要です。しかしながら、環境保全活動を行っている一部の市民団体では高齢化などにより、活動存続の課題があることから、環境ボランティアの増員に向けて、あらゆる媒体を駆使し、その活動を支援します。

(1) 現状と課題

① 協働

さわやか環境の日・クリーンわらび市民運動は、2020(令和2)年と、2021(令和3)年の1回目の計3回については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から中止しましたが、2021(令和3)の2回目から再開し、3,000人以上の参加によって協働による環境美化活動が実施されました。

また、蕨市公衆衛生推進協議会と連携し、町会単位で環境や廃棄物について意見交換が行われています。

わらびネットワークステーションは、NPO法人わらび市民ネットと市が協働で運営し、市民活動の情報収集・発信をはじめ、人材や団体の育成、活動に関する相談の受付など、市民活動をサポートしています。

② 市民環境意識調査

「まちの大きさ」、「近隣との関係性」、「コミュニティ活動の充実」について、「満足」、「やや満足」との回答を合計すると、それぞれ、60%、約50%、約30%となっています。また、「重要」、「やや重要」の合計は、それぞれ約40%、約70%、約50%となっています。

近隣に配慮した行動やコミュニティ活動を充実させることが地域交流を活性化し、環境保全活動につながると考えられます。

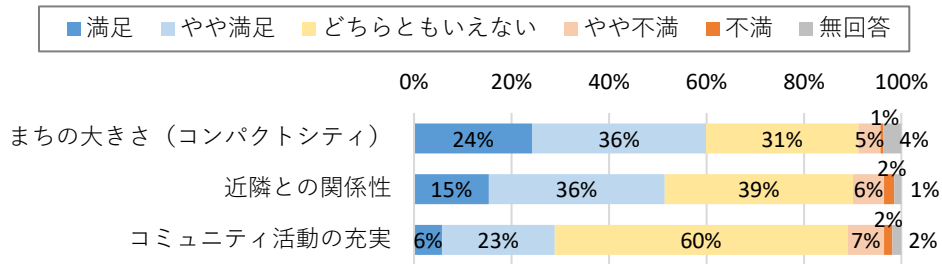


図 6-28 身近な環境の満足度

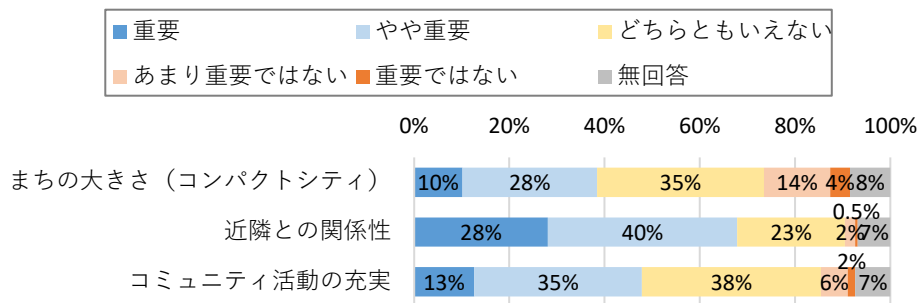


図 6-29 身近な環境の重要度

(2) 環境施策

環境施策32 国・県・近隣自治体との広域連携の強化

- ◇ 国・県・近隣自治体等との広域連携を強化します。
- ◇ 国・県・関係機関等から環境に関する情報を収集します。
- ◇ 身近な環境問題について、近隣市と情報共有します。
- ◇ 埼玉県地球温暖化防止活動推進センター及び埼玉県気候変動適応センターと連携し、緩和策及び適応策を推進します。

環境施策33 各主体連携体制構築の推進

- ◇ 環境保全の協働を推進するため、市民、事業者、行政のより円滑な連携体制の構築を目指します。
- ◇ 環境保全活動に関わる団体の育成・支援に努めるため、わらびネットワークステーションと連携を図ります。
- ◇ 環境保全活動に積極的な市民活動団体と連携を図ります。
- ◇ 各種イベント等を通じて市民の環境保全意識の向上を図り、各種活動につなげていきます。

(3) 環境配慮指針

① 市民

- ◇ 環境ボランティアの活動に積極的に参加し、情報交換を行うとともに環境保全に貢献します。
- ◇ 各種団体との交流を図り、環境保全活動のネットワークを広げます。

② 事業者

- ◇ 市、市民との交流を図り、環境保全活動のネットワークを広げます。
- ◇ 市民団体が取り組む環境保全活動に協力・支援します。

2. 成果指標と個別目標

成果指標	現状(2021年度)	目標(2032年度)
他自治体・民間企業等との カーボンオフセットに関する 協定締結の数	新規	5件
わらびネットワーク ステーションの環境関係 団体登録数	6団体	10団体

第7章 計画の推進体制と進捗管理

1. 計画の推進体制
2. 計画の進捗管理

1. 計画の推進体制

前掲「基本目標5. みんなで進める エコ・コミュニティのまち」で示したように、一人ひとりの環境保全活動のほかに、個人では解決できない課題を市民、事業者、行政の協働によって解消に向けた取組を推進します。

なお、本計画の運用については、次の組織が中心となって運用し、市民、事業者に対して活動の輪を広げます。

1.1 蕨市環境審議会

「蕨市環境基本条例」第23条に基づき設置される組織で、学識経験者、市議会議員、市民の代表、事業者の代表、関係行政機関の職員から構成されます。

市長の諮問に応じ、環境基本計画の調査審議を行うとともに、環境の保全及び創造に関し、客観的な立場から意見・提言を行います。

1.2 蕨市環境基本計画策定庁内連絡会

庁内の管理職クラスから構成された組織で、環境基本計画の運用、環境施策の進捗に関して方向性等について検討し、横断的な調整を図ります。

1.3 事務局(市民生活部安全安心推進課生活環境係)

本計画を所管する部署に置き、本計画の調整、各会議の進行・調整等を行います。

2. 計画の進捗管理

本計画の環境施策を着実に実行するため、進捗管理はPDCAサイクルの考え方に基づき、Plan(計画)、Do(実行)、Check(点検)、Action(改善)を繰り返し、計画運用の実効性を高めていきます。



Plan(計画)

本計画の策定並びに本計画に基づく環境施策・取組を立案します。

Do(実行)

各施策を展開し、各主体の取組を実践します。

Check(点検)

本計画の運用状況について把握し、年次報告書を作成し公表します。

Action(改善)

本計画の方向性や各取組を見直し、計画運用に反映させます。

資料編

1. 諮問
2. 答申
3. 蕨市環境基本条例
4. 蕨市環境審議会名簿
5. 蕨市環境基本計画策定庁内連絡会名簿
6. 市民環境意識調査結果
7. 事業者環境意識調査結果
8. 用語解説

資料1 諮問

蕨第041116号

令和4年11月16日

蕨市環境審議会
会長 植田 富美子 様

蕨市長 頼高 英雄

第3次蕨市環境基本計画の策定について(諮問)

蕨市環境基本条例第23条の規定に基づき、蕨市環境基本計画の策定について、調査、審議を求めます。

資料2 答申

令和5年3月7日

蕨市長 頼高 英雄 様

蕨市環境審議会
会長 植田 富美子

第3次蕨市環境基本計画の策定について(答申)

令和4年11月16日付蕨第041116号をもって諮問された第3次蕨市環境基本計画の策定について、本審議会は慎重に審議を重ねた結果、本計画は概ね妥当であると認め答申いたします。

なお、計画の推進にあたっては、下記の事項に留意されるよう申し添えます。

記

1. 望ましい環境像「みんなで未来へつなぐ 快適で持続可能なまち わらび ～日本一のエコシティわらびへ～」の実現に向けて、内容に関して十分な周知を図り、市民、事業者、市が連携し、取組を推進していくこと。
2. 本計画の推進にあたっては、適切な進行管理を行い、5つの重点プロジェクトをはじめ、各種施策を着実に実施していくこと。
3. 本計画は、「蕨市地球温暖化対策実行計画(区域施策編・事務事業編)」、「蕨市気候変動適応計画」を包含した計画であり、温室効果ガスの市域等の削減目標の実現、更には脱炭素社会の実現に向けて、地域ぐるみで積極的に取り組んでいくこと。
4. 地球温暖化対策や気候変動への適応、脱炭素社会の実現に向けた潮流や、環境問題に対する社会情勢の変化の速さ等を鑑み、計画の見直し等は適切かつ柔軟に対応すること。

以上

資料3 蕨市環境基本条例

平成13年3月30日条例第3号

蕨市環境基本条例

目次

前文

第1章 総則(第1条—第7条)

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策等(第8条—第17条)

第3章 環境の保全及び創造のための推進体制(第18条—第22条)

第4章 環境審議会(第23条)

附則

私たちのまち蕨市は、かつて中山道の第2の宿場として、また織物の生産地として近郷の中心的な役割を果たしてきた。また、近年は、首都圏の近郊都市として都市化が進展するなか、武蔵野の大地の恩恵を享受し、多くの先人が築いてきた独自の生活や文化を継承しながら着実に発展を続けてきた。

しかしながら、利便性や物質的な豊かさを追求する私たちの考え方、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動や生活様式は、様々な資源やエネルギーを大量に消費し、自然の再生能力や浄化能力を超えるほど環境への負荷を増大させており、その結果すべての生物の存続の基盤である地球環境を脅かすまでに至っている。

また、蕨市においても特に緑地空間の減少、用水路・水辺の喪失、自動車公害、廃棄物の問題等、過密都市ゆえの身近な環境に係る諸問題も深刻化しつつある。

こうした中、私たち蕨市民は「みんなで力を合わせ、住みよい、美しいまちをつくること」を蕨市民憲章で宣言し、コミュニティ活動を推進し、更に、公害防止や自然環境保全などに取り組んできた。

しかし、今日の環境問題は、複雑で多種多様化しており、輝かしい21世紀を迎えた今、環境への負荷の少ない持続的に発展が可能な循環型社会に変えていくとともに、地球環境保全のための新たな取組を積極的に進めていくことが求められている。

ここに、私たちは、市民、市、事業者、市民団体等すべての者の参加と協働により、かけがえのない自然を守り、環境にやさしい日常生活を営み、誰もが安心して快適に生き生きと暮らせるまちづくりを目指して、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造に関し、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び

将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が潤いと安らぎのある恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、人類の存続基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に推進されなければならない。

2 環境の保全及び創造は、すべての者が環境への負荷を低減することその他の行動を自主的かつ積極的に行うことによって、自然の物質循環を損なうことなく持続的に発展することができる社会が構築されるように推進されなければならない。

3 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることにかんがみ、すべての事業活動及び日常生活において推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる事項に努めなければならない。

(1) 事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずること。

(2) 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資すること。

(3) 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用すること。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴

う環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(施策の公表)

第7条 市長は、毎年、環境の状況及び環境の保全等に関して講じた施策を公表するものとする。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策等

(環境への配慮の優先)

第8条 市は、すべての施策の策定及び実施に当たっては、環境優先の理念の下に、環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、蕨市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び総合的な施策の大綱
- (2) その他環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ市民の意見を聴くとともに、第23条に定める蕨市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(環境の保全上の支障を防止するための措置)

第11条 市は、騒音、振動、悪臭その他生活環境及び自然環境に支障を及ぼすおそれのある行為に関し、必要な規制措置を講ずるものとする。

(助成措置)

第12条 市は、市民、事業者及び市民団体が環境の保全及び創造のための活動を促進するため、助成等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全及び創造に資する事業等の推進)

第13条 市は、下水道、廃棄物の処理施設その他環境の保全上の支障の防止に資する施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、公園、緑地等の整備その他の都市の快適な生活環境の創造に資する施設の整備の推進に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第14条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務、エネルギー等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境教育及び環境学習の推進)

第 15 条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進並びに広報活動の充実により、事業者及び市民が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(情報の提供)

第 16 条 市は、前条の環境教育及び環境学習の推進並びに市民団体の活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民等の意見の反映)

第 17 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策に、市民、事業者、市民団体等の意見を反映することができるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 環境の保全及び創造のための推進体制

(総合調整のための体制の整備)

第 18 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策について総合的に調整し、及び推進するために必要な体制を整備するものとする。

(監視等の体制の整備)

第 19 条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な調査、監視及び測定の体制を整備するものとする。

(地球環境の保全及び国際協力)

第 20 条 市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に資する施策の推進に努めるものとする。

2 市は、国、埼玉県及び関係機関と連携して、地球環境の保全に関し、国際協力の推進に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 21 条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、国、埼玉県及び他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

(市民団体等との協働)

第 22 条 市は、環境の保全及び創造に取り組む市民団体等を育成するために必要な支援を行うとともに、協働して施策が推進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

第4章 環境審議会

(環境審議会)

第 23 条 環境基本法(平成5年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、蕨市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項について調査審議するものとする。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) その他環境の保全及び創造に関し必要な事項に関すること。

3 審議会は、委員 13 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市議会議員
- (3) 市民の代表
- (4) 事業者の代表
- (5) 関係行政機関の職員

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例(以下「新条例」という。)は、平成 13 年4月1日から施行する。

(蕨市環境審議会条例の廃止)

2 蕨市環境審議会条例(昭和 41 年蕨市条例第9号)は、廃止する。

(経過措置)

3 新条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の蕨市環境審議会条例第2条の規定により任命されている委員(以下「廃止前の委員」という。)は、新条例第 23 条の規定により、委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、同日における廃止前の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

資料4 蕨市環境審議会名簿

(順不同、敬称略)

氏 名	選 出 区 分	備 考
本城 慶多	学識経験者(埼玉県環境科学国際センター)	
山脇 紀子	市議会議員(環境福祉経済常任委員長)	
今井 陽子	市議会議員(環境福祉経済常任副委員長)	
植田 富美子	市民の代表(町会長)	会長
星野 晃子	市民の代表(町会長)	
堺 謙治	市民の代表(蕨市公衆衛生推進協議会)	
今井 須己子	市民の代表(公募)	
南 直冴	市民の代表(公募)	
芳野 昇	事業者の代表(商業関係者)	
徳丸 平太郎	事業者の代表(工業関係者)	会長代理
青木 一人	関係行政機関の職員(埼玉県南部保健所)	
高山 みどり	関係行政機関の職員(埼玉県中央環境管理事務所)	
小柴 正樹	関係行政機関の職員(蕨市市民生活部長)	

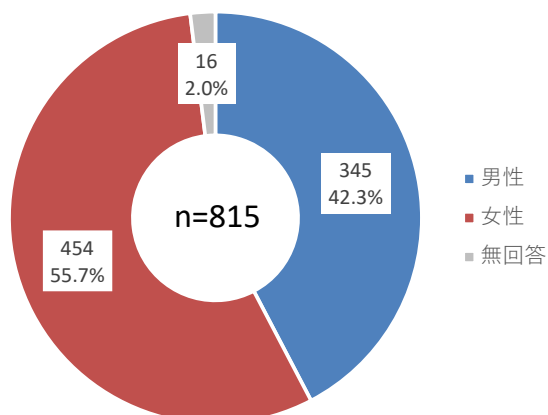
資料5 蕨市環境基本計画策定庁内連絡会名簿

氏 名	所 属
小柴 正樹	市民生活部長
赤羽 悟	総務部庶務課長
佐藤 則之	総務部政策企画室長
加藤 宏之	市民生活部安全安心推進課長
松永 祐希	市民生活部商工生活室長
丸山 友之	都市整備部まちづくり推進室長
齊藤 純一	都市整備部建築課長(次長)
榎戸 晃	都市整備部道路公園課長
青鹿 正	都市整備部区画整理課長(次長)
外裏 雅一	都市整備部下水道課長
小山 晃弘	教育部学校教育課長(次長)
加納 克彦	教育部生涯学習スポーツ課長(次長)
尾上 聡	水道部業務課長

資料6 市民環境意識調査結果

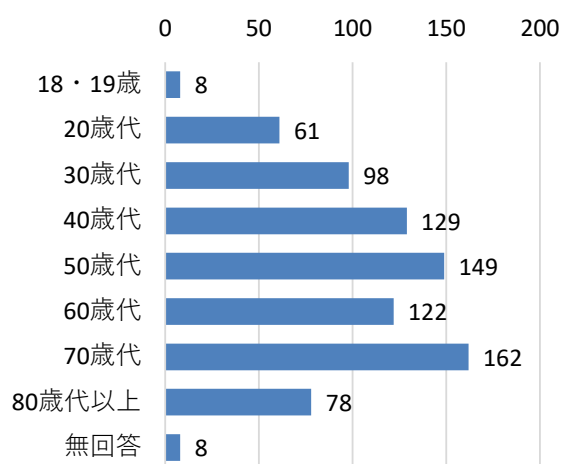
1. 回答者自身について

(1) 性別



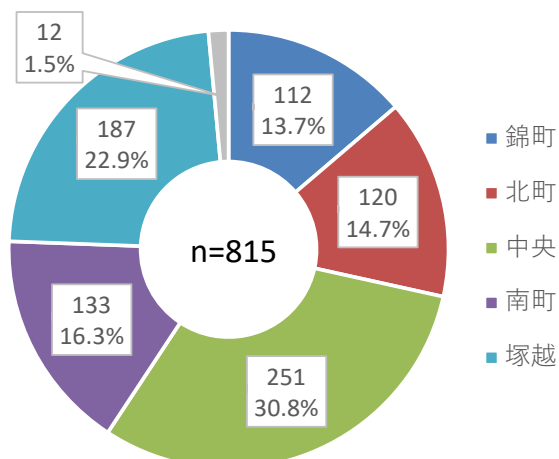
項目	回答数	構成比 (%)
男性	345	42.3
女性	454	55.7
無回答	16	2.0
合計	815	100

(2) 年齢



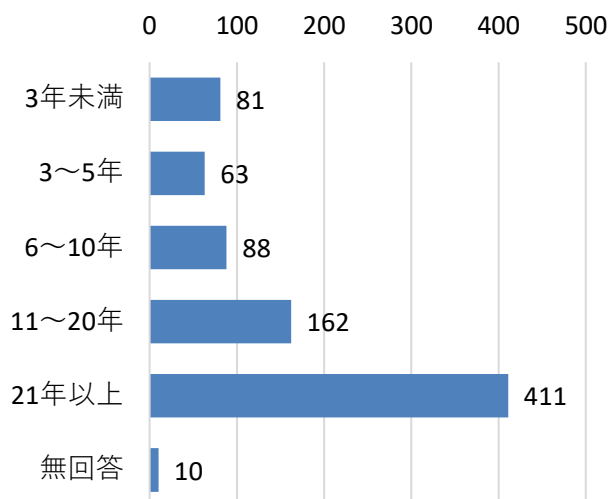
項目	回答数	構成比 (%)
18・19歳	8	1.0
20歳代	61	7.5
30歳代	98	12.0
40歳代	129	15.8
50歳代	149	18.3
60歳代	122	15.0
70歳代	162	19.9
80歳代以上	78	9.6
無回答	8	1.0
合計	815	100

(3) 居住地区



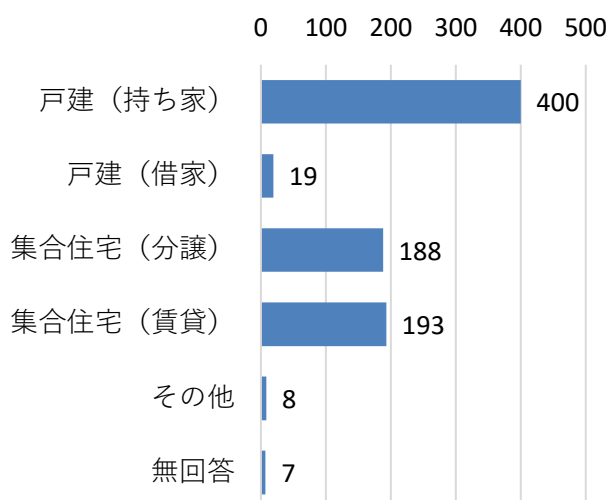
項目	回答数	構成比 (%)
錦町	112	13.7
北町	120	14.7
中央	251	30.8
南町	133	16.3
塚越	187	22.9
無回答	12	1.5
合計	815	100

(4)居住年数



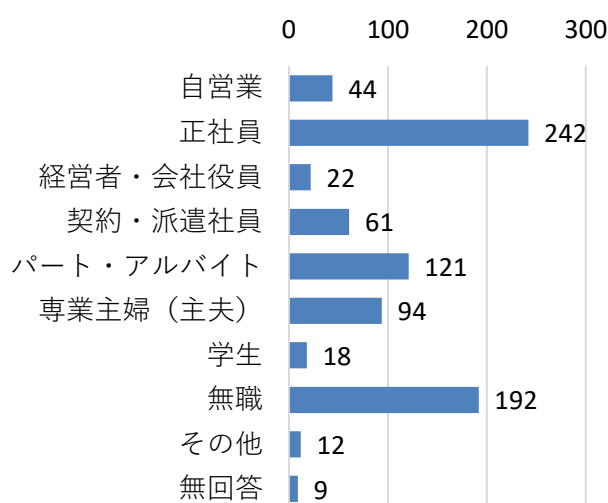
項目	回答数	構成比 (%)
3年未満	81	9.9
3～5年	63	7.7
6～10年	88	10.8
11～20年	162	19.9
21年以上	411	50.4
無回答	10	1.2
合計	815	100

(5)居住形態



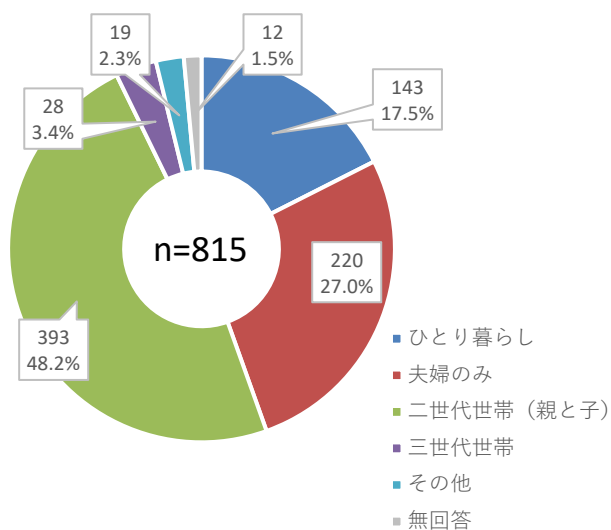
項目	回答数	構成比 (%)
戸建(持ち家)	400	49.1
戸建(借家)	19	2.3
集合住宅(分譲)	188	23.1
集合住宅(賃貸)	193	23.7
その他	8	1.0
無回答	7	0.9
合計	815	100

(6)職業



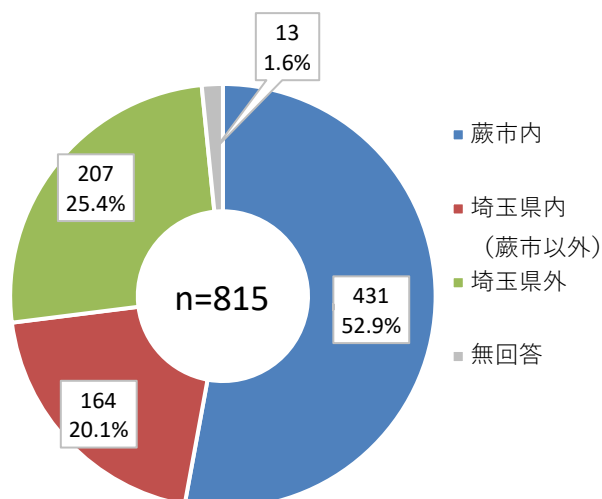
項目	回答数	構成比 (%)
自営業	44	5.4
正社員	242	29.7
経営者・会社役員	22	2.7
契約・派遣社員	61	7.5
パート・アルバイト	121	14.8
専業主婦(主夫)	94	11.5
学生	18	2.2
無職	192	23.6
その他	12	1.5
無回答	9	1.1
合計	815	100

(7) 世帯構成



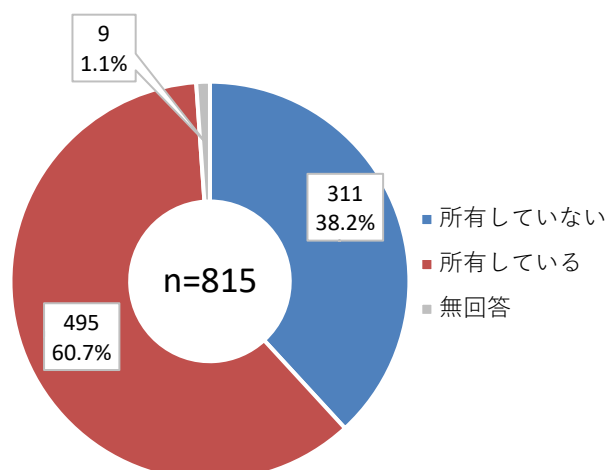
項目	回答数	構成比 (%)
ひとり暮らし	143	17.5
夫婦のみ	220	27.0
二世世代世帯 (親と子)	393	48.2
三世世代世帯	28	3.4
その他	19	2.3
無回答	12	1.5
合計	815	100

(8) 日中活動する主な場所



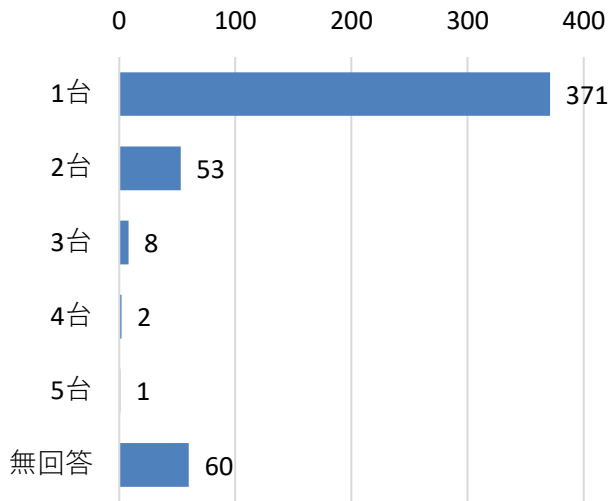
項目	回答数	構成比 (%)
蕨市内	431	52.9
埼玉県内 (蕨市以外)	164	20.1
埼玉県外	207	25.4
無回答	13	1.6
合計	815	100

(9) -1 車の所有



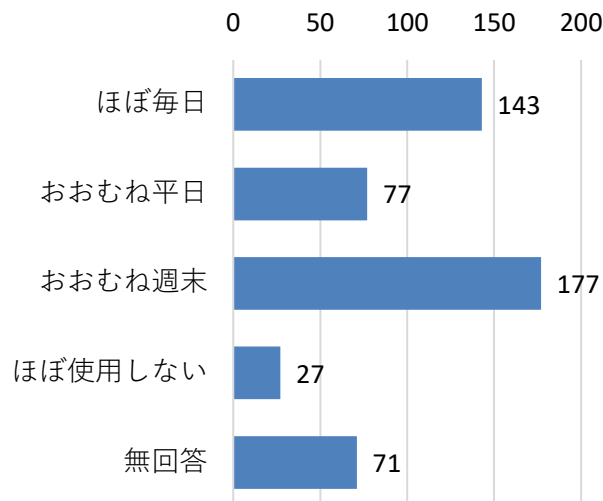
項目	回答数	構成比 (%)
所有していない	311	38.2
所有している	495	60.7
無回答	9	1.1
合計	815	100

(9)－2 (9)－1で「車を所有している」と回答した人の所有台数



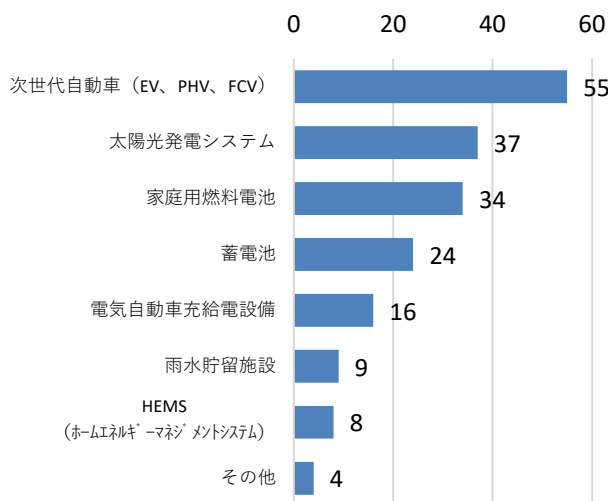
項目	回答数	構成比 (%)
1台	371	74.9
2台	53	10.7
3台	8	1.6
4台	2	0.4
5台	1	0.2
無回答	60	12.1
合計	495	100

(9)－3 (9)－1で「車を所有している」と回答した人の車の利用頻度



項目	回答数	構成比 (%)
ほぼ毎日	143	28.9
おおむね平日	77	15.6
おおむね週末	177	35.8
ほぼ使用しない	27	5.5
無回答	71	14.3
合計	495	100

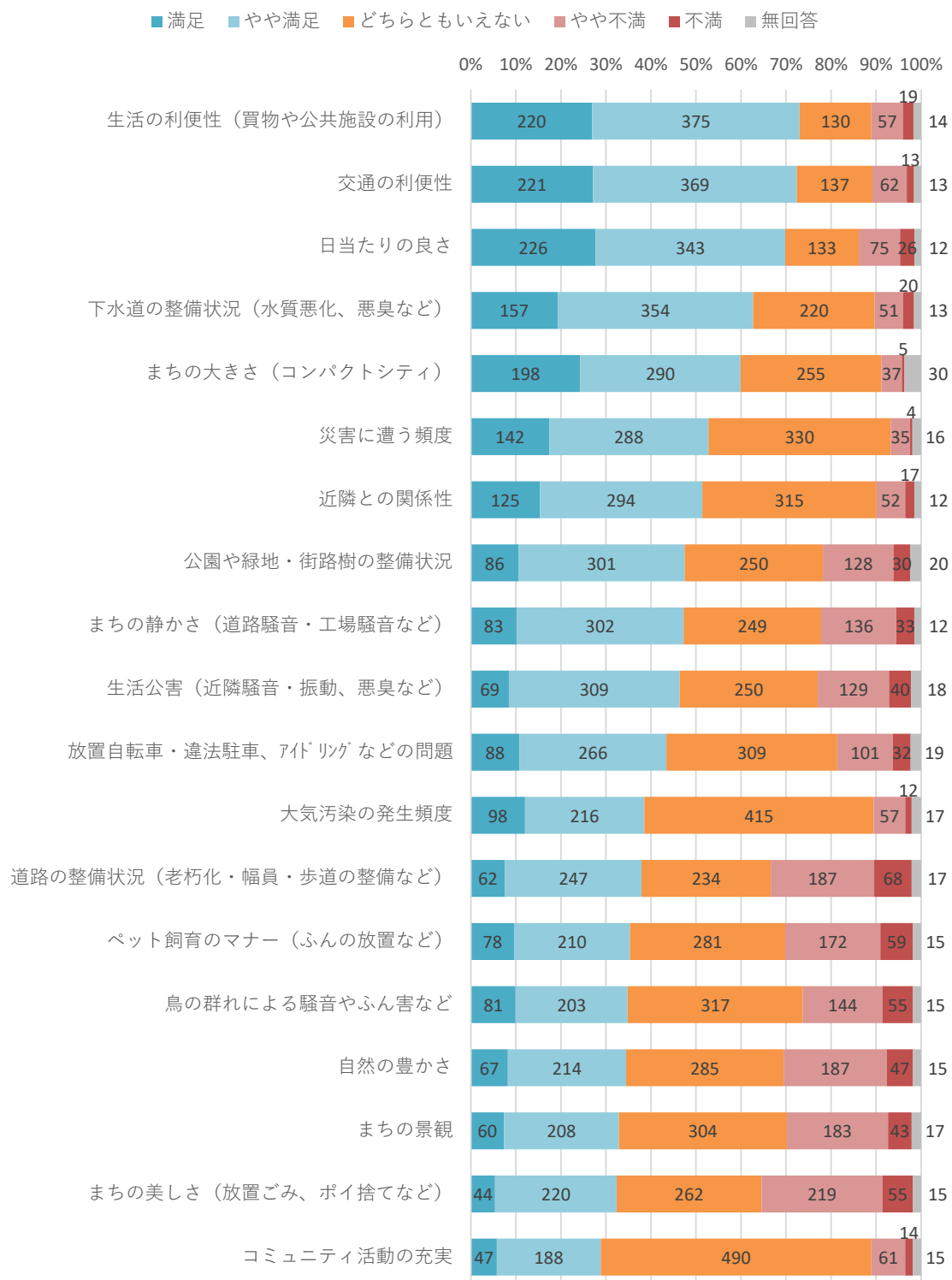
(10)再生可能エネルギー設備等の活用



項目	回答数	構成比 (%)
次世代自動車 (EV、PHV、FCV)	55	29.4
太陽光発電システム	37	19.8
家庭用燃料電池	34	18.2
蓄電池	24	12.8
電気自動車充電設備	16	8.6
雨水貯留施設	9	4.8
HEMS (ホームエネルギー管理システム)	8	4.3
その他	4	2.1
合計	187	100

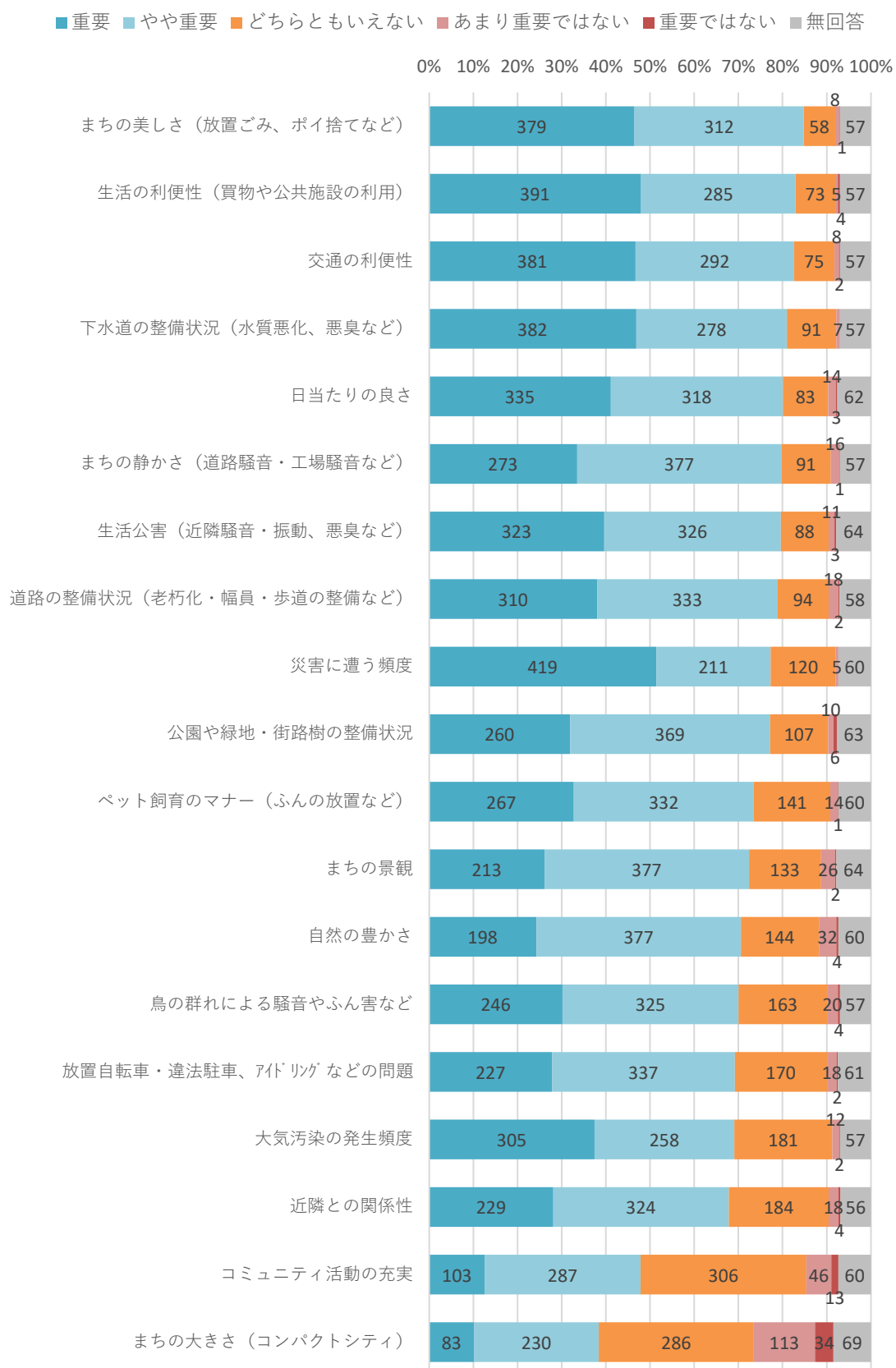
2. 身近な環境について

(1) 市内の身近な環境に関する満足度



項目	満足	やや満足	どちらとも いえない	やや 不満	不満	無 回答
生活の利便性 (買物や公共施設の利用)	220	375	130	57	19	14
交通の利便性	221	369	137	62	13	13
日当たりの良さ	226	343	133	75	26	12
下水道の整備状況 (水質悪化、悪臭など)	157	354	220	51	20	13
まちの大きさ(コンパクトシティ)	198	290	255	37	5	30
災害に遭う頻度	142	288	330	35	4	16
近隣との関係性	125	294	315	52	17	12
公園や緑地・街路樹の整備状況	86	301	250	128	30	20
まちの静かさ(道路騒音・工場騒音 など)	83	302	249	136	33	12
生活公害 (近隣騒音・振動、悪臭など)	69	309	250	129	40	18
放置自転車・違法駐車、アイトリング などの問題	88	266	309	101	32	19
大気汚染の発生頻度	98	216	415	57	12	17
道路の整備状況 (老朽化・幅員・歩道の整備など)	62	247	234	187	68	17
ペット飼育のマナー (ふんの放置など)	78	210	281	172	59	15
鳥の群れによる騒音やふん害など	81	203	317	144	55	15
自然の豊かさ	67	214	285	187	47	15
まちの景観	60	208	304	183	43	17
まちの美しさ (放置ごみ、ポイ捨てなど)	44	220	262	219	55	15
コミュニティ活動の充実	47	188	490	61	14	15

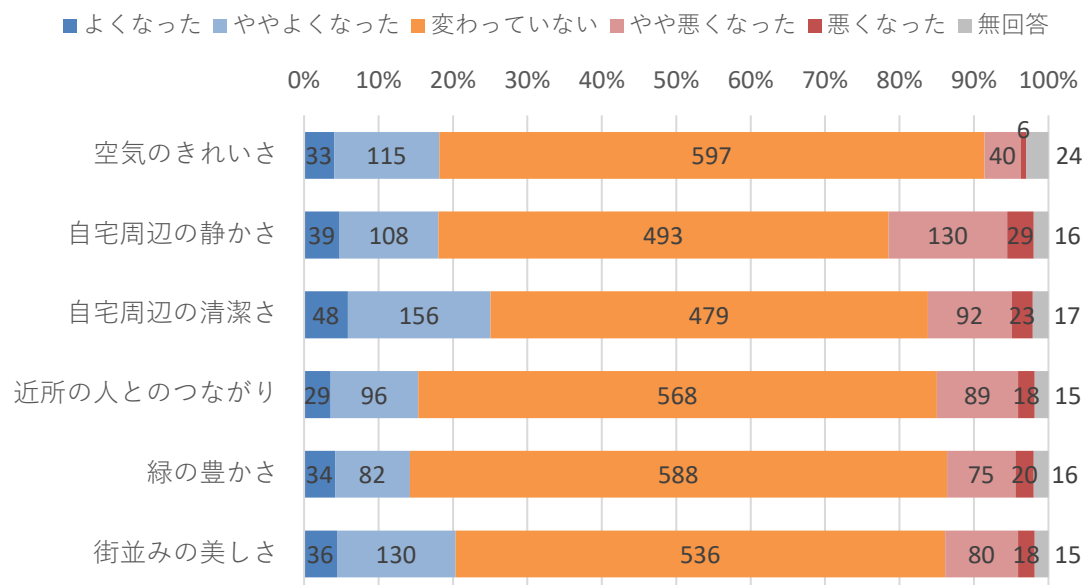
(2)市内の身近な環境に関する重要度



項目	重要	やや重要	どちらとも いえない	あまり重要 ではない	重要で はない	無 回答
まちの美しさ (放置ごみ、ポイ捨てなど)	379	312	58	8	1	57
生活の利便性 (買物や公共施設の利用)	391	285	73	5	4	57
交通の利便性	381	292	75	8	2	57
下水道の整備状況 (水質悪化、悪臭など)	382	278	91	7	0	57
日当たりの良さ	335	318	83	14	3	62
まちの静かさ (道路騒音・工場騒音など)	273	377	91	16	1	57
生活公害 (近隣騒音・振動、悪臭など)	323	326	88	11	3	64
道路の整備状況 (老朽化・幅員・歩道の整備 など)	310	333	94	18	2	58
災害に遭う頻度	419	211	120	5	0	60
公園や緑地・街路樹の整備 状況	260	369	107	10	6	63
ペット飼育のマナー (ふんの放置など)	267	332	141	14	1	60
まちの景観	213	377	133	26	2	64
自然の豊かさ	198	377	144	32	4	60
鳥の群れによる騒音や ふん害など	246	325	163	20	4	57
放置自転車・違法駐車、 アトラックなどの問題	227	337	170	18	2	61
大気汚染の発生頻度	305	258	181	12	2	57
近隣との関係性	229	324	184	18	4	56
コミュニティ活動の充実	103	287	306	46	13	60
まちの大きさ (コンパクトシティ)	83	230	286	113	34	69

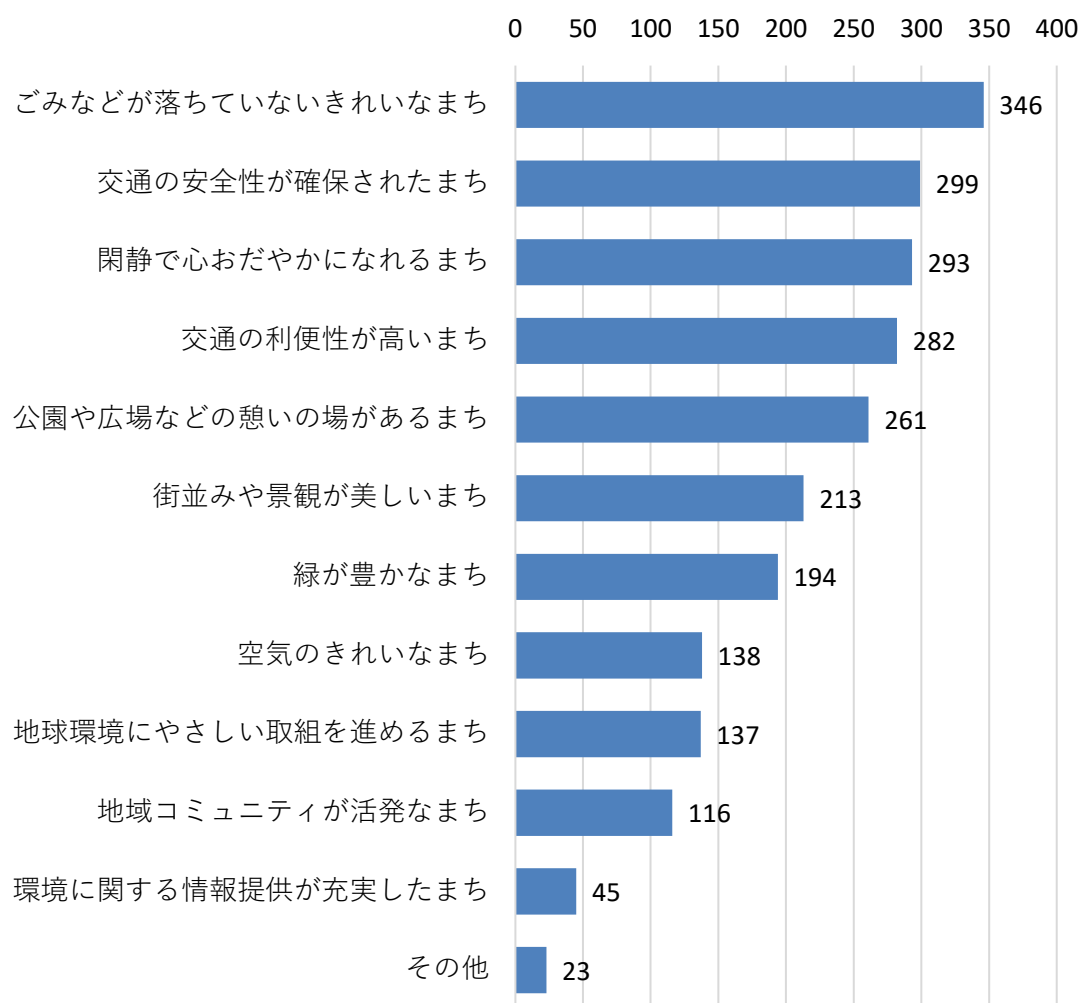
3. 蕨市の環境について

(1)10年前との変化



項目	よくなった	ややよくなった	変わっていない	やや悪くなった	悪くなった	無回答
空気のきれいさ	33	115	597	40	6	24
自宅周辺の静かさ	39	108	493	130	29	16
自宅周辺の清潔さ	48	156	479	92	23	17
近所の人とのつながり	29	96	568	89	18	15
緑の豊かさ	34	82	588	75	20	16
街並みの美しさ	36	130	536	80	18	15

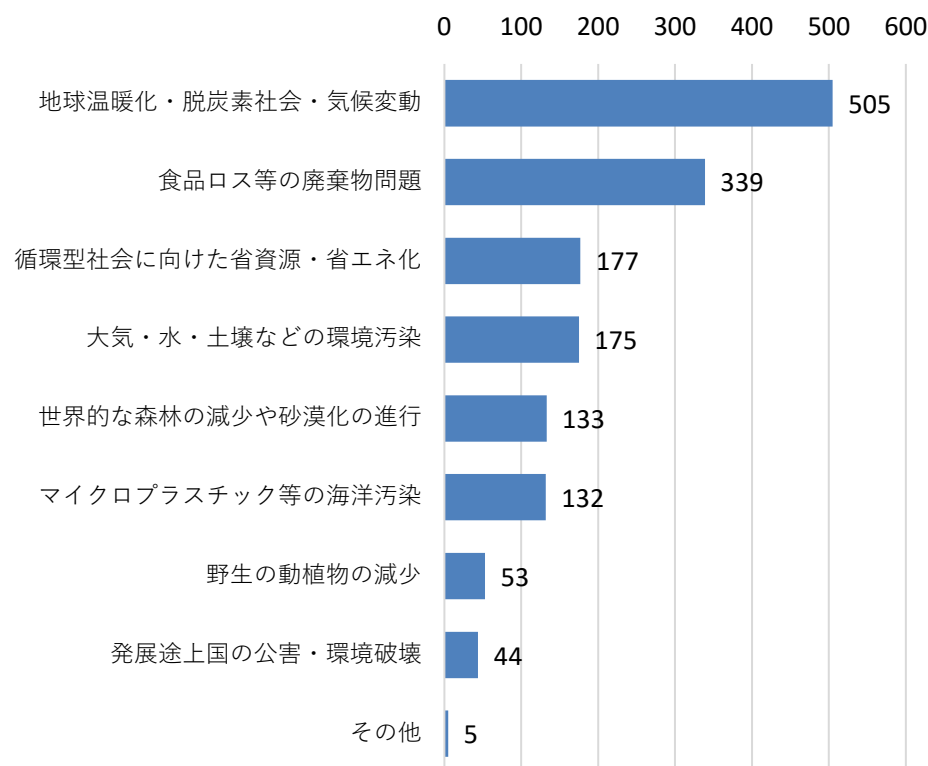
(2) 将来の蕨市の環境にとって大切だと思うこと



項目	回答数	構成比(%)
ごみなどが落ちていないきれいなまち	346	14.7
交通の安全性が確保されたまち	299	12.7
閑静で心おだやかになれるまち	293	12.5
交通の利便性が高いまち	282	12.0
公園や広場などの憩いの場があるまち	261	11.1
街並みや景観が美しいまち	213	9.1
緑が豊かなまち	194	8.3
空気のきれいなまち	138	5.9
地球環境にやさしい取組を進めるまち	137	5.8
地域コミュニティが活発なまち	116	4.9
環境に関する情報提供が充実したまち	45	1.9
その他	23	1.0
合計	2,347	100

4. 回答者自身が抱えている関心・実践している環境行動について

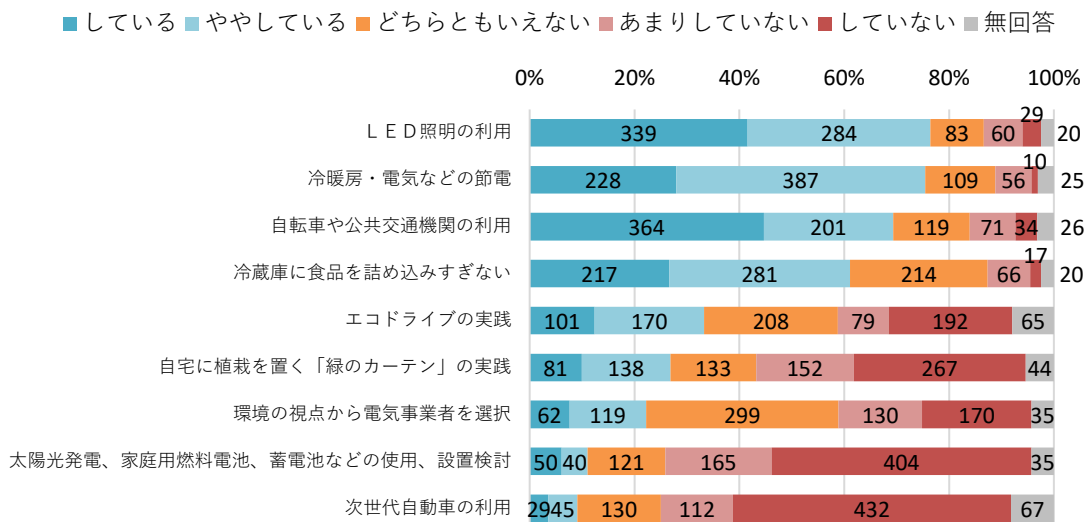
(1) 関心を持っている地球環境問題



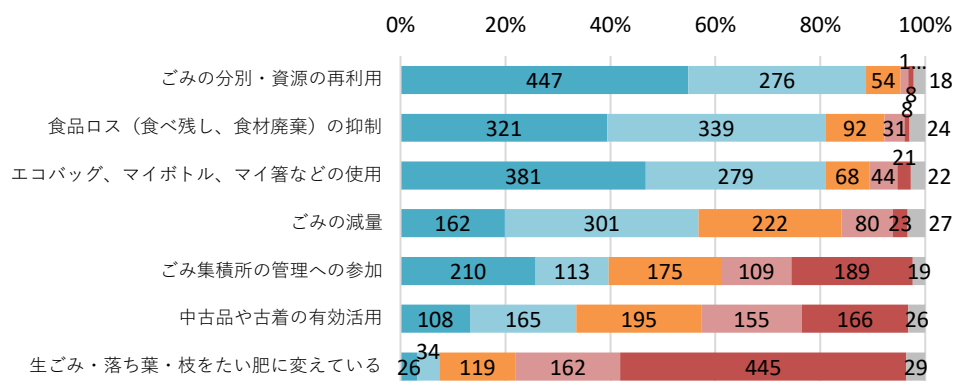
項目	回答数	構成比(%)
地球温暖化・脱炭素社会・気候変動	505	32.3
食品ロス等の廃棄物問題	339	21.7
循環型社会に向けた省資源・省エネ化	177	11.3
大気・水・土壌などの環境汚染	175	11.2
世界的な森林の減少や砂漠化の進行	133	8.5
マイクロプラスチック等の海洋汚染	132	8.4
野生の動植物の減少	53	3.4
発展途上国の公害・環境破壊	44	2.8
その他	5	0.3
合計	1,563	100

(2) 普段の生活の中での環境にやさしい行動の取組状況

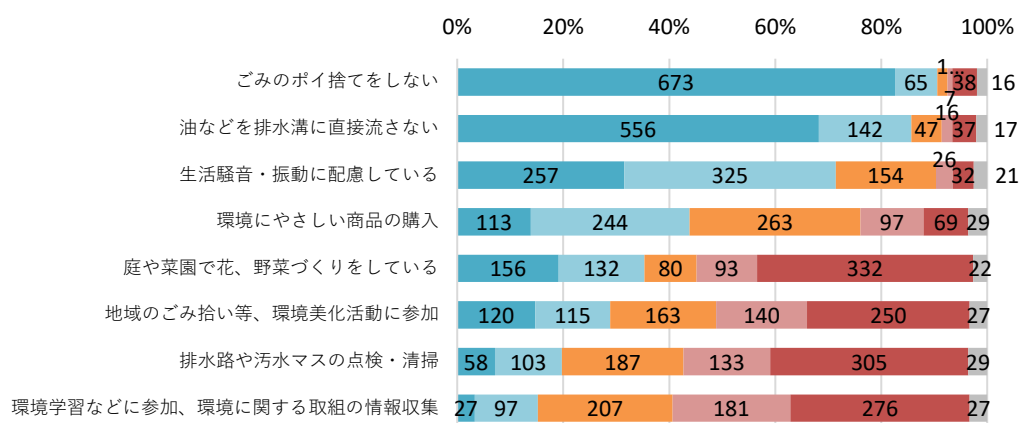
【地球温暖化対策・脱炭素化に向け実践していること】



【資源循環・ごみの廃棄について実践していること】



【その他環境全般について実践していること】



【地球温暖化対策・脱炭素化に向け実践していること】

項目	している	ややしている	どちらともいえない	あまりしていない	していない	無回答
LED照明の利用	339	284	83	60	29	20
冷暖房・電気などの節電	228	387	109	56	10	25
自転車や公共交通機関の利用	364	201	119	71	34	26
冷蔵庫に食品を詰め込みすぎない	217	281	214	66	17	20
エコドライブの実践	101	170	208	79	192	65
自宅に植栽を置く「緑のカーテン」の実践	81	138	133	152	267	44
環境の視点から電気事業者を選択	62	119	299	130	170	35
太陽光発電、家庭用燃料電池、蓄電池などの使用、設置検討	50	40	121	165	404	35
次世代自動車の利用	29	45	130	112	432	67

【資源循環・ごみの廃棄について実践していること】

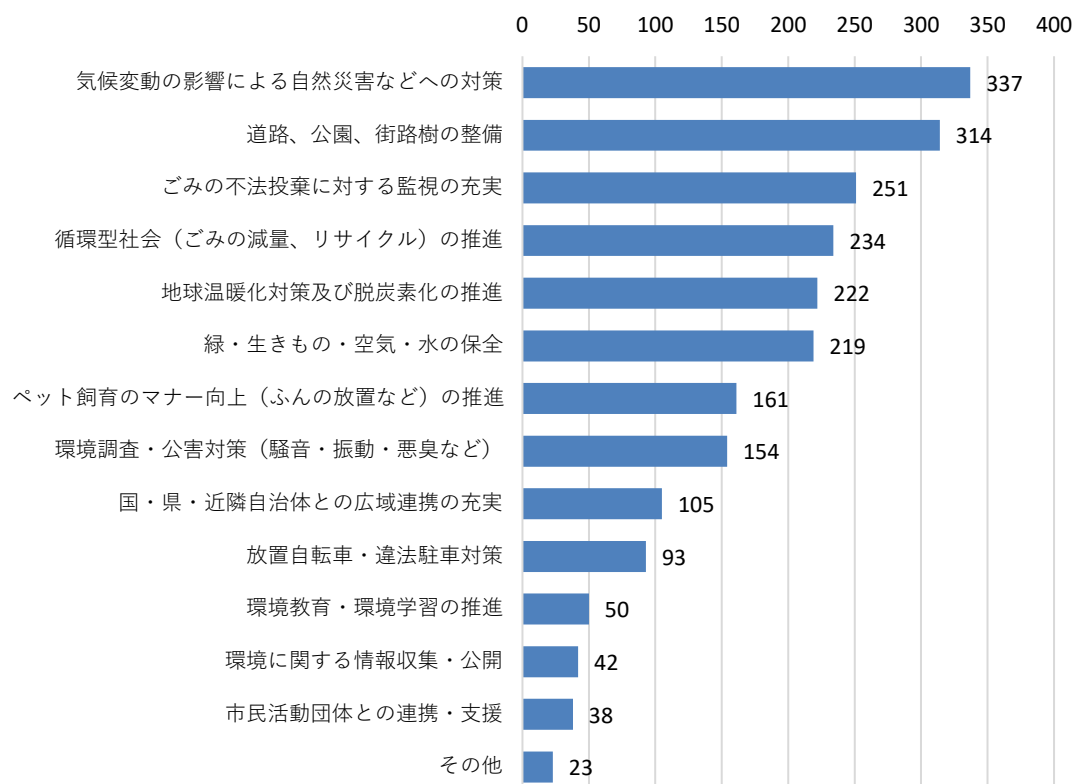
項目	している	ややしている	どちらともいえない	あまりしていない	していない	無回答
ごみの分別・資源の再利用	447	276	54	12	8	18
食品ロス(食べ残し、食材廃棄)の抑制	321	339	92	31	8	24
エコバッグ、マイボトル、マイ箸などの使用	381	279	68	44	21	22
ごみの減量	162	301	222	80	23	27
ごみ集積所の管理への参加	210	113	175	109	189	19
中古品や古着の有効活用	108	165	195	155	166	26
生ごみ・落ち葉・枝をたい肥に変えている	26	34	119	162	445	29

【その他環境全般について実践していること】

項目	している	ややしている	どちらともいえない	あまりしていない	していない	無回答
ごみのポイ捨てをしない	673	65	16	7	38	16
油などを排水溝に直接流さない	556	142	47	16	37	17
生活騒音・振動に配慮している	257	325	154	26	32	21
環境にやさしい商品の購入	113	244	263	97	69	29
庭や菜園で花、野菜づくりをしている	156	132	80	93	332	22
地域のごみ拾い等、環境美化活動に参加	120	115	163	140	250	27
排水路や汚水マスの点検・清掃	58	103	187	133	305	29
環境学習などに参加、環境に関する取組の情報収集	27	97	207	181	276	27

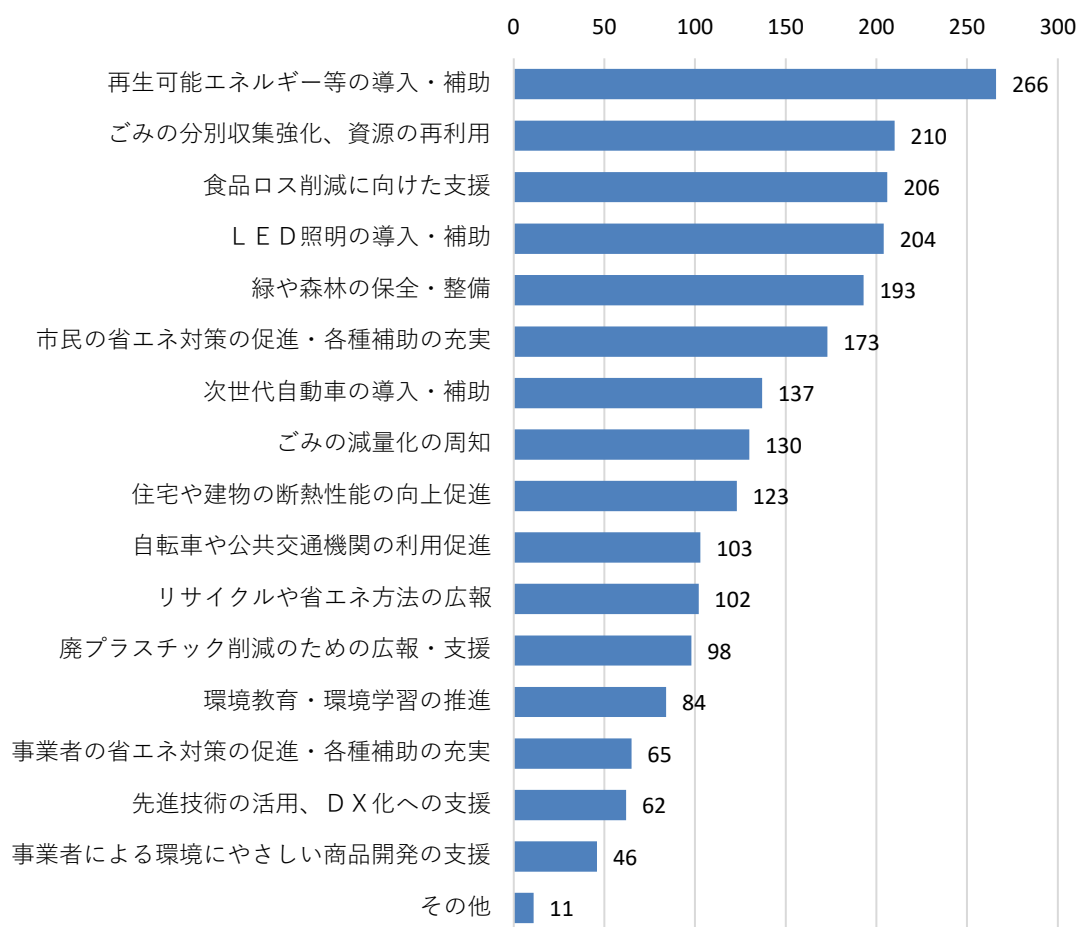
5. 今後の環境行政について

(1) 今後行政に進めてほしい取組



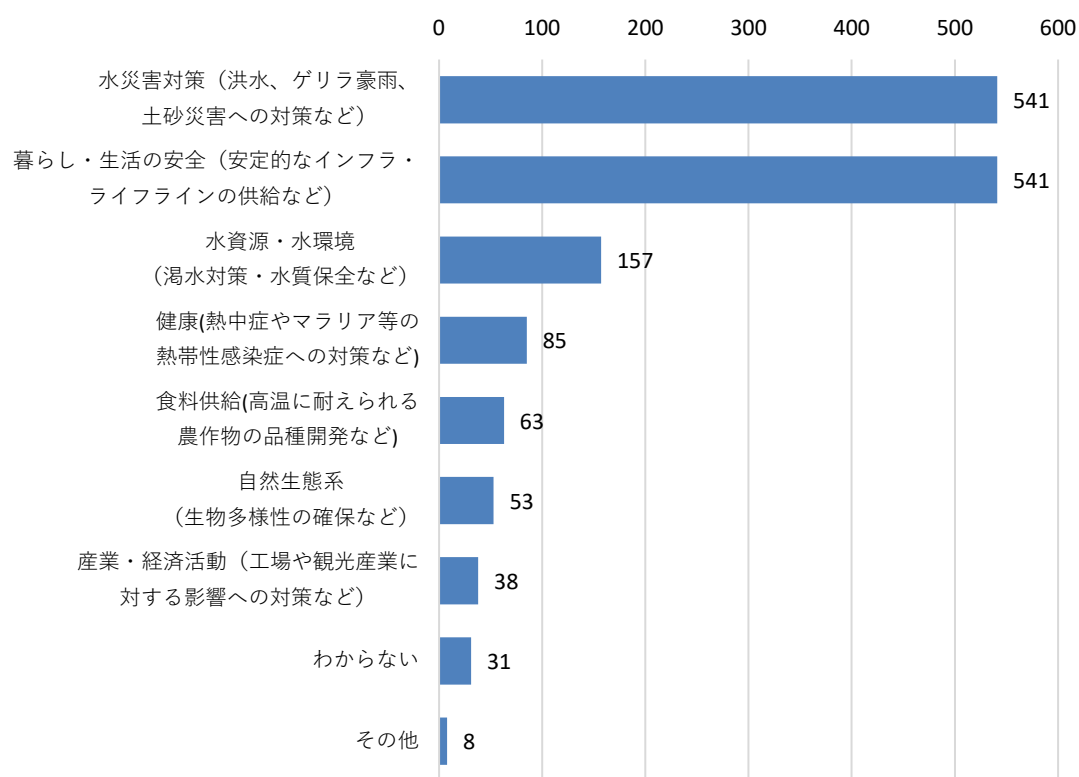
項目	回答数	構成比(%)
気候変動の影響による自然災害などへの対策	337	15.0
道路、公園、街路樹の整備	314	14.0
ごみの不法投棄に対する監視の充実	251	11.2
循環型社会(ごみの減量、リサイクル)の推進	234	10.4
地球温暖化対策及び脱炭素化の推進	222	9.9
緑・生きもの・空気・水の保全	219	9.8
ペット飼育のマナー向上(ふんの放置など)の推進	161	7.2
環境調査・公害対策(騒音・振動・悪臭など)	154	6.9
国・県・近隣自治体との広域連携の充実	105	4.7
放置自転車・違法駐車対策	93	4.1
環境教育・環境学習の推進	50	2.2
環境に関する情報収集・公開	42	1.9
市民活動団体との連携・支援	38	1.7
その他	23	1.0
合計	2,243	100

(2)地球温暖化対策や脱炭素社会、循環型社会を推進するうえで市が尽力すること



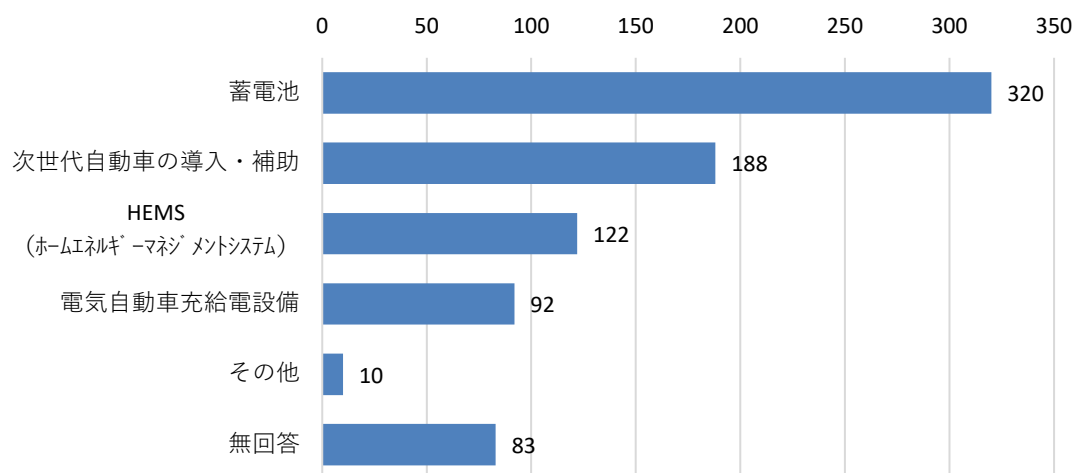
項目	回答数	構成比(%)
再生可能エネルギー等の導入・補助	266	12.0
ごみの分別収集強化、資源の再利用	210	9.5
食品ロス削減に向けた支援	206	9.3
LED照明の導入・補助	204	9.2
緑や森林の保全・整備	193	8.7
市民の省エネ対策の促進・各種補助の充実	173	7.8
次世代自動車の導入・補助	137	6.2
ごみの減量化の周知	130	5.9
住宅や建物の断熱性能の向上促進	123	5.6
自転車や公共交通機関の利用促進	103	4.7
リサイクルや省エネ方法の広報	102	4.6
廃プラスチック削減のための広報・支援	98	4.4
環境教育・環境学習の推進	84	3.8
事業者の省エネ対策の促進・各種補助の充実	65	2.9
先進技術の活用、DX化への支援	62	2.8
事業者による環境にやさしい商品開発の支援	46	2.1
その他	11	0.5
合計	2,213	100

(3) 気候変動による影響を減らすための重点的分野



項目	回答数	構成比(%)
水災害対策(洪水、ゲリラ豪雨、土砂災害への対策など)	541	35.7
暮らし・生活の安全(安定的なインフラ・ライフラインの供給など)	541	35.7
水資源・水環境(渇水対策・水質保全など)	157	10.3
健康(熱中症やマラリア等の熱帯性感染症への対策など)	85	5.6
食料供給(高温に耐えられる農作物の品種開発など)	63	4.2
自然生態系(生物多様性の確保など)	53	3.5
産業・経済活動(工場や観光産業に対する影響への対策など)	38	2.5
わからない	31	2.0
その他	8	0.5
合計	1,517	100

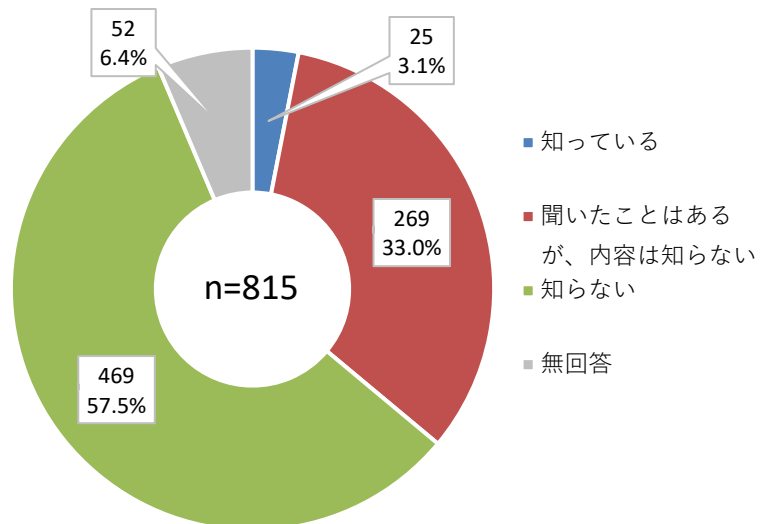
(4) 今後新たな補助制度創設に関心のあるもの



項目	回答数	構成比(%)
蓄電池	320	39.3
次世代自動車の導入・補助	188	23.1
HEMS (ホームエネルギー管理システム)	122	15.0
電気自動車充電設備	92	11.3
その他	10	1.2
無回答	83	10.2
合計	815	100

6. 環境基本計画について

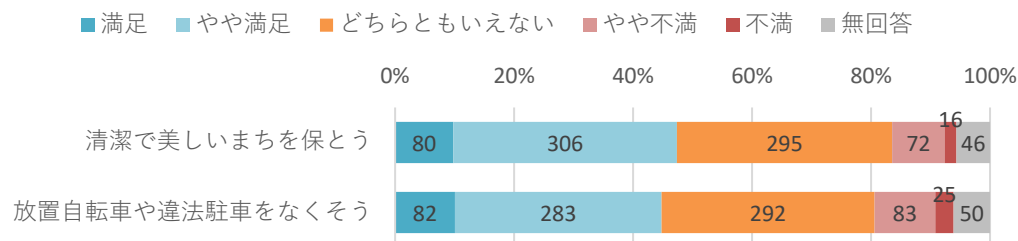
(1) 環境基本計画の認知度



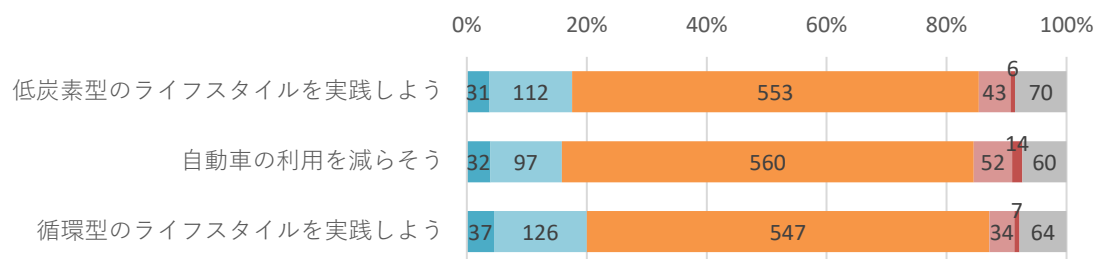
項目	回答数	構成比(%)
知っている	25	3.1
聞いたことはあるが、内容は知らない	269	33.0
知らない	469	57.5
無回答	52	6.4
合計	815	100

(2)環境基本計画の満足度

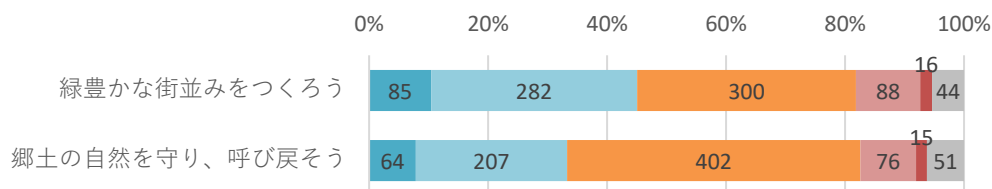
【基本目標1 みんなで保つ 美しいまち】



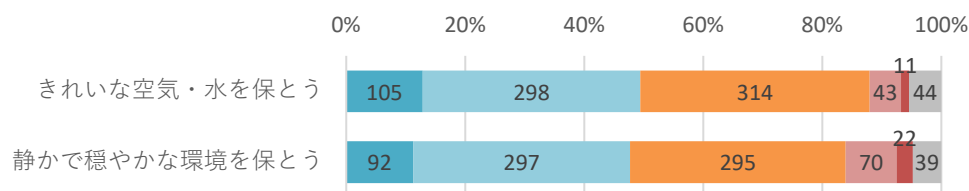
【基本目標2 みんなで取り組む エコライフのまち】



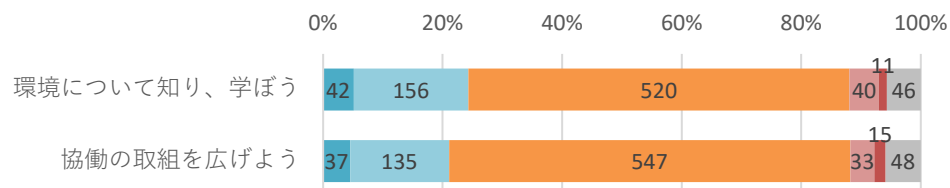
【基本目標3 みんなで育む 自然共生のまち】



【基本目標4 みんなで守る 安心な暮らしのまち】



【基本目標5 みんなで参加する エコ・コミュニティのまち】



【基本目標1 みんなで保つ 美しいまち】

項目	満足	やや満足	どちらとも いえない	やや 不満	不満	無 回答
清潔で美しいまちを保とう	80	306	295	72	16	46
放置自転車や違法駐車をなくそう	82	283	292	83	25	50

【基本目標2 みんなで取り組む エコライフのまち】

項目	満足	やや満足	どちらとも いえない	やや 不満	不満	無 回答
低炭素型のライフスタイルを実践しよう	31	112	553	43	6	70
自動車の利用を減らそう	32	97	560	52	14	60
循環型のライフスタイルを実践しよう	37	126	547	34	7	64

【基本目標3 みんなで育む 自然共生のまち】

項目	満足	やや満足	どちらとも いえない	やや 不満	不満	無 回答
緑豊かな街並みをつくろう	85	282	300	88	16	44
郷土の自然を守り、呼び戻そう	64	207	402	76	15	51

【基本目標4 みんなで守る 安心な暮らしのまち】

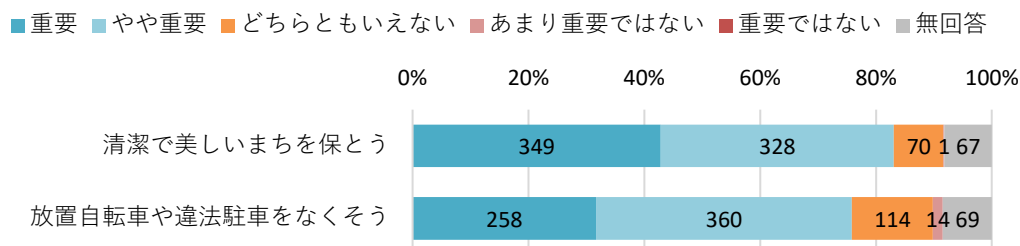
項目	満足	やや満足	どちらとも いえない	やや 不満	不満	無 回答
きれいな空気・水を保とう	105	298	314	43	11	44
静かで穏やかな環境を保とう	92	297	295	70	22	39

【基本目標5 みんなで参加する エコ・コミュニティのまち】

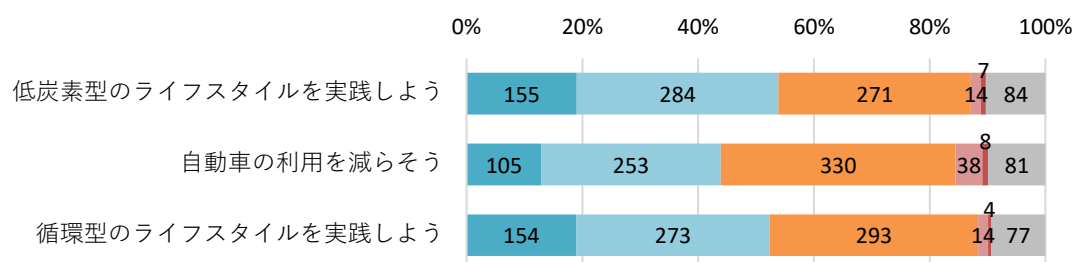
項目	満足	やや満足	どちらとも いえない	やや 不満	不満	無 回答
環境について知り、学ぼう	42	156	520	40	11	46
協働の取組を広げよう	37	135	547	33	15	48

(3)環境基本計画の重要度

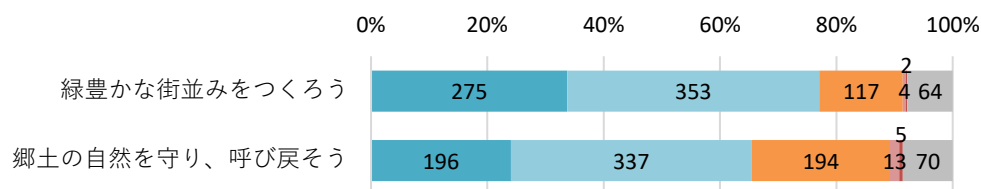
【基本目標1 みんなで保つ 美しいまち】



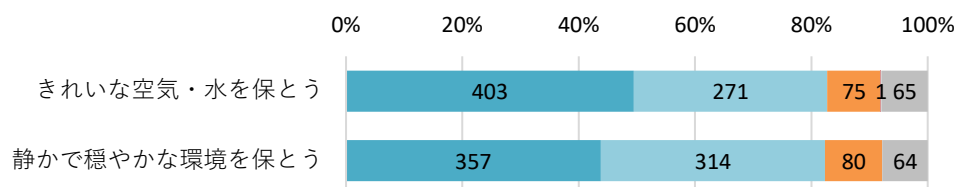
【基本目標2 みんなで取り組む エコライフのまち】



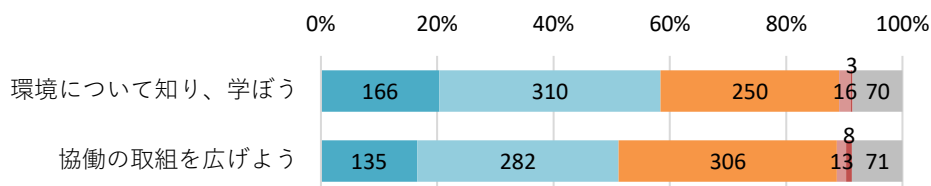
【基本目標3 みんなで育む 自然共生のまち】



【基本目標4 みんなで守る 安心な暮らしのまち】



【基本目標5 みんなで参加する エコ・コミュニティのまち】



【基本目標1 みんなで保つ 美しいまち】

項目	重要	やや重要	どちらともいえない	あまり重要ではない	重要ではない	無回答
清潔で美しいまちを保とう	349	328	70	1	0	67
放置自転車や違法駐車をなくそう	258	360	114	14	0	69

【基本目標2 みんなで取り組む エコライフのまち】

項目	重要	やや重要	どちらともいえない	あまり重要ではない	重要ではない	無回答
低炭素型のライフスタイルを 実践しよう	155	284	271	14	7	84
自動車の利用を減らそう	105	253	330	38	8	81
循環型のライフスタイルを 実践しよう	154	273	293	14	4	77

【基本目標3 みんなで育む 自然共生のまち】

項目	重要	やや重要	どちらともいえない	あまり重要ではない	重要ではない	無回答
緑豊かな街並みをつくろう	275	353	117	4	2	64
郷土の自然を守り、呼び戻そう	196	337	194	13	5	70

【基本目標4 みんなで守る 安心な暮らしのまち】

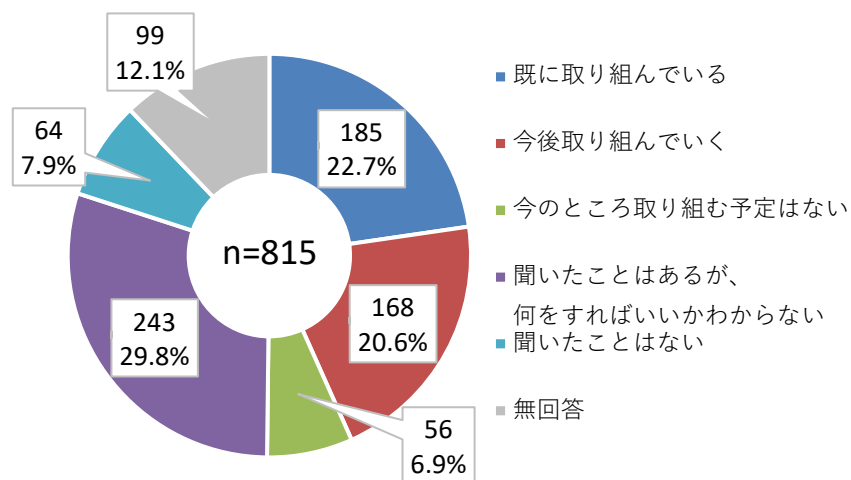
項目	重要	やや重要	どちらともいえない	あまり重要ではない	重要ではない	無回答
きれいな空気・水を保とう	403	271	75	1	0	65
静かで穏やかな環境を保とう	357	314	80	0	0	64

【基本目標5 みんなで参加する エコ・コミュニティのまち】

項目	重要	やや重要	どちらともいえない	あまり重要ではない	重要ではない	無回答
環境について知り、学ぼう	166	310	250	16	3	70
協働の取組を広げよう	135	282	306	13	8	71

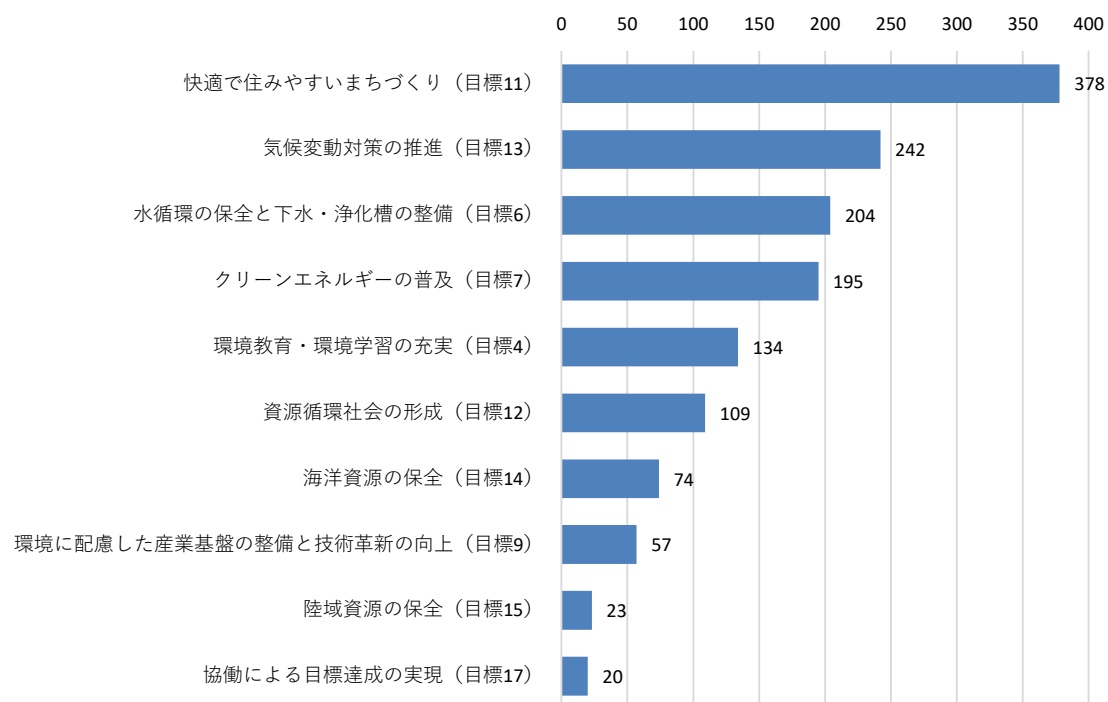
7. SDGsについて

(1)SDGsへの取組



項目	回答数	構成比(%)
既に取り組んでいる	185	22.7
今後取り組んでいく	168	20.6
今のところ取り組む予定はない	56	6.9
聞いたことはあるが、何をすればいいかわからない	243	29.8
聞いたことはない	64	7.9
無回答	99	12.1
合計	815	100

(2) 関心があり、今後注力したい環境関連の目標

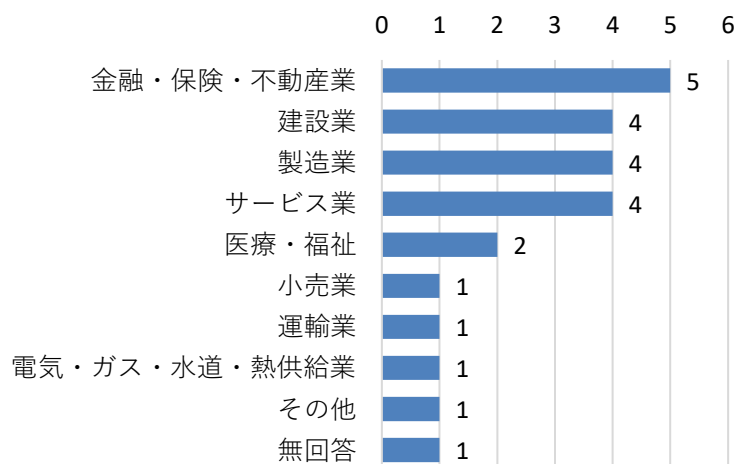


項目	回答数	構成比(%)
快適で住みやすいまちづくり(目標 11)	378	26.3
気候変動対策の推進(目標 13)	242	16.9
水循環の保全と下水・浄化槽の整備(目標 6)	204	14.2
クリーンエネルギーの普及(目標 7)	195	13.6
環境教育・環境学習の充実(目標 4)	134	9.3
資源循環社会の形成(目標 12)	109	7.6
海洋資源の保全(目標 14)	74	5.2
環境に配慮した産業基盤の整備と技術革新の向上(目標 9)	57	4.0
陸域資源の保全(目標 15)	23	1.6
協働による目標達成の実現(目標 17)	20	1.4
合計	1,436	100

資料7 事業者環境意識調査結果

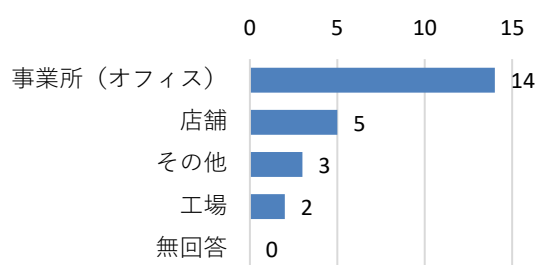
1. 事業所について

(1)業種



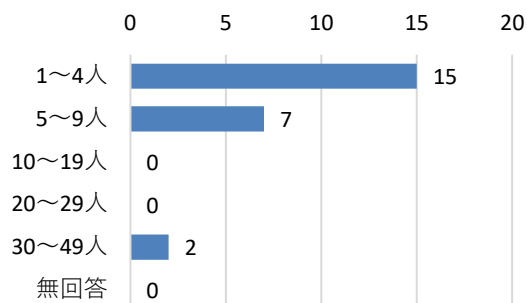
項目	回答数	構成比 (%)
金融・保険・不動産業	5	20.8
建設業	4	16.7
製造業	4	16.7
サービス業	4	16.7
医療・福祉	2	8.3
小売業	1	4.2
運輸業	1	4.2
電気・ガス・水道・熱供給業	1	4.2
その他	1	4.2
無回答	1	4.2
合計	24	100

(2)事業形態



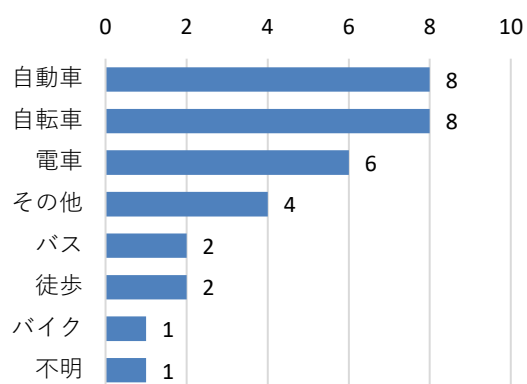
項目	回答数	構成比 (%)
事業所(オフィス)	14	58.3
店舗	5	20.8
その他	3	12.5
工場	2	8.3
無回答	0	0
合計	24	100

(3)従業員数



項目	回答数	構成比 (%)
1~4人	15	62.5
5~9人	7	29.2
10~19人	0	0
20~29人	0	0
30~49人	2	8.3
無回答	0	0
合計	24	100

(4)従業員のもっとも多い通勤手段



項目	回答数	構成比 (%)
自動車	8	25.0
自転車	8	25.0
電車	6	18.8
その他	4	12.5
バス	2	6.3
徒歩	2	6.3
バイク	1	3.1
不明	1	3.1
合計	32	100

(5)ISO14001認証取得

取得事業所なし

(6)エコアクション21認証・登録

登録事業所なし

(7)温室効果ガス排出量算定・報告

実施事業所 1社

(8)環境報告書の作成・公表

実施事業所 1社

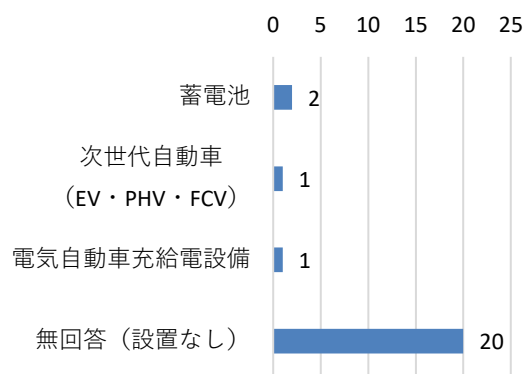
(9)埼玉県SDGsパートナー

登録事業所なし

(10)埼玉県環境SDGs取組宣言企業

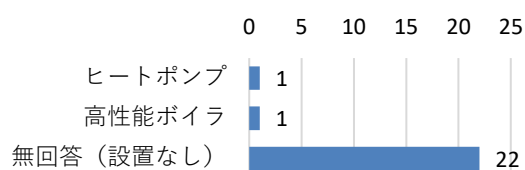
宣言事業所なし

(11)再生可能エネルギー設備等の設置



項目	回答数	構成比 (%)
蓄電池	2	8.3
次世代自動車 (EV・PHV・FCV)	1	4.2
電気自動車 充電設備	1	4.2
無回答(設置なし)	20	83.3
合計	24	100

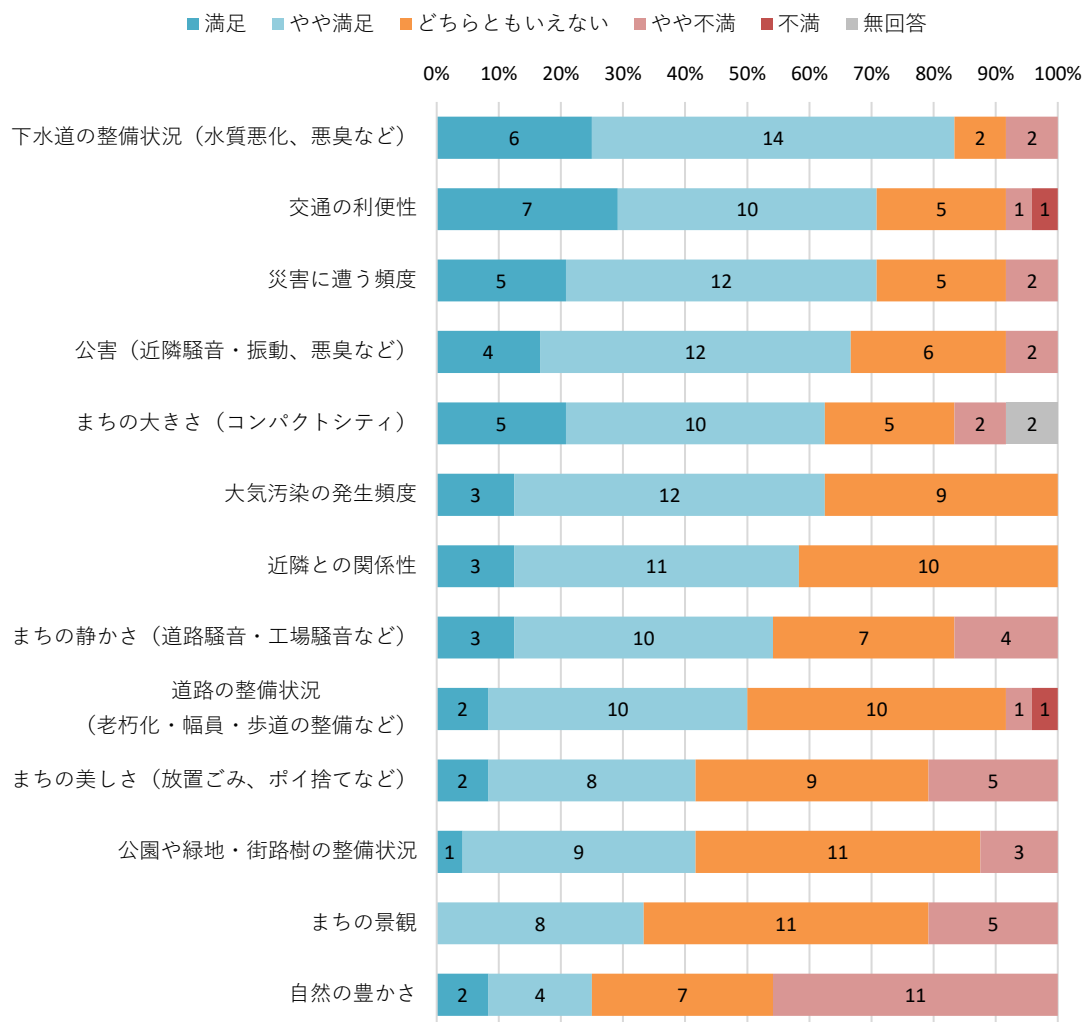
(12)省エネルギー設備等の設置



項目	回答数	構成比 (%)
ヒートポンプ	1	4.2
高性能ボイラ	1	4.2
無回答(設置なし)	22	91.7
合計	24	100

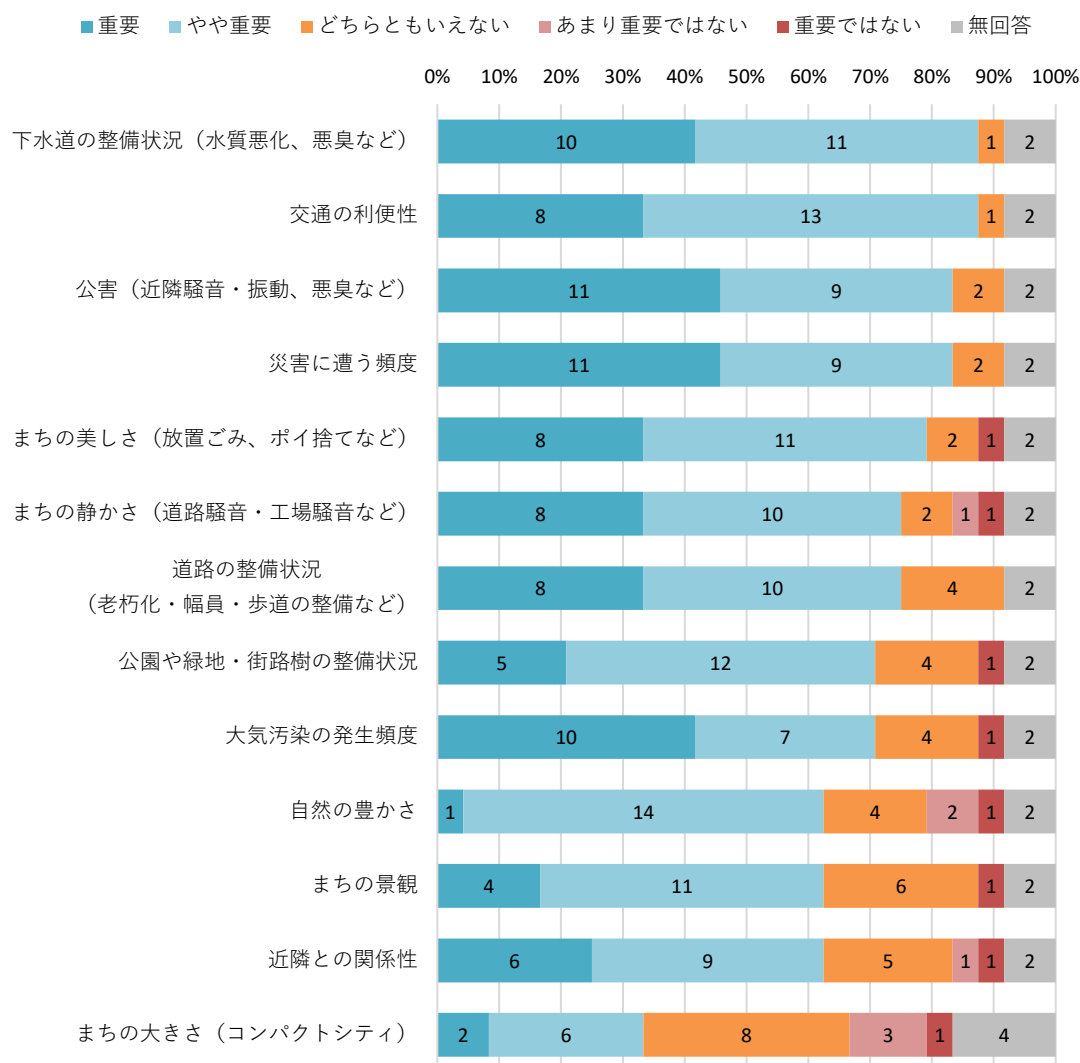
2. 身近な環境について

(1) 市内の身近な環境に関する満足度



項目	満足	やや満足	どちらともいえない	やや不満	不満	無回答
下水道の整備状況(水質悪化、悪臭など)	6	14	2	2	0	0
交通の利便性	7	10	5	1	1	0
災害に遭う頻度	5	12	5	2	0	0
公害(近隣騒音・振動、悪臭など)	4	12	6	2	0	0
まちの大きさ(コンパクトシティ)	5	10	5	2	0	2
大気汚染の発生頻度	3	12	9	0	0	0
近隣との関係性	3	11	10	0	0	0
まちの静かさ(道路騒音・工場騒音など)	3	10	7	4	0	0
道路の整備状況 (老朽化・幅員・歩道の整備など)	2	10	10	1	1	0
まちの美しさ(放置ごみ、ポイ捨てなど)	2	8	9	5	0	0
公園や緑地・街路樹の整備状況	1	9	11	3	0	0
まちの景観	0	8	11	5	0	0
自然の豊かさ	2	4	7	11	0	0

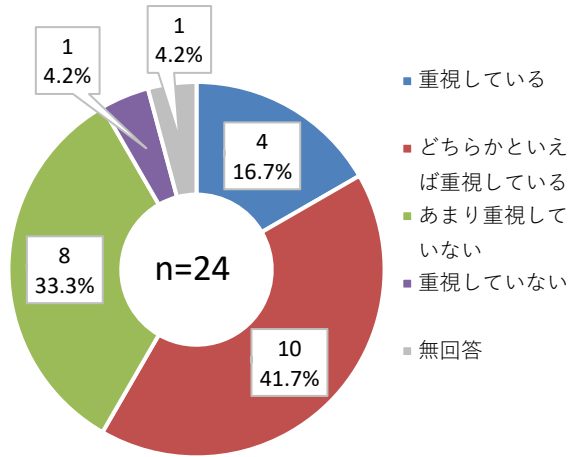
(2)市内の身近な環境に関する重要度



項目	重要	やや重要	どちらともいえない	あまり重要ではない	重要ではない	無回答
下水道の整備状況(水質悪化、悪臭など)	10	11	1	0	0	2
交通の利便性	8	13	1	0	0	2
公害(近隣騒音・振動、悪臭など)	11	9	2	0	0	2
災害に遭う頻度	11	9	2	0	0	2
まちの美しさ(放置ごみ、ポイ捨てなど)	8	11	2	0	1	2
まちの静かさ(道路騒音・工場騒音など)	8	10	2	1	1	2
道路の整備状況 (老朽化・幅員・歩道の整備など)	8	10	4	0	0	2
公園や緑地・街路樹の整備状況	5	12	4	0	1	2
大気汚染の発生頻度	10	7	4	0	1	2
自然の豊かさ	1	14	4	2	1	2
まちの景観	4	11	6	0	1	2
近隣との関係性	6	9	5	1	1	2
まちの大きさ(コンパクトシティ)	2	6	8	3	1	4

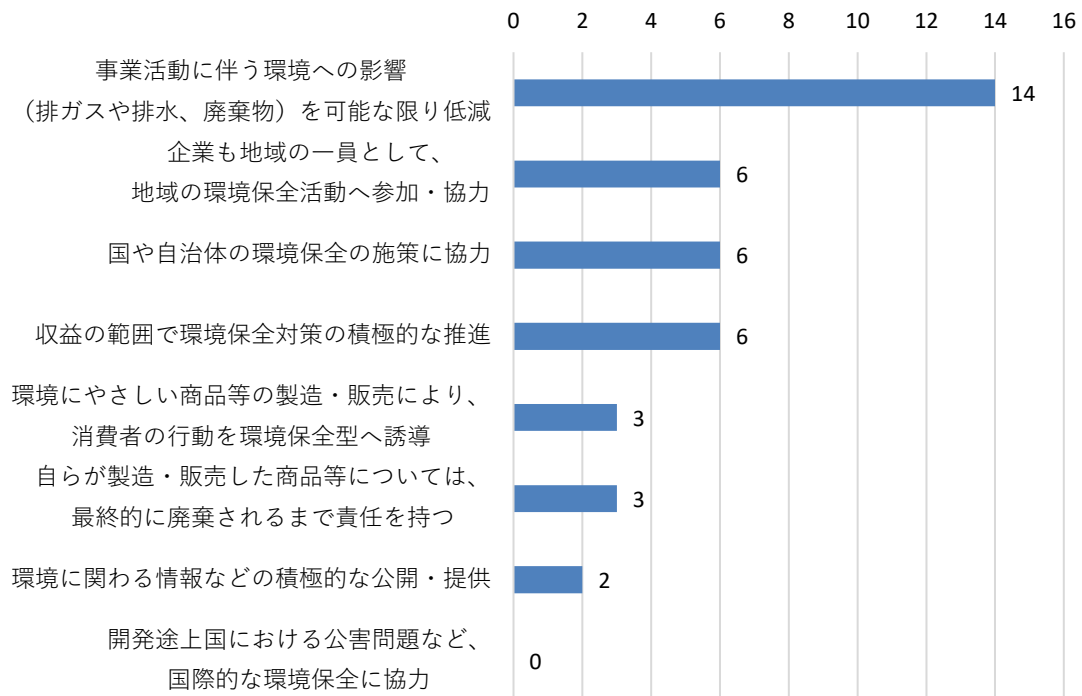
3. 事業所における環境問題への取組について

(1) 経営方針における環境への配慮



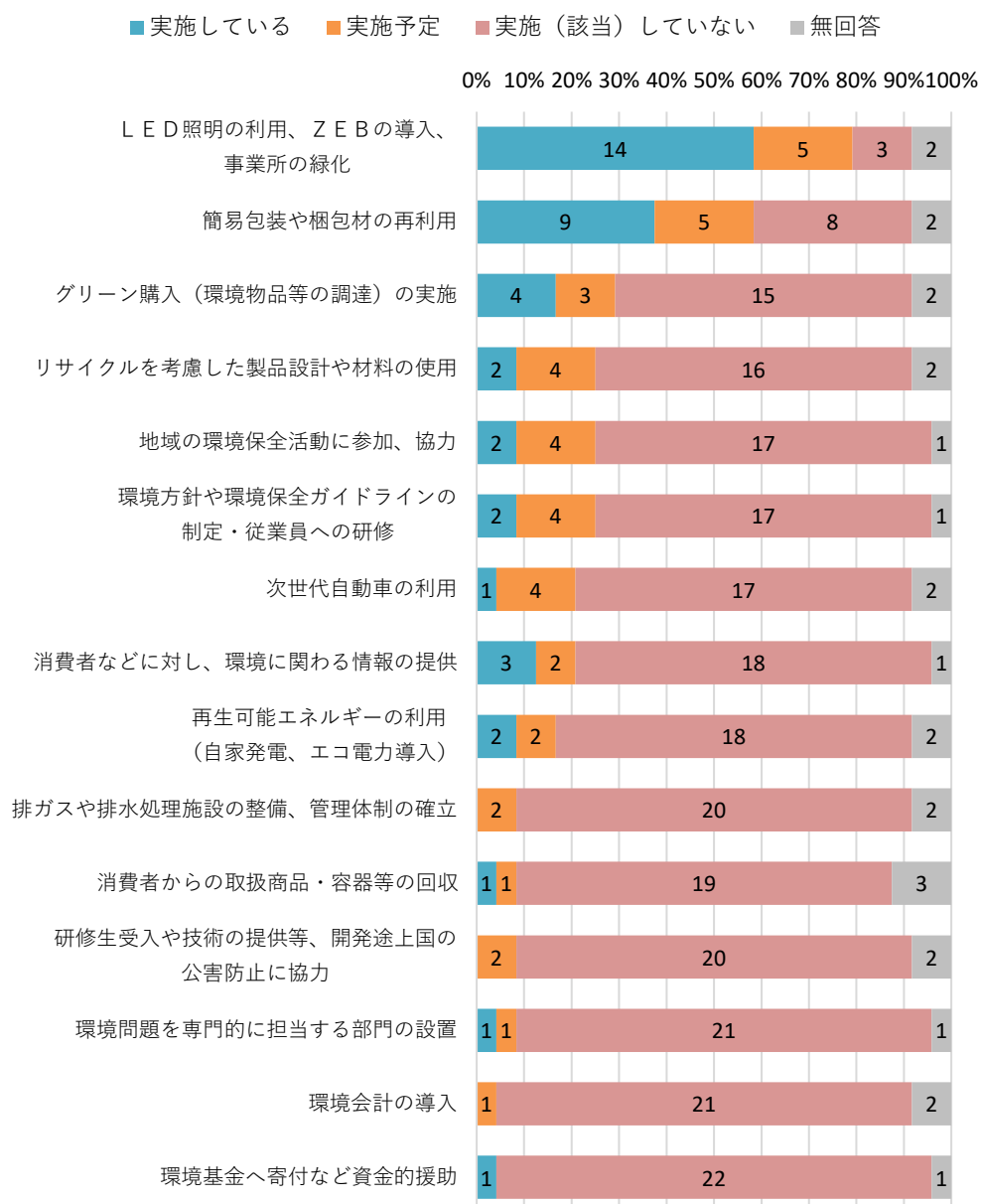
項目	回答数	構成比 (%)
重視している	4	16.7
どちらかといえば重視している	10	41.7
あまり重視していない	8	33.3
重視していない	1	4.2
無回答	1	4.2
合計	24	100

(2) 環境保全に対する役割



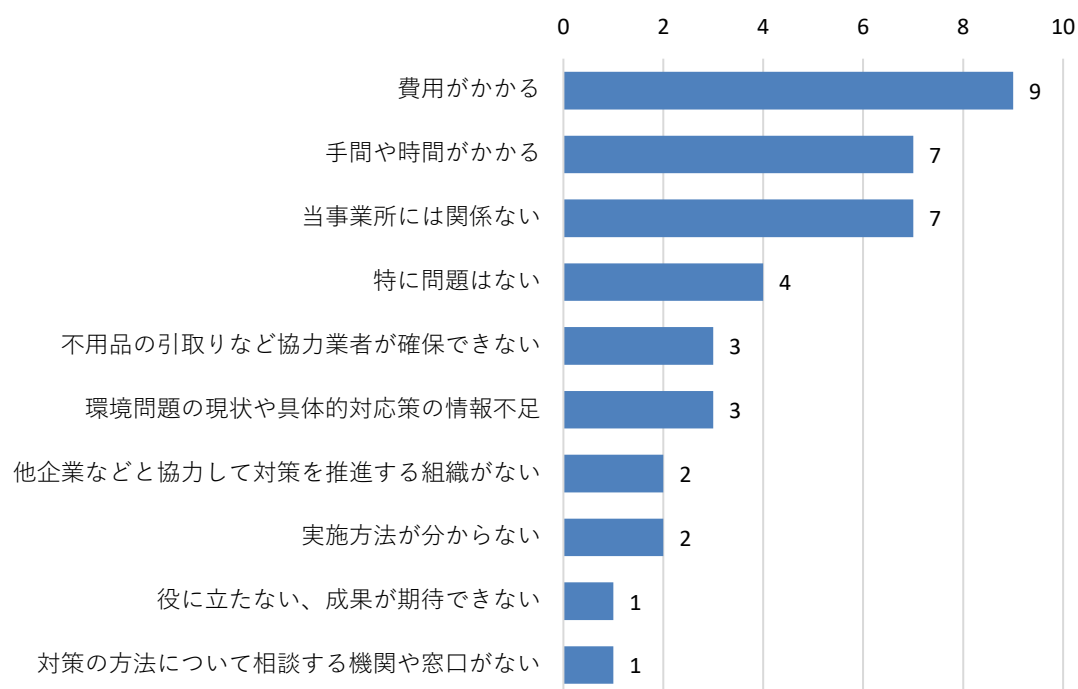
項目	回答数	構成比 (%)
事業活動に伴う環境への影響(排ガスや排水、廃棄物)を可能な限り低減	14	35.0
企業も地域の一員として、地域の環境保全活動へ参加・協力	6	15.0
国や自治体の環境保全の施策に協力	6	15.0
収益の範囲で環境保全対策の積極的な推進	6	15.0
環境にやさしい商品等の製造・販売により、消費者の行動を環境保全型へ誘導	3	7.5
自らが製造・販売した商品等については、最終的に廃棄されるまで責任を持つ	3	7.5
環境に関わる情報などの積極的な公開・提供	2	5.0
開発途上国における公害問題など、国際的な環境保全に協力	0	0
合計	40	100

(3)環境保全対策の実施



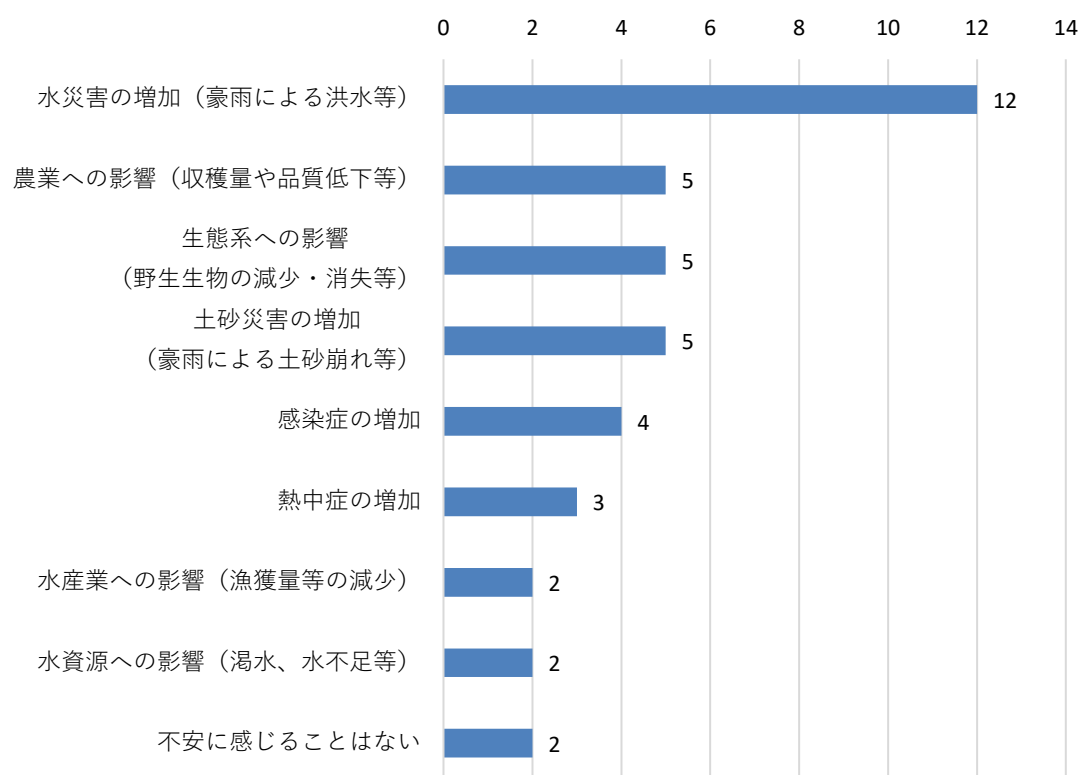
項目	実施している	実施予定	実施(該当)していない	無回答
LED照明の利用、ZEBの導入、事業所の緑化	14	5	3	2
簡易包装や梱包材の再利用	9	5	8	2
グリーン購入(環境物品等の調達)の実施	4	3	15	2
リサイクルを考慮した製品設計や材料の使用	2	4	16	2
地域の環境保全活動に参加、協力	2	4	17	1
環境方針や環境保全ガイドラインの制定・従業員への研修	2	4	17	1
次世代自動車の利用	1	4	17	2
消費者などに対し、環境に関わる情報の提供	3	2	18	1
再生可能エネルギーの利用(自家発電、エコ電力導入)	2	2	18	2
排ガスや排水処理施設の整備、管理体制の確立	0	2	20	2
消費者からの取扱商品・容器等の回収	1	1	19	3
研修生受入や技術の提供等、開発途上国の公害防止に協力	0	2	20	2
環境問題を専門的に担当する部門の設置	1	1	21	1
環境会計の導入	0	1	21	2
環境基金へ寄付など資金的援助	1	0	22	1

(4)環境配慮の取組における問題点



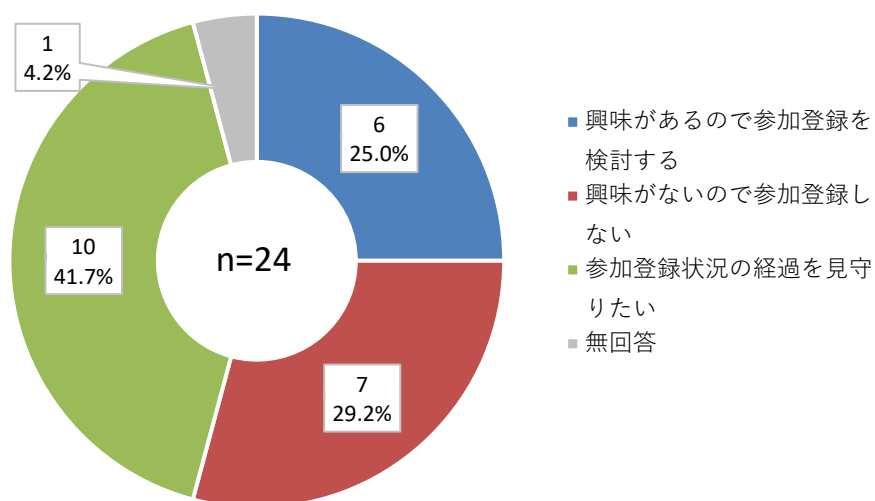
項目	回答数	構成比(%)
費用がかかる	9	23.1
手間や時間がかかる	7	17.9
当事業所には関係ない	7	17.9
特に問題はない	4	10.3
不用品の引取りなど協力業者が確保できない	3	7.7
環境問題の現状や具体的対応策の情報不足	3	7.7
他企業などと協力して対策を推進する組織がない	2	5.1
実施方法が分からない	2	5.1
役に立たない、成果が期待できない	1	2.6
対策の方法について相談する機関や窓口がない	1	2.6
合計	39	100

(5)地球温暖化に伴う影響(気候変動等)のうち、もっとも不安に感じる影響



項目	回答数	構成比(%)
水災害の増加(豪雨による洪水等)	12	30.0
農業への影響(収穫量や品質低下等)	5	12.5
生態系への影響(野生生物の減少・消失等)	5	12.5
土砂災害の増加(豪雨による土砂崩れ等)	5	12.5
感染症の増加	4	10.0
熱中症の増加	3	7.5
水産業への影響(漁獲量等の減少)	2	5.0
水資源への影響(渇水、水不足等)	2	5.0
不安に感じることはない	2	5.0
その他	0	0
合計	40	100

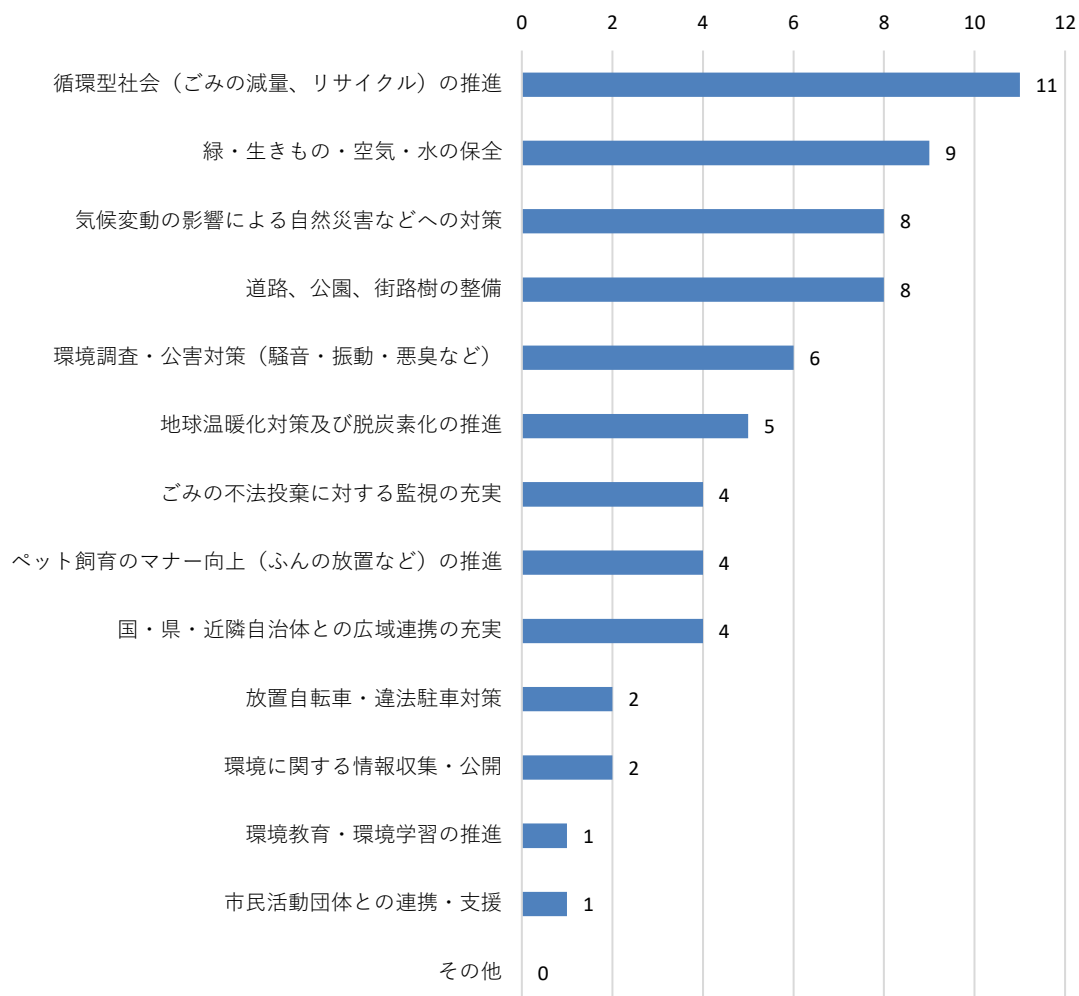
(6)市のパートナー制度(情報交換、市ホームページに取組掲載)創設時の参加登録への興味



項目	回答数	構成比(%)
興味があるのでぜひ参加登録したい	0	0
興味があるので参加登録を検討する	6	25.0
興味がないので参加登録しない	7	29.2
参加登録状況の経過を見守りたい	10	41.7
無回答	1	4.2
合計	24	100

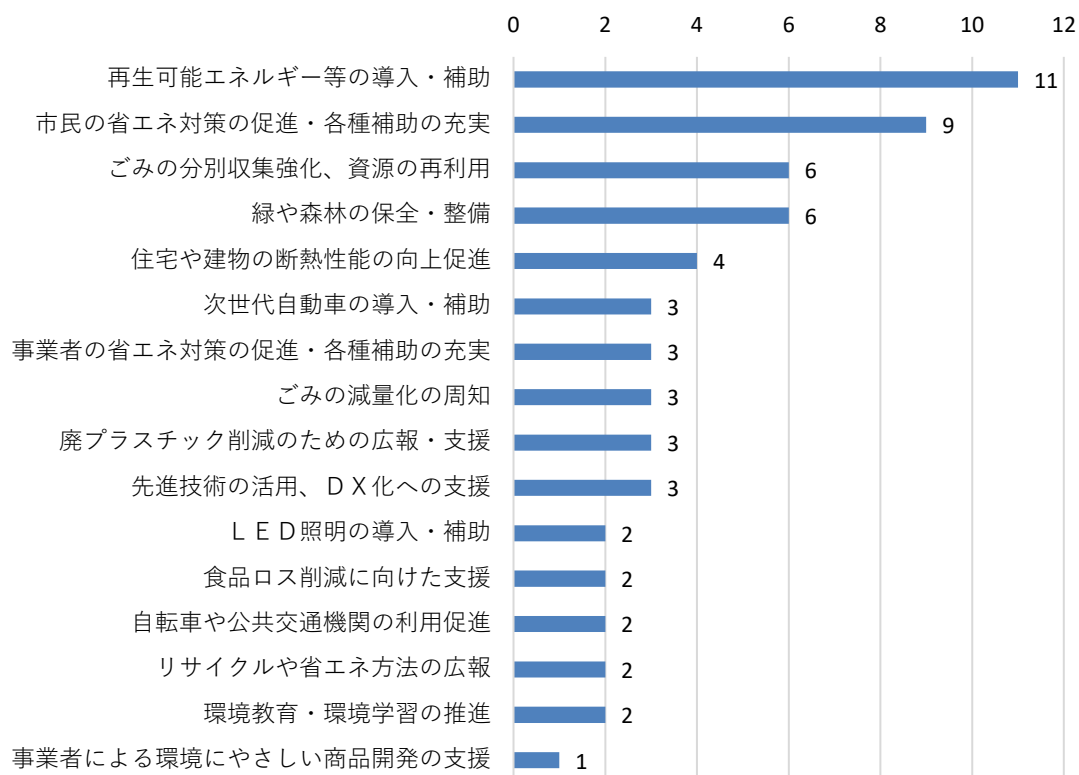
4. 今後の環境行政について

(1) 行政に進めてほしい取組



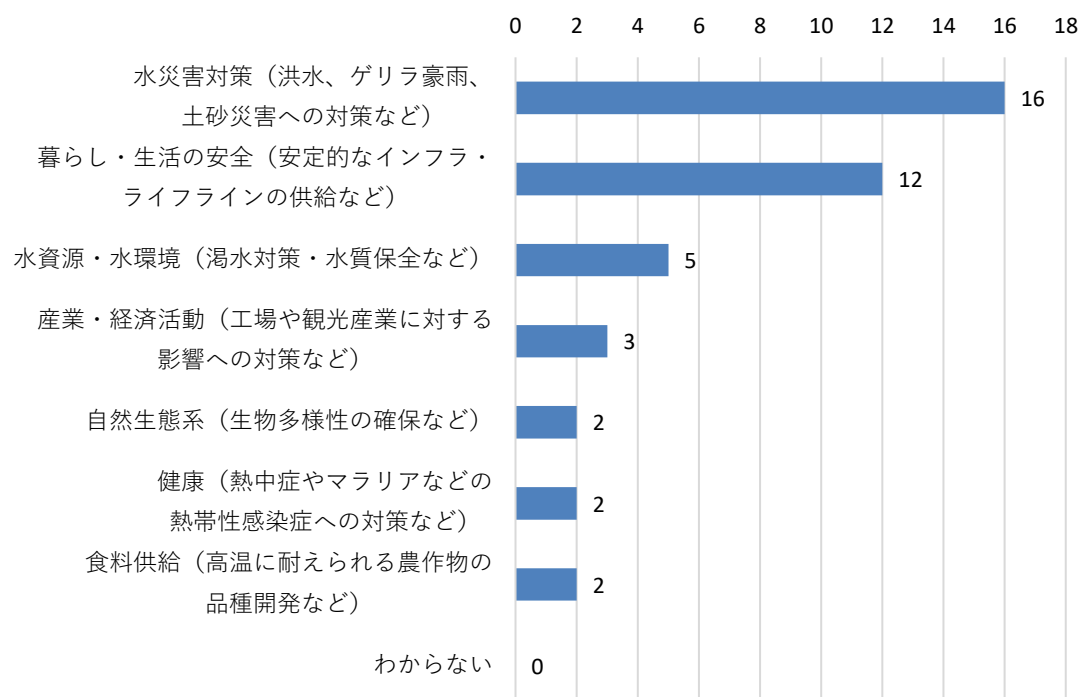
項目	回答数	構成比(%)
循環型社会(ごみの減量、リサイクル)の推進	11	16.9
緑・生きもの・空気・水の保全	9	13.8
気候変動の影響による自然災害などへの対策	8	12.3
道路、公園、街路樹の整備	8	12.3
環境調査・公害対策(騒音・振動・悪臭など)	6	9.2
地球温暖化対策及び脱炭素化の推進	5	7.7
ごみの不法投棄に対する監視の充実	4	6.2
ペット飼育のマナー向上(ふんの放置など)の推進	4	6.2
国・県・近隣自治体との広域連携の充実	4	6.2
放置自転車・違法駐車対策	2	3.1
環境に関する情報収集・公開	2	3.1
環境教育・環境学習の推進	1	1.5
市民活動団体との連携・支援	1	1.5
その他	0	0.0
合計	65	100

(2)地球温暖化対策や脱炭素社会、循環型社会を推進するうえで市が尽力すること



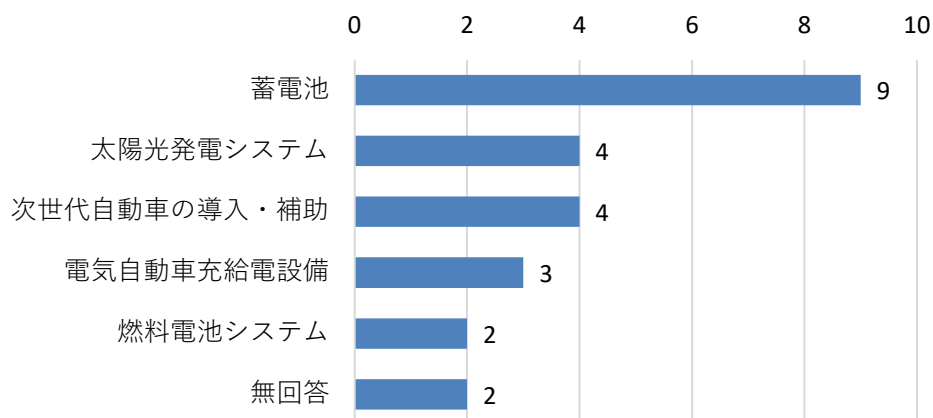
項目	回答数	構成比(%)
再生可能エネルギー等の導入・補助	11	17.7
市民の省エネ対策の促進・各種補助の充実	9	14.5
ごみの分別収集強化、資源の再利用	6	9.7
緑や森林の保全・整備	6	9.7
住宅や建物の断熱性能の向上促進	4	6.5
次世代自動車の導入・補助	3	4.8
事業者の省エネ対策の促進・各種補助の充実	3	4.8
ごみの減量化の周知	3	4.8
廃プラスチック削減のための広報・支援	3	4.8
先進技術の活用、DX化への支援	3	4.8
LED照明の導入・補助	2	3.2
食品ロス削減に向けた支援	2	3.2
自転車や公共交通機関の利用促進	2	3.2
リサイクルや省エネ方法の広報	2	3.2
環境教育・環境学習の推進	2	3.2
事業者による環境にやさしい商品開発の支援	1	1.6
合計	62	100

(3) 気候変動による影響を減らすために勧めていくべき重点分野



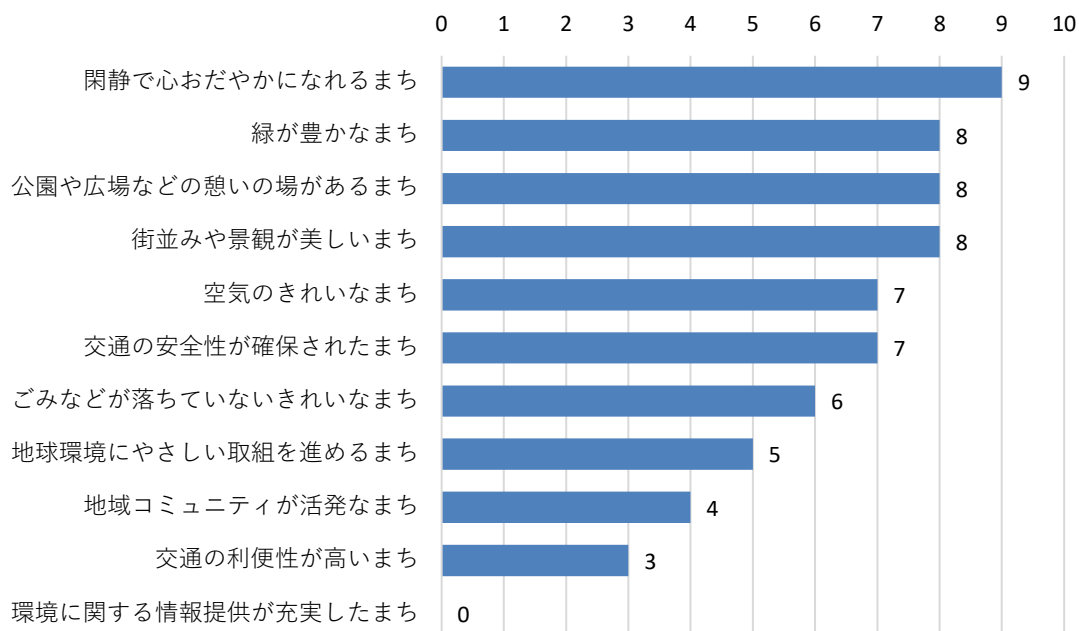
項目	回答数	構成比(%)
水災害対策(洪水、ゲリラ豪雨、土砂災害への対策など)	16	38.1
暮らし・生活の安全(安定的なインフラ・ライフラインの供給など)	12	28.6
水資源・水環境(渇水対策・水質保全など)	5	11.9
産業・経済活動(工場や観光産業に対する影響への対策など)	3	7.1
自然生態系(生物多様性の確保など)	2	4.8
健康(熱中症やマラリアなどの熱帯性感染症への対策など)	2	4.8
食料供給(高温に耐えられる農作物の品種開発など)	2	4.8
わからない	0	0
合計	42	100

(4) 今後新たに事業者向け補助制度創設に関心のあるもの



項目	回答数	構成比(%)
蓄電池	9	37.5
太陽光発電システム	4	16.7
次世代自動車の導入・補助	4	16.7
電気自動車充電設備	3	12.5
燃料電池システム	2	8.3
無回答	2	8.3
合計	24	100

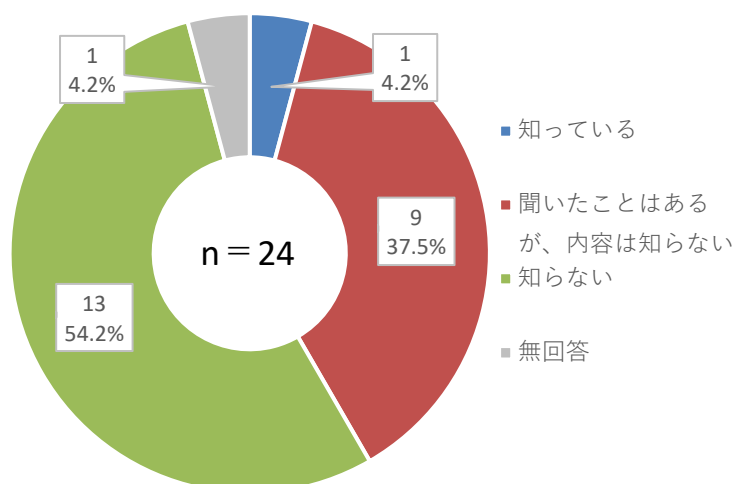
(5) 将来の蕨市に大切だと思うこと



項目	回答数	構成比(%)
閑静で心おだやかになれるまち	9	13.8
緑が豊かなまち	8	12.3
公園や広場などの憩いの場があるまち	8	12.3
街並みや景観が美しいまち	8	12.3
空気のきれいなまち	7	10.8
交通の安全性が確保されたまち	7	10.8
ごみなどが落ちていないきれいなまち	6	9.2
地球環境にやさしい取組を進めるまち	5	7.7
地域コミュニティが活発なまち	4	6.2
交通の利便性が高いまち	3	4.6
環境に関する情報提供が充実したまち	0	0
合計	65	100

5. 環境基本計画について

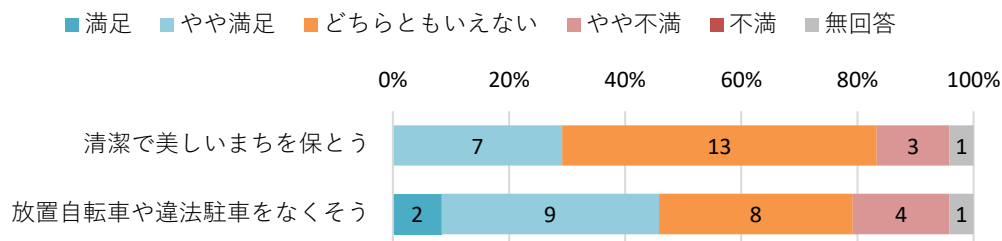
(1) 環境基本計画の認知度



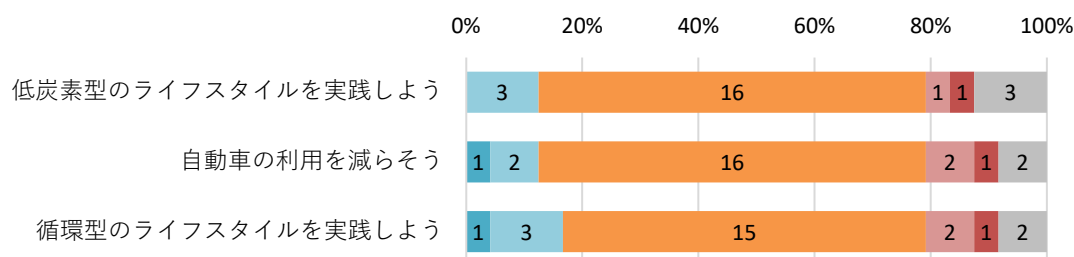
項目	回答数	構成比(%)
知っている	1	4.2
聞いたことはあるが、内容は知らない	9	37.5
知らない	13	54.2
無回答	1	4.2
合計	24	100

(2)環境基本計画の満足度

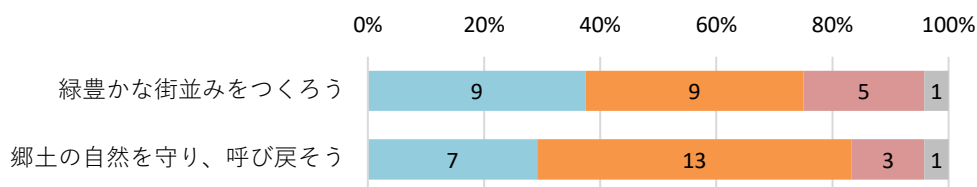
【基本目標1 みんなで保つ 美しいまち】



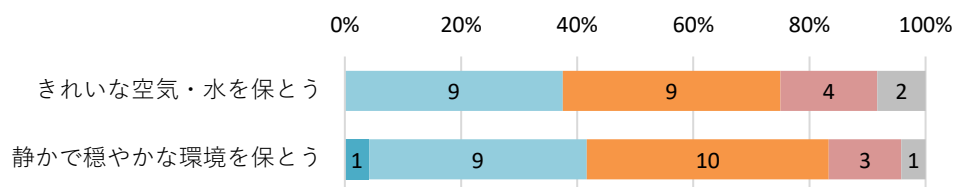
【基本目標2 みんなで取り組む エコライフのまち】



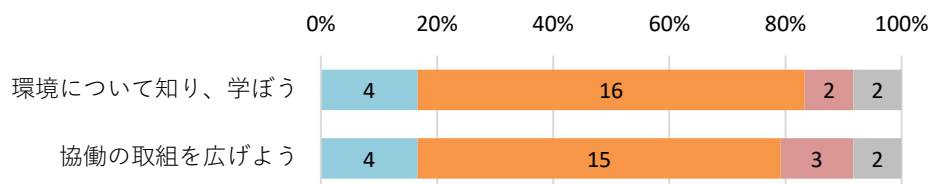
【基本目標3 みんなで育む 自然共生のまち】



【基本目標4 みんなで守る 安心な暮らしのまち】



【基本目標5 みんなで参加する エコ・コミュニティのまち】



【基本目標1 みんなで保つ 美しいまち】

項目	満足	やや満足	どちらともいえない	やや不満	不満	無回答
清潔で美しいまちを保とう	0	7	13	3	0	1
放置自転車や違法駐車をなくそう	2	9	8	4	0	1

【基本目標2 みんなで取り組む エコライフのまち】

項目	満足	やや満足	どちらともいえない	やや不満	不満	無回答
低炭素型のライフスタイルを実践しよう	0	3	16	1	1	3
自動車の利用を減らそう	1	2	16	2	1	2
循環型のライフスタイルを実践しよう	1	3	15	2	1	2

【基本目標3 みんなで育む 自然共生のまち】

項目	満足	やや満足	どちらともいえない	やや不満	不満	無回答
緑豊かな街並みをつくろう	0	9	9	5	0	1
郷土の自然を守り、呼び戻そう	0	7	13	3	0	1

【基本目標4 みんなで守る 安心な暮らしのまち】

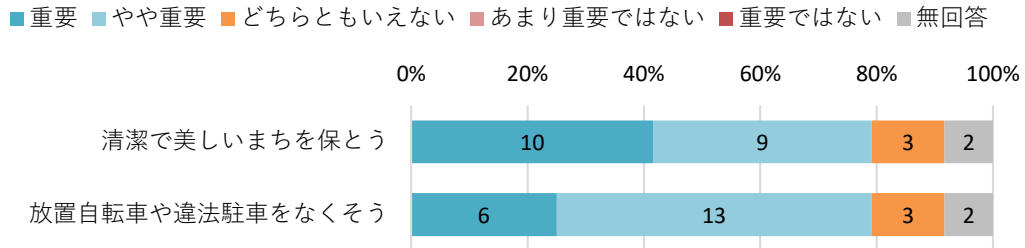
項目	満足	やや満足	どちらともいえない	やや不満	不満	無回答
きれいな空気・水を保とう	0	9	9	4	0	2
静かで穏やかな環境を保とう	1	9	10	3	0	1

【基本目標5 みんなで参加する エコ・コミュニティのまち】

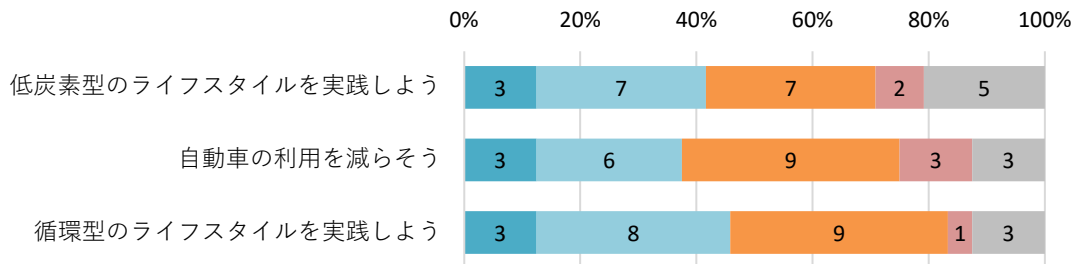
項目	満足	やや満足	どちらともいえない	やや不満	不満	無回答
環境について知り、学ぼう	0	4	16	2	0	2
協働の取組を広げよう	0	4	15	3	0	2

(3)環境基本計画の重要度

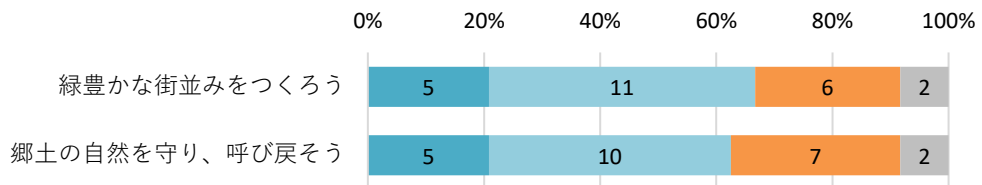
【基本目標1 みんなで保つ 美しいまち】



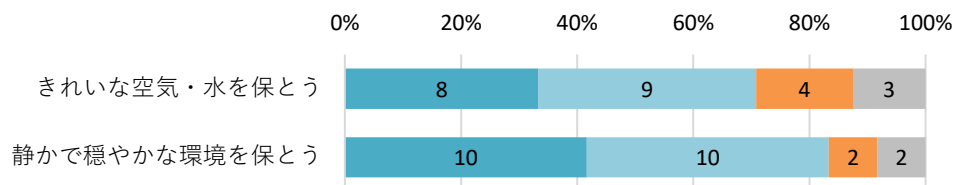
【基本目標2 みんなで取り組む エコライフのまち】



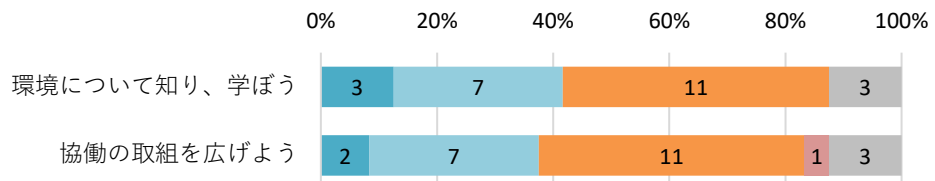
【基本目標3 みんなで育む 自然共生のまち】



【基本目標4 みんなで守る 安心な暮らしのまち】



【基本目標5 みんなで参加する エコ・コミュニティのまち】



【基本目標1 みんなで保つ 美しいまち】

項目	重要	やや重要	どちらとも いえない	あまり重要 ではない	重要で はない	無 回答
清潔で美しいまちを保とう	10	9	3	0	0	2
放置自転車や違法駐車をなくそう	6	13	3	0	0	2

【基本目標2 みんなで取り組む エコライフのまち】

項目	重要	やや重要	どちらとも いえない	あまり重要 ではない	重要で はない	無 回答
低炭素型のライフスタイルを実践しよう	3	7	7	2	0	5
自動車の利用を減らそう	3	6	9	3	0	3
循環型のライフスタイルを実践しよう	3	8	9	1	0	3

【基本目標3 みんなで育む 自然共生のまち】

項目	重要	やや重要	どちらとも いえない	あまり重要 ではない	重要で はない	無 回答
緑豊かな街並みをつくろう	5	11	6	0	0	2
郷土の自然を守り、呼び戻そう	5	10	7	0	0	2

【基本目標4 みんなで守る 安心な暮らしのまち】

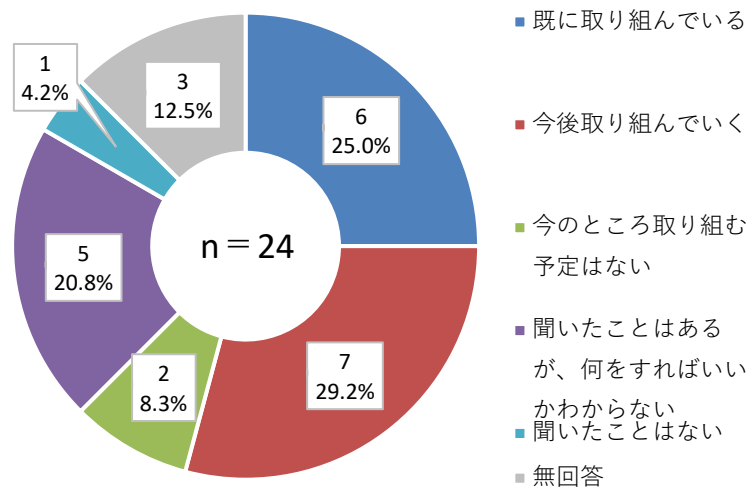
項目	重要	やや重要	どちらとも いえない	あまり重要 ではない	重要で はない	無 回答
きれいな空気・水を保とう	8	9	4	0	0	3
静かで穏やかな環境を保とう	10	10	2	0	0	2

【基本目標5 みんなで参加する エコ・コミュニティのまち】

項目	重要	やや重要	どちらとも いえない	あまり重要 ではない	重要で はない	無 回答
環境について知り、学ぼう	3	7	11	0	0	3
協働の取組を広げよう	2	7	11	1	0	3

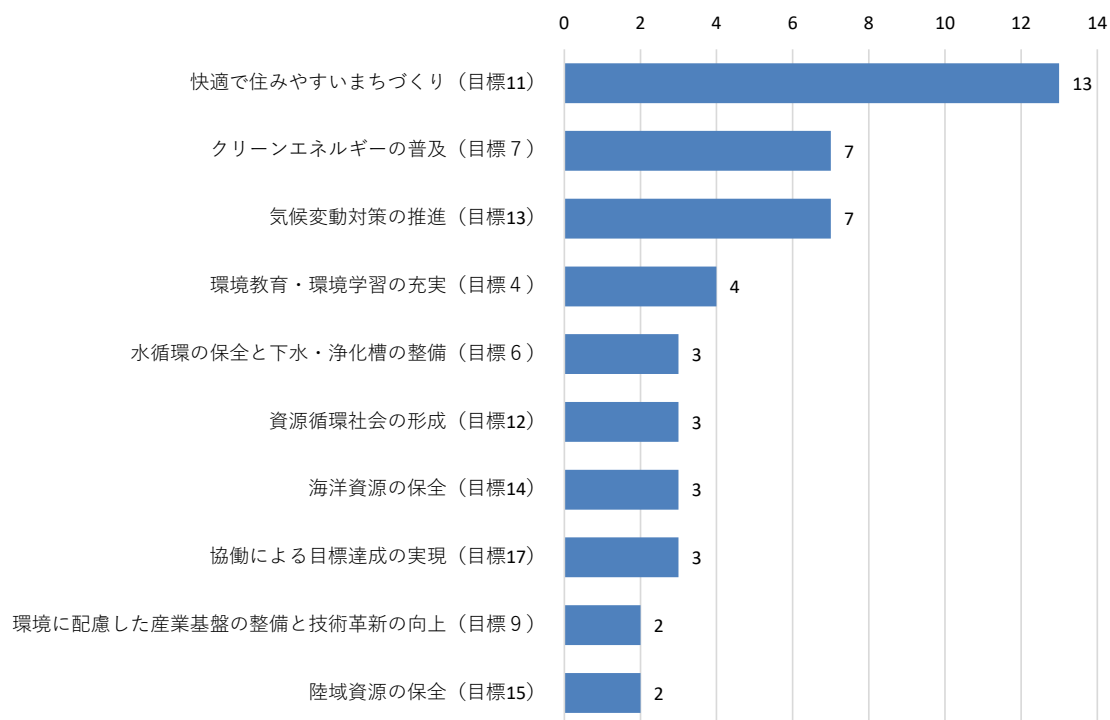
6. SDGsについて

(1)SDGsへの取組



項目	回答数	構成比(%)
既に取り組んでいる	6	25.0
今後取り組んでいく	7	29.2
今のところ取り組む予定はない	2	8.3
聞いたことはあるが、何をすればいいかわからない	5	20.8
聞いたことはない	1	4.2
無回答	3	12.5
合計	24	100

(2) 関心があり、今後注力した井環境関連の目標



項目	回答数	構成比(%)
快適で住みやすいまちづくり(目標 11)	13	27.7
クリーンエネルギーの普及(目標7)	7	14.9
気候変動対策の推進(目標 13)	7	14.9
環境教育・環境学習の充実(目標4)	4	8.5
水循環の保全と下水・浄化槽の整備(目標6)	3	6.4
資源循環社会の形成(目標 12)	3	6.4
海洋資源の保全(目標 14)	3	6.4
協働による目標達成の実現(目標 17)	3	6.4
環境に配慮した産業基盤の整備と技術革新の向上(目標9)	2	4.3
陸域資源の保全(目標 15)	2	4.3
合計	47	100

資料8 用語解説

【数字・アルファベット】

2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略	経済産業省が中心となって関係省庁と連携して策定した実行計画です。産業政策とエネルギー政策の両面から成長が期待される14分野について、国として高い目標を掲げ、可能な限り具体的な見通しを示した内容となっています。
3R+ Renewable	3R(スリーアール)(コラム⑤(61ページ)参照)にRenewable(リニューアブル)を加えた総称です。Renewableとは、プラスチックをバイオマスプラスチックに替えるなど、環境負荷の大きな素材を再生可能な資源に切り替える取組を指します。
BEMS	ビルエネルギーマネジメントシステム(Building Energy Management System)の略称で、ビルの室内環境とエネルギー性能の最適化を図るための管理システムです。
BOD	生物化学的酸素要求量(Biochemical Oxygen Demand)の略称で、水中の好気性微生物が有機物を分解するのに必要とする酸素の量を指す水質を測るための指標の一つです。
COOL CHOICE	クールチョイスと読みます。脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など、日常生活の中であらゆる「賢い選択」をしていこうとする国民運動です。
EV	電気自動車(Electric Vehicle)の略称で、外部から充電した電気をモーターに送り駆動する自動車です。
FCV	燃料電池自動車(Fuel Cell Vehicle)の略称で、水素と酸素の化学反応から取り出した電力をモーターへ送り駆動する自動車です。
HEMS	ホームエネルギーマネジメントシステム(Home Energy Management System)の略称で、家の室内環境とエネルギー性能の最適化を図るための管理システムです。
J-クレジット	J-クレジット制度とは、省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用による二酸化炭素等の排出削減量や、適切な森林管理による二酸化炭素等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度です。
PCB	ポリ塩化ビフェニル(Poly Chlorinated Biphenyl)の略称で、優れた絶縁性能を有しており、主に電気機器の絶縁油として使用されてきましたが、慢性的な摂取により体内に蓄積され、倦怠感や色素沈着などの健康被害が起こることから、1972(昭和47)年に製造が中止され、現在では法令により適正処理が推進されています。
pH	水素イオン濃度(Potential Hydrogen)の略称で、酸性、アルカリ性を示す指標です。0~14の数値で表され、pH7を中性とし、数値が小さくなると酸性、大きくなるとアルカリ性を示します。
PHV	プラグインハイブリッド車(Plug-in Hybrid Vehicle)の略称で、エンジンとモーターの2つの動力を搭載した自動車です。走行シーンに合わせてエネルギー効率の最大化を図ります。
PRTR	化学物質排出量・移動量届出(Pollutant Release and Transfer Register)の略称で、その制度は、有害性のある化学物質が、どのような発生源からどのくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて運び出されたかをデータ化し、それを把握・集計・公表する制度です。

SDGs	持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)の略称です。2015(平成27)年の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「地球上の誰一人取り残さない」を誓った17のゴールと169のターゲットで構成された2030(令和12)年までの国際目標です。
SDS	安全データシート(Safety Data Sheet)の略称で、化学物質及び化学物質を含む混合物を譲渡又は提供する際に、その物質の物理化学的性質や危険性・有害性及び取扱いに関する情報について知らせるための文書です。
SS	浮遊物質量(Suspended Solid)の略称で、水中に懸濁している不溶解性物質を指し、水質を測るための指標の一つです。
TJ	「テラジュール」と読みます。テラは10の12乗のことで、ジュールはエネルギーを使うときに必要な熱量を表す単位です。1,000Jは約240cal(約0.28Wh)です。
V2G	ヴィークルトゥグリッド(Vehicle to Grid)の略称で、電気自動車を蓄電池として使用し、電力会社の電力系統に接続して相互に利用する技術を指します。
V2H	ヴィークルトゥホーム(Vehicle to Home)の略称で、電気自動車を蓄電池として使用し、家庭の電力に利用する技術を指します。
VPP	ヴァーチャルパワープラント(Virtual Power Plant:仮想発電所)の略称で、企業や自治体などが所有する生産設備や自家発電設備、蓄電池や電気自動車など、地域に分散しているエネルギーリソースどうしを接続し、IoT技術を活用してコントロールすることで、発電所と同等の機能を提供する仕組みです。
ZEB	ネット・ゼロ・エネルギー・ビル(Net Zero Energy Building)の略称で、「ゼブ」と読みます。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する一次エネルギー(石油、天然ガス、太陽熱などの加工されない状態で供給されるエネルギー)の収支をゼロにすることを目指した建物を指します。
ZEV	ゼロエミッション車(Zero Emission Vehicle)の略称で、走行時に二酸化炭素等の排気ガスを出さないEV、FCV及びEVモード走行時のPHVを指します。

【あ】

アイドリングストップ	信号待ちや渋滞などで一時的に車が停止している間、手動あるいは自動的にエンジンを停止させることを指します。燃費向上、排出ガス削減効果が期待されます。
アスベスト	石綿(せきめん、いしわた)とも呼び、天然に産出される繊維状鉱物で、耐熱性、耐摩擦性、耐薬品性、紡織性などに優れており、建築材料等に多く使用されてきましたが、肺がんや中皮腫の原因となることが明らかとなり、現在日本では製造、輸入、使用等の全面禁止となっています。
新しい資本主義	「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトとした岸田首相が掲げる経済政策です。これまでの資本主義で経済成長の弊害として生み出された「経済的格差や貧困の拡大」、「中長期的投資の不足」、「都市と地方の格差」、「気候変動問題」を乗り越えていくため、分配の目詰まりを解消、技術革新に併せた官民連携で成長力を確保し、民間企業も公的役割を担う社会の実現を目指すとした考え方です。

一般廃棄物	産業廃棄物以外の廃棄物のことを指します。一般廃棄物は「ごみ」と「し尿」に分類されます。また、ごみは商店、オフィス、レストラン等の事業活動に伴って生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭系ごみ」に分類されます。
イニシアチブ	率先した行動により、他者を導くことを指します。
インバーター	一般的には、直流電流を交流電流に変換する回路を指しますが、本計画では、交流電流の周波数や電圧を制御し、電動機を効率的に回転させる省エネルギー設備を構成する一つの装置を指します。
雨水浸透施設	雨水を地下に浸透させる機能を持つ施設で、下水道や河川への雨水流出量を抑制します。代表的なものとして、「雨水浸透ます」や「雨水浸透管(浸透トレンチ)」があります。
雨水貯留施設	雨水が下水道や河川に流出する量を調整するため、一時的に貯める施設です。また、貯めた雨水を再利用できる施設もあり、庭木や芝生への散水、トイレの水、洗車、災害時の緊急用水源等に利用されます。
エコアクション21	環境省が中小事業者等の幅広い事業者に対して自主的に「環境への関わりに気づき、目標を持ち、行動することができる」方法を提供する目的で作成したガイドラインに基づく認証・登録制度です。二酸化炭素や廃棄物の削減、節水など環境負荷の軽減に積極的に取り組む企業や団体などを支援します。
エコカー	エコロジーカー(Ecology Car)の略称で、国の定めた基準を満たす環境負荷の小さい自動車指します。
エコドライブ	燃料消費量や二酸化炭素排出量を減らし、地球温暖化防止につなげる運転をする取組です。急加速・急発進の防止やアイドリングストップなど、運転操作に関わるものだけでなく、タイヤの空気圧チェックや燃費の把握など、自動車そのものの整備・点検に関する項目も含まれます。 ①自分の燃費を把握しよう ②ふんわりアクセル「e スタート」 ③車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転 ④減速時は早めにアクセルを離そう ⑤エアコンの使用は適切に ⑥ムダなアイドリングはやめよう ⑦渋滞を避け、余裕をもって出発しよう ⑧タイヤの空気圧から始める点検・整備 ⑨不要な荷物はおろそう ⑩走行の妨げとなる駐車はやめよう
エコボイド	建物の形状による風圧と内外の温度差を利用した空調システムで、自然エネルギーを利用した換気や天窓を利用した自然採光により省エネルギー効果が期待できます。
エコライフ	私たちの便利で快適な生活が自然や環境に影響を及ぼしていることを認識し、省エネルギー、ごみの減量、リサイクル、節水など、環境にやさしい生活を実践することを指します。
エネルギー基本計画	エネルギー政策の基本的な方向性を示すためにエネルギー政策基本法に基づき政府が策定する計画です。2018(平成30)年に策定された第5次計画から、エネルギーをめぐる情勢変化や日本のエネルギー需給構造が抱える様々な課題を踏まえ、2021(令和3)年に第6次計画として閣議決定されました。
温室効果ガス	大気中に含まれる二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素など、温室効果をもたらす気体の総称です。

【か】

カーボンオフセット	温室効果ガスの排出量をできるだけ抑え、どうしても排出される温室効果ガスについては、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、埋め合わせるという考え方です。
カーボンニュートラル	温室効果ガスの排出と吸収を均衡させることを指します。本計画ではゼロカーボンと同義です。
街区公園	半径250m以内に住んでいる人が主に利用することを目的として配置された公園を指し、1か所あたり0.25haの面積が目安とされています。
合併処理浄化槽	「し尿」と「生活雑排水」を戸別にまとめて処理する浄化槽を指します。
環境カウンセラー	環境保全に関する豊富な知識と経験を活用して、きめ細かな助言(環境カウンセリング)ができる人を指します。
環境経営	環境問題に積極的に取り組み、環境負荷を低減させることで企業の社会的責任を果たす経営手法を指します。
環境相談エコ100番	環境に関する相談や要望等、市民からの問い合わせ窓口として2001(平成13)年10月より実施している生活環境係の相談窓口です。
環境報告書	事業者が環境保全に関する方針、目標、計画、環境負荷の低減に向けた取組状況等について取りまとめた報告書です。
環境マネジメントシステム	組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいく体制・手続き等の仕組みを「環境マネジメントシステム」(EMS:Environmental Management System)といいます。
緩和策	地球温暖化とそれに伴う気候変動の影響を回避あるいは軽減するために温室効果ガス排出を抑制する方策を指します。
気候サミット	地球温暖化と気候変動に対する行動を本格化させるため、国連事務総長の呼びかけにより米国ニューヨークの国連本部で開催された首脳級会合です。178カ国と地域の首脳・閣僚が参加し、各国の取組や行動計画が公表されました。
気候非常事態宣言	国、自治体、学校、団体といった組織が、気候変動が異常な状態であることを認める宣言です。宣言と同時に気候変動を緩和するための政策立案、計画、キャンペーンなどの対応を積極的に打ち出すことによって、市民や事業者などの関心を高め、気候変動への行動を加速させます。
気候変動	気温及び気象パターンの長期的変化を指します。1800年以降は化石燃料の燃焼など、人間活動による変化が原因とされています。
気候変動適応センター	気候変動に対する適応策の推進と気候変動の研究を行う機関です。埼玉県の気候変動適応センターは、埼玉県環境科学国際センターに置かれています。
気候変動に関する政府間パネル(IPCC)	人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的・技術的・社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として1988(昭和63)年に国連環境計画(UNEP)と世界気象機関(WMO)により設立された組織です。
緊急事態宣言	2020(令和2)年3月13日に成立した新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく感染拡大防止対策です。全国的かつ急速なまん延により国民生活や経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある場合などに、総理大臣が宣言を行い、緊急的な措置を取る期間や区域を指定します。

近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区あたり1か所を誘致距離500mの範囲内で、1か所あたり面積2haを標準として配置されています。
クリーンエネルギー	水力、電気、太陽、水素、天然ガス、人造ガスなど、使用にあたり公害を出さないエネルギーを指します。
グリーン購入	製品やサービスを購入する際に、その必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ない物を選ぶ購入方法です。2001(平成13)年度から「グリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)」が施行され、国等の公的機関が率先して環境物品等の調達を推進するとともに、地方公共団体や事業者、国民に対してもグリーン購入に努めることを奨励しています。
クロス集計	アンケート結果などのデータを集計する時に、2つ以上の観点でまとめる統計手法です。
現状趨勢(BAU)	今後追加的な対策を見込まないまま推移した場合の将来における温室効果ガス排出量を指します。
光化学オキシダント	工場の煙や自動車の排気ガスなどに含まれている窒素酸化物(NOx)や炭化水素(HC)が、太陽の紫外線を受けて光化学反応を起こし発生するオゾンやアルデヒドの総称です。
合計特殊出生率	15～49歳の既婚・未婚を問わない女性の年齢別出生率を合計したもので、人口統計で年次比較や地域比較を行う際の指標の一つです。
耕作放棄地	5年ごとに調査が行われる農林業センサスにおいて、「以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け(栽培)せず、この数年の間に再び作付け(栽培)する意思のない土地」と定義されています。農林業センサスでは、耕作放棄地には5a(アール:500m ²)未満の耕作放棄された農地は含まれません。
コージェネレーション コージェネレーション	熱電供給とも呼ばれ、エンジンやタービンなどの原動機で発電を行い、その排熱を取り出して給湯や冷暖房に利用するシステムです。
国連気候変動枠組条約	正式名称は「気候変動に関する国際連合枠組条約」といい、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目標として1994(平成6)年に発効された国際条約。翌年から締約国会議(COP)が毎年開催されており、「京都議定書」や「パリ協定」は、その中で採択・締結されたものです。
国連持続可能な開発サミット	2015(平成27)年9月に米国ニューヨークの国連本部で開催された環境問題と持続可能な開発をテーマとした国際会議です。150を超える国連加盟国の首脳が参加し、「我々の世界を変革する:持続可能な開発のための2030アジェンダ」が全会一致で採択されました。

【さ】

再生可能エネルギー	太陽光・太陽熱・風力・地熱・水力・バイオマスなどの永続的に利用でき、温室効果ガスを排出しないエネルギーを指します。
サプライチェーン	原料調達から製造、在庫管理、物流、販売などを通じて消費者の手元に届くまでの一連の流れを指します。
産業用ヒートポンプ	これまで工場で捨てられていた熱を再利用し、生産プロセスへ高効率に熱を供給できる省エネルギー装置です
事業継続計画(BCP)	Business Continuity Planの頭文字で構成した略称です。災害や事件、システム障害など危機的状況下に置かれた場合でも、被害を最小限に抑え、重要な業務が継続できる方策をまとめた計画で、企業のリスク管理の一つです。
次世代自動車	エコカーと同義です。

自然再興 (ネイチャー ポジティブ)	自然生態系の損失を防ぎ、回復させることを指します。
自然堤防	河川の両岸に土砂が堆積して自然にできた堤防状の地形(微高地)を指します。
循環型社会	一般的には、資源やエネルギーの循環を指しますが、ここでは、ごみをできる限り減らし、資源を繰り返し有効利用した資源の循環が実現した社会を指します。
循環型社会 形成推進 基本計画	循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めた計画です。
循環経済 (サーキュラー エコノミー)	従来の3Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス等を通じて付加価値を生み出す経済活動で、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指します。
笑気ガス	気体状の一酸化二窒素です。酸素と混合し、吸入麻酔薬として使われます。本計画では市立病院で使用された吸入麻酔薬中の一酸化二窒素を温室効果ガスとして算定しています。
食品ロス	食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針により「本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品」と定義されています。
スマート コミュニティ	省エネルギーに取り組みつつ、再生可能エネルギーを最大限活用し、家庭やオフィス、交通システムなどをITネットワークでつなげ、地域でエネルギーを有効活用する次世代の社会システムを指します。
スマート デバイス	一般的には、インターネットに接続でき、様々なアプリケーションソフトを利用できる携帯型の多機能端末を指します。スマートフォン(スマホ)やタブレット型端末が該当します。
成長戦略 実行計画	2021(令和3)年6月に閣議決定された計画です。成長と分配の好循環、付加価値の高い新製品・新サービスの創出、コロナ禍により影響が出ている分野の事業継続・事業再構築の支援、ポテンシャル分野の積極的な成長戦略強化など、5つの考え方のもと、成長戦略の具体策を示しています。
生物多様性	生き物の個性とつながりを示す概念です。地球上に生命が誕生してから、生き物は長い歴史の中で様々な環境に適応し進化し、その生命一つひとつに個性があり、すべて直接的あるいは間接的に支え合って生きていることを指します。
生物多様性 国家戦略	「生物多様性条約」と「生物多様性基本法」に基づき、生物多様性の保全と持続可能な利用に関し、自然共生社会の実現に向けた戦略的施策を推進するために国が策定した計画です。
ゼロカーボン シティ	→コラム②(32ページ)参照
創エネルギー	太陽光発電設備などにより、自らが意識的にエネルギーを創り出そうという考え方です。
ソーラー蓄電池 ステーション	公共施設に太陽光発電設備と蓄電池を設置し、昼間は発電した電力を使用し、夜間や停電時には蓄電池で貯めた電力を使用します。

【た】

ダイオキシン類	ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDDs)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDFs)、コプラナーポリ塩化ビフェニル(Co-PCBs)の総称です。難分解性物質であることから、水環境や土壌に長期間残留します。人に対して甲状腺機能の低下、生殖器官への影響、免疫機能低下を引き起こすと報告されています。
太陽熱利用設備	再生可能エネルギーである太陽熱を、給湯や冷暖房に利用するシステムのことです。
第6次評価報告書 第1作業部会報告書	気候変動に関する政府間パネル(IPCC)における評価報告書は、評価対象により3つの作業部会から構成されます。第1作業部会は自然科学的根拠を対象として、気候変動に関する科学的知見を評価し、とりまとめて報告書を作成します。その報告書では向こう数十年の間に温室効果ガスの排出が大幅に減少しない限り、21世紀中に地球の平均気温は1.5℃及び2℃を超えること、より一層の地球温暖化に伴い、すべての地域において気候的な影響の同時多発的な変化が益々経験されるようになると予測するなど報告しています。
単独処理浄化槽	「し尿」のみを処理する浄化槽です。生活雑排水は処理されないため、河川等の水質汚濁の原因となります。
地域レジリエンス	レジリエンスとは弾力性、柔軟性、回復性などの能力を指しますが、本計画では、気候変動に伴う災害や感染症に対して地域がリスクを予見し、危機的状況を柔軟かつ強靱性を持って乗り越えることを指します。
地球温暖化対策計画	2021(令和3)年10月に閣議決定した「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく政府の総合計画です。2050年カーボンニュートラル、温室効果ガスを2013(平成25)年度から2030(令和12)年度までに46%削減という目標の実現に向けて、再生可能エネルギーの拡大、住宅や建築物の省エネルギー基準適合の拡大、産業のイノベーション支援、二国間クレジット制度(途上国と協力して温室効果ガスの削減に取り組み、削減の成果を両国で分け合う制度)による地球規模での温室効果ガス排出量削減の貢献などを施策として掲げています。
地球温暖化防止活動推進センター	「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく組織です。地球温暖化対策に関する普及啓発を行うなど、地球温暖化防止に寄与する活動の促進を図っています。埼玉県における地球温暖化防止活動推進センターは、認定特定非営利活動法人環境ネットワーク埼玉に置かれています。
地区公園	半径1km以内に住んでいる人が主に利用することを目的として配置された公園を指し、1か所あたり4ha以上の面積が目安とされています。
地産地消	地元で生産されたものを地元で消費する取組で、エネルギーや農産物に対して使われる用語です。本計画ではエネルギーの地産地消として、再生可能エネルギーによる発電や蓄熱を自家消費するシステムを指します。
低温バイナリー地熱発電	低沸点の媒体を利用した地熱発電システムで、地下から取り出した蒸気・熱水が低温でもタービンを回して発電することができます。
低炭素社会	二酸化炭素の排出をできる限り減らし、地球温暖化による気候変動とその影響が緩和された社会を指します。(コラム④(48ページ)参照)
適応策	地球温暖化とそれに伴う気候変動の影響に対処するための方策を指します。
典型7公害	大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭の7種類の公害を指します。

透水性舗装	路面の水を路盤以下に浸透させる舗装を指します。集中豪雨の洪水緩和、地下水涵養、ヒートアイランド現象の緩和、水溜まり防止、自動車騒音低減を目的に都市部で適用されています。
特定事業場	水質汚濁防止法で規定する污水又は廃液を排出する工場・事業場を指します。
トップランナー制度	商品化している自動車、家電製品や建材等の機械器具等のうち、エネルギー消費効率がもっとも優れている(トップランナー)機械器具等を国が認める制度です。
ドライ型ミスト	水を霧状に噴射し、蒸発する際の気化熱の吸収を利用した装置で、主に屋外で局所的に冷却する目的で使用されます。

【な】

中仙道まちづくり協議会	歴史文化軸にふさわしい環境の形成及び維持向上を目的とした組織です。
中仙道蕨宿まちなみ協定	中仙道沿道蕨宿地域において、建築物等の整備に関する事項等を定め、歴史文化軸にふさわしいまちなみとして維持向上することを目的に中仙道まちづくり協議会が自主的に定めたルールです。
二酸化窒素	化学式では N_2O と表します。ボイラ等の煙突や自動車の排ガス等を発生源とする代表的な大気汚染物質です。呼吸器系に健康被害のおそれがあり、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン又はそれ以下であることとした環境基準が定められています。

【は】

ばい煙	大気汚染防止法に基づき、工場などで燃料や物の燃焼等に伴い発生する硫黄酸化物・スス・有害物質(カドミウム、塩素等)を指します。代表的なばい煙発生施設として、ボイラ、廃棄物焼却炉などがあります。
バイオマス	生物資源(bio)の量(mass)を表す概念で、動植物から生まれた生物資源の総称(石油や石炭などの化石資源は除く)のことで、具体的には、農林水産物、稲わら、もみがら、食品廃棄物、家畜排せつ物、木くずなどを指します。
バイオマスプラスチック	植物などの再生可能な有機資源を原料として化学的又は生物学的に合成することでできるプラスチック製品です。
ハザードマップ	自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図です。
花いっぱい運動	まちに花を植えることで日常生活に「ゆとりと潤い」が感じられるまちを実現する目的として展開されている国民運動です。
プランター・ファーム！in わらび	緑・土に触れあう機会の創出、環境保全への貢献などを目的に、プランターを活用して自宅で野菜や植物を育成する、住宅都市・蕨ならではの取組です。
ベンゼン	揮発性有機化合物の1つで、無色透明の液体です。染料・医薬品・農薬等の様々な化学製品の合成原料、溶剤、抽出剤等に広く用いられています。人体への影響としては、白血病、再生不良性貧血などがあります。
防風林	風害を防ぐために家屋や耕地、海岸に設ける樹林です。
ポスト2020生物多様性枠組	2020(令和2)年までの国際目標であった生物多様性を保全するための愛知目標に代わる2021(令和3)年以降の国際目標です。生物多様性条約第15回締約国会議での採択を目指し、各国間で交渉が行われています。

保存樹木	都市における自然環境や景観の保護・維持を図るため、「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」や市区町村の条例等に基づき指定された樹木を指します。
------	---

【ま】

マイクロプラスチック	5mm以下の微細なプラスチックごみの総称です。近年、陸上や海上で捨てられたプラスチックごみが断片化され、微細なプラスチックごみとなり、海洋汚染の原因とされ、世界規模の問題となっています。
マイ・タイムライン	住民一人ひとりのタイムライン(防災行動計画)です。台風等の接近による大雨に伴い河川の水位が上昇するときに、自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え命を守る避難行動のための一助とするものです。
マイ箸	自分で使う箸を携行し、割り箸の利用を控える環境に配慮した取組です。
マイボトル	水筒を携行し、ペットボトルや紙コップなどの利用を控える環境に配慮した取組です。

【ら】

リサイクル	→コラム⑤(61ページ)参照
リターナブル容器	一度消費したびんや容器などを返却・回収し、洗浄して繰り返し使う容器を指します。
リデュース	→コラム⑤(61ページ)参照
リユース	→コラム⑤(61ページ)参照
レジリエント	→地域レジリエンス

【わ】

蕨市公衆衛生推進協議会	公衆衛生の向上や生活環境問題への取組、ごみの分別啓発など、住みやすいまちづくりを推進するための中心的組織です。
蕨市さわやか環境条例	ごみの散乱の防止や空き地及び空き家の適正な管理などを定めた条例で、市民、事業者及び市が一体となって地域の環境美化を推進し、清潔でさわやかな生活環境を確保することを目的としています。
蕨戸田衛生センター組合	一般廃棄物やし尿、資源物などを処理・リサイクルする施設を有した戸田市と共同事務を行う一部事務組合です。
ワンウェイプラスチック	一度だけの使用で廃棄することが想定されるプラスチック製品を指します。
ワンヘルスアプローチ	人、動物、環境の衛生に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むという概念を表す言葉であり、国際的にも認識が高まっています。

第3次蕨市環境基本計画

蕨市地球温暖化対策実行計画(区域施策編・事務事業編)

蕨市気候変動適応計画

令和5年3月

発行／蕨市 市民生活部 安全安心推進課 生活環境係

〒335-0001

埼玉県蕨市北町5-13-23

TEL(048)443-3706

FAX(048)443-3709

E-mail:skankyous@city.warabi.saitama.jp

URL:<http://www.city.warabi.saitama.jp>

